



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
〔主要国農業政策・
貿易政策〕
研究資料 第6号

令和2年度カントリーレポート

タイ，ベトナム，インドネシ
ア，韓国，中国

令和3年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は，農林水産政策研究所における研究成果について，主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり，学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため，読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成25（2013）年度からは、研究の枠組みが3年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。プロジェクト研究は、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度までを一期目、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までを二期目とし、令和元（2019）年度から三期目を実施している。

これまで当研究所では、農業政策立案の観点から重要となる国・地域を対象とした農業情勢と関連政策の分析と国際食料需給の分析を実施してきた。三期目の「主要国の農業政策・貿易政策の変化及びそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」においても、これまでに蓄積された知見を活用しながら、世界の主要国・地域の農業情勢及び関連政策の調査研究を行っている。そして、国・地域別の知見と定量的な食料需給予測の連携を深め、よりの確な需給見通しの策定に努めている。さらに、多くの国々が共通した課題に直面するようになっている現状を踏まえ、各国・地域単独での分析に加えて、関連した複数国を横断する課題を設定し、各国の政策や関連状況を比較・分析している。

本レポートは、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり、広範の読者の方より、御指導・御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成19年～令和2年度カントリーレポート

（平成19年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第1号 中国、韓国

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第2号 ASEAN、ベトナム

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第3号 インド、サブサハラ・アフリカ

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第4号 オーストラリア、アルゼンチン、EU 油糧種子政策の展開

（平成20年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第5号 中国、ベトナム

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第6号 オーストラリア、アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第7号 米国、EU

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第8号 韓国、インドネシア

（平成21年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第9号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第10号 中国、インド

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア, ニュージーランド, アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU, 米国, ブラジル

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国, タイ, ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国 (その 1)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策
(チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル, オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル, アフリカ,
韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ

(平成 26 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 4 号 タイ, オーストラリア, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 5 号 米国, WTO, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 6 号 EU (フランス, デンマーク)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 7 号 インド, アルゼンチン, ベトナム, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 8 号 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪農

(平成 27 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 9 号 総括編，食料需給分析編

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 10 号 EU (CAP 改革，フランス，スコットランド，デンマーク，フィンランド，酪農)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 11 号 中国，インド，インドネシア，中南米，アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 12 号 タイ，ベトナム，ミャンマー，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 13 号 米国，フランス，韓国，GMO (米国，EU)

(平成 28 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 1 号 総論，横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 2 号 米国 (農業支援政策，SNAP 制度)，EU (価格所得政策と CAP 簡素化，酪農，農業リスク管理，フランス)，韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 3 号 タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 4 号 中国，インド，インドネシア，メキシコ，ケニア

(平成 29 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 5 号 横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 6 号 米国 (米国農業法，農業経営の安定化と農業保険，SNAP-Ed)，EU (CAP 農村振興政策，フランス，英国)，韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 7 号 タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 8 号 中国，インド，インドネシア，メキシコ，アフリカ，フィリピン

(平成 30 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 9 号 横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 10 号 米国，カナダ，EU (条件不利地域における農業政策，共通農業政策 (CAP) の変遷における政治的要因等の検討，ドイツ，フランス，英国)，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 11 号 中国, 韓国, 台湾, インドネシア, フィリピン, タイ, インド, アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 12 号 メキシコ, ブラジル, アルゼンチン, オーストラリア

(令和元年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 1 号 米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 2 号 中国, 台湾, ベトナム, アフリカ (ケニア)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 3 号 ブラジル, メキシコ, アルゼンチン, ウルグアイ, オーストラリア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 4 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 2 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 5 号 EU (農産物貿易政策等, 持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組, フランス), 英国, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 6 号 タイ, ベトナム, インドネシア, 韓国, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 7 号 ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, オーストラリア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 8 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

プロジェクト研究 「主要国の農業政策・貿易政策の変化及びそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」

令和2年度 カントリーレポート 第6号

タイ，ベトナム，インドネシア，韓国，中国

目 次

第1章 タイ—民政移管と連立政権の農業政策—

(井上荘太郎)

1. はじめに
2. 経済の概況
3. 農業の動向
4. プラユット連立政権の農業政策
5. 政治経済学的考察
6. おわりに

第2章 ベトナム—農村社会と農村振興政策—

(岡江恭史)

はじめに

1. ベトナムの農村社会
2. 農村振興政策

第3章 インドネシア—持続可能な農業生産・食料消費の実現に向けて—

(伊藤紀子)

1. はじめに
2. 農業生産・農産物貿易・食料消費の現状
3. 農業生産・食料消費に関連する政策
4. おわりに

第4章 韓国—台湾との比較を通じた食品製造業の産業内貿易—

(樋口倫生)

1. はじめに
2. 分析方法とデータ
3. 分析結果

4. おわりに

第5章 中国—「ややゆとりある社会」完成目標の年に中国の食と農が直面した内外諸問題—

(百崎賢之)

はじめに

1. 2020 年の中国政治と「三農」(農業・農村・農民)の動向
2. 豚肉供給をめぐって
3. 食料安全保障と需給政策
4. これからの課題と方向～「次の5年」, 「次の30年」に向けた新たな動き～

第1章 タイ

—民政移管と連立政権の農業政策—

井上 莊太郎

1. はじめに

タイでは2006年の軍事クーデター以来、既に15年にわたって、不安定な政治状況が続いている。この間、選挙による政権交代とともに、過激な反政府運動や軍事クーデター、そして憲法裁判所による首相解職や与党解党命令が繰り返されてきた。2019年の総選挙以降は、王室に近い保守派や軍を中心とした伝統的政治勢力と新興の政治勢力との対立に、若年層を中心とした層の政治行動も加わっている。この政治的混乱は、社会不安により外国投資を抑制し、また2国間の通商協定交渉を阻害するなど、社会経済に負の影響を与えている。農業政策も政権交代のたびに、何度も変更が繰り返されている。特に米市場や稲作農家に対する保護的な政策は、財政支出の規模も大きく、タイ農業の発展方向にも影響を与えている。米政策としては価格支持政策と不足払い政策が入れ替わる形で繰り返されてきたが、2019年の総選挙後に成立した連立政権では、10年前に実施された不足払い政策に近い政策が復活している。本章では、タイの現在のプラユット政権の農業政策を、米政策を中心に整理し、その背景について考察する。また主要な農産物の生産、貿易の現状を整理する。

2. 経済の概況

タイの国土は、インドシナ半島の南西部とマレー半島北部に位置し、面積は51.3万km²である（ASEAN第3位）。人口は、2019年で約6900万人である（ASEAN第4位）。

2019年のGDPは15兆2461億バーツ（1バーツは約3.4円）である（第1表）。GDP成長率は、マレーシアやベトナムに比較して低位になっており（第1図）、いわゆる中所得国の罫と呼ばれる経済成長の停滞が懸念されている（例えば高橋（2015））。一方、農林水産業（農業、狩猟、林業、漁業）、のGDPは1兆3809億バーツであり、経済全体の約9.1%に当たる。この比率は、1970年以降の長期的な趨勢（すうせい）では、低下傾向にあるものの、1990年以降では、経済における農業のシェアが趨勢的に低下しているとは、言いがたい（第2図）。2010年代の前半など、農産物の国際価格が高騰した時期には、GDPにおける農業のシェアは高くなっている。原料用農林水産物と食品・飲料の、商品輸出に占めるシェアは、1970年代以降、輸出工業化の進展を反映して、大幅に低下していた。しかし、2000年代以降は、それぞれ15%及び、5%程度と、安定的に推移している（第3図）。

第1表 部門別 GDP（名目，要素費用表示）

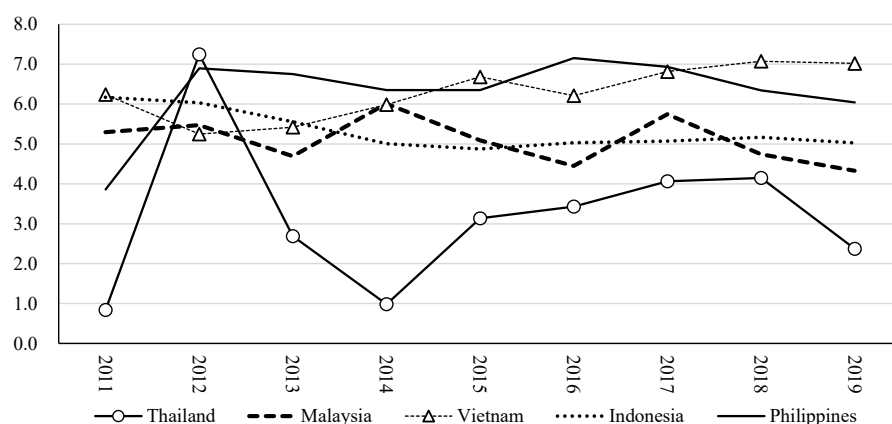
（百万バーツ）

年度	2016	2017	2018	2019*
農林水産業	1,249,157	1,307,451	1,342,781	1,380,873
非農林水産業	11,887,638	12,654,745	13,389,808	13,865,291
産業	4,069,772	4,294,179	4,478,222	4,438,019
鉱業・採石業	339,761	327,469	352,793	346,690
製造業	3,329,918	3,540,236	3,673,989	3,610,140
電気、ガス	343,285	366,288	388,154	414,019
上下水道、廃棄物管理	56,808	60,186	63,286	67,170
サービス業	7,817,866	8,360,566	8,911,586	9,427,272
建設業	364,174	357,251	370,811	380,078
卸売業、小売業、自動車修理	1,766,249	1,936,216	2,121,835	2,285,823
運輸、倉庫業	851,658	904,046	941,105	970,642
宿泊、飲食サービス業	680,951	798,458	901,528	1,009,465
情報通信	323,425	345,691	366,129	411,462
金融、保険業	1,067,757	1,127,188	1,184,599	1,210,372
不動産業	277,512	288,657	304,026	324,807
専門的、科学技術的活動	219,995	238,257	247,588	254,701
管理、業務支援サービス業	186,266	197,606	207,356	219,344
行政と防衛、義務的社会保障	881,905	917,355	957,152	992,934
教育	636,274	653,939	675,823	696,639
保健衛生、社会事業	305,716	326,304	349,011	367,819
芸術、娯楽、レクリエーション	55,260	59,808	65,815	77,158
その他サービス業	172,621	182,367	191,438	197,964
家事サービス	28,103	27,423	27,370	28,064
国内総生産（GDP）	13,136,795	13,962,196	14,732,589	15,246,164

資料： NATIONAL ACCOUNTS OF THAILAND 2019, Table4 より筆者作成。

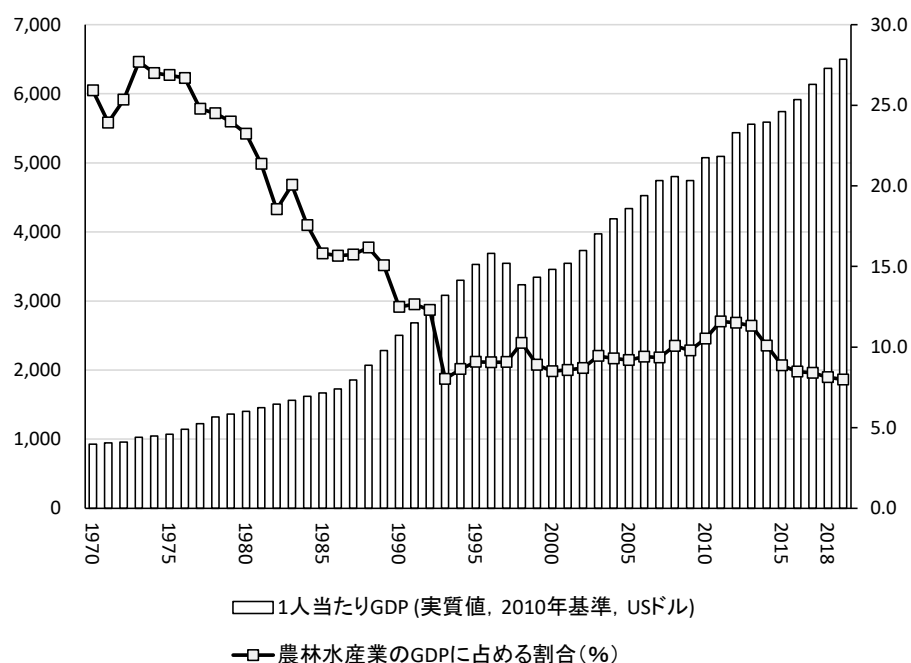
https://www.nesdc.go.th/nesdb_en/ewt_w3c/main.php?filename=national_account (2020年1月29日アクセス)。

注：2019年は予測値。



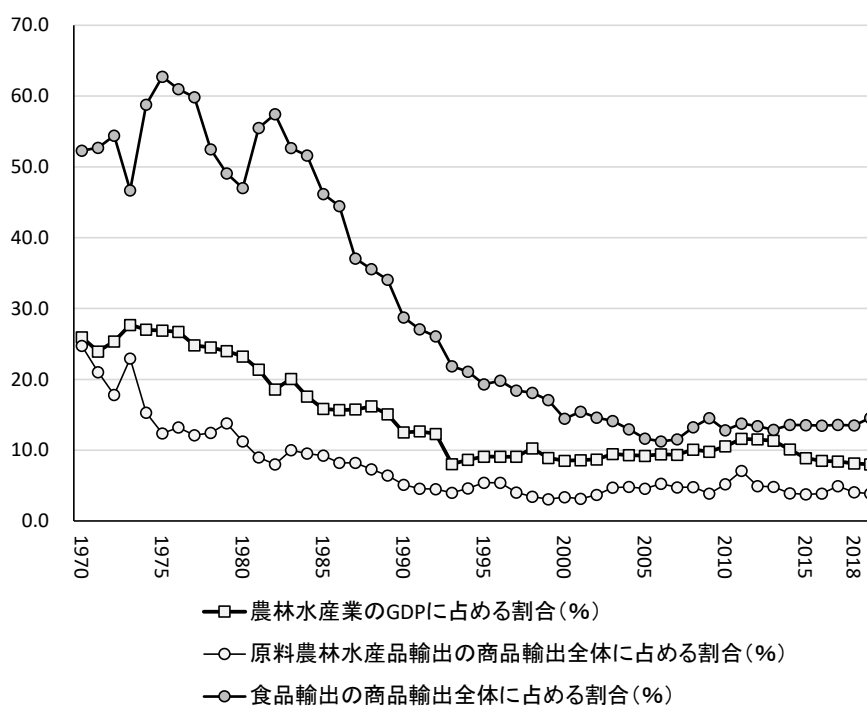
第1図 GDP（現地通貨，実質）の対前年成長率の国際比較（％）

資料： World Development Indicators より筆者作成（2021年1月28日アクセス）。



第2図 1人当たりGDPと農林水産業のGDPシェアの推移

資料：World Development Indicators より筆者作成 (2021年1月28日アクセス)。



第3図 農林水産業のGDPシェアと輸出シェアの推移

資料：World Development Indicators より筆者作成 (2021年1月28日アクセス)。

3. 農業の動向

（1）主要農産品の生産・価格の動向

2019～20年は40年ぶりとされる深刻な干ばつの影響で、主要な農産物の生産が減少している。以下では米、キャッサバ、サトウキビ、アブラヤシ、天然ゴムの生産、価格、輸出の動向を検討する。

1) 米

米の栽培には乾季作と雨季作がある。2014年以降では、生産量の変動が激しいのは乾季作米である（第2表）。乾季作の米は2014年には約1500万ライ（1ライは0.16ha）が作付けられ、約967万トンが生産されていた。しかし、政府が二期作を抑制し、作付面積の目標を低く設定する政策を実施していることや干ばつの影響のため、2020年に乾季作の米の作付面積は約730万ライと減少し、生産量は約450万トンまで縮小している。一方、雨季作は比較的安定しており、2014年以降では、作付面積は約6000万ライ程度、生産量は2400～2600万ライ程度で推移している。

米の価格は、品目によって動向が異なる。2014年以降では、うるち米ともち米は2020年、香り米は2019年の価格（農家庭先）が最も高い（第3表）。また米の輸出は、パーツ高と干ばつによる競争力の低下でインド、ベトナム、中国にシェアを奪われており、2019年には794万トン、37151億パーツ、2020年には608万トン、138億パーツ、と2018年以前に比べて落ち込みが激しい（第4表、第6表）。

2) キャッサバ

2020年のキャッサバの生産量は2900万トンと米に比べて、干ばつの影響の影響による減少が目立つ（第2表）。輸出は、食品用のキャッサバ、加工品の減少が大きい（第4表、第6表）。一方、産業用では価額、重量ともに大幅な変化はない（第5表、第7表）。

3) サトウキビ

2020年のサトウキビの生産量は、FAOSTATからは不明であるが、価格は2019年、2020年と低下している（第2表、第3表）。また2020年の砂糖の輸出は価額、重量とも大幅に減少している（第4表、第6表）。

4) アブラヤシ

政府のパーム油産業の振興方針もあり、生産は2019年も拡大している（第2表）。パーム核の価格は2018年、19年に低下していたが、2020年には回復している（第3表）。

5) 天然ゴム

天然ゴムの生産量は安定しているが、価格は2018年も41～43 バーツ/kg と低迷している（第2表、第3表）。政府の価格保証政策の補助金による支援が期待されている。輸出価額と輸出量は2018年を底として、2019年、2020年では、どちらも回復している（第5表、第7表）。

第2表 主な農産物の生産動向

単位：ライ、トン、kg/ライ

品目	項目	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
米_乾季作	作付面積	15,055,076	8,460,759	5,137,685	10,456,546	12,066,980	10,995,474	7,319,240
米_乾季作	生産量	9,672,093	5,346,915	3,109,468	6,620,845	7,964,554	7,170,258	4,541,329
米_乾季作	単収	642	632	605	633	660	652	620

米_雨季作	作付面積	60,790,599	58,063,476	58,645,474	59,220,823	59,980,731	61,197,134	
米_雨季作	生産量	26,269,964	24,311,539	25,236,345	24,934,349	25,177,856	24,064,170	
米_雨季作	単収	432	419	430	421	420	393	

キャッサバ	作付面積	8,975,741	9,319,718	9,315,012	8,918,392	8,624,284	8,823,412	9,439,009
キャッサバ	生産量	30,022,052	32,357,741	31,161,103	30,495,190	29,368,185	31,079,966	28,999,122
キャッサバ	単収	3,345	3,472	3,345	3,419	3,405	3,522	3,072

サトウキビ	収穫面積	8,456,406	8,754,675	8,599,900	8,772,000	11,188,800	11,469,281	
サトウキビ	生産量	103,697,005	94,138,465	94,138,465	93,088,464	135,073,799	131,002,173	
サトウキビ	単収	12,263	10,753	10,946	10,612	12,072	11,422	

アブラヤシ	収穫面積	4,120,175	4,317,615	4,520,960	4,982,050	5,352,641	5,662,997	
アブラヤシ	生産量	12,623,959	12,396,682	11,662,559	14,452,261	15,534,984	16,408,440	
アブラヤシ	単収	3,064	2,871	2,580	2,901	2,902	2,897	

天然ゴム	収穫面積	18,158,815	18,425,929	18,466,489	19,106,742	20,023,099		
天然ゴム	生産量	4,415,687	4,413,748	4,342,935	4,503,101	4,813,527		
天然ゴム	単収	243	240	235	236	240		

資料：タイ農業・協同組合省，農業経済局ホームページより筆者作成。

<http://www.oae.go.th/view/1/%E0%B8%82%E0%B9%89%E0%B8%AD%E0%B8%A1%E0%B8%B9%E0%B8%A5%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9C%E0%B8%A5%E0%B8%B4%E0%B8%95%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%99%E0%B8%84%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%A9%E0%B8%95%E0%B8%A3/TH-TH> (2021年1月29日アクセス)

注．サトウキビについては FAOSTAT のデータから算出した。

第3表 主な農産物の庭先価格

品目	単位	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
うるち米	バーツ/トン	7,713.33	7,756.42	7,900.74	7,738.67	7,763.13	7,779.35	8,793.22
香り米	バーツ/トン	13,782.33	12,939.33	10,401.76	10,188.39	15,122.39	15,487.21	13,450.90
もち米	バーツ/トン	11,856.17	11,365.58	12,057.72	10,149.28	9,420.95	12,171.67	14,164.96
サトウキビ	バーツ/トン	918.00	796.50	750.52	972.57	763.42	668.15	716.77
キャッサバ	バーツ/kg	2.10	2.16	1.52	1.40	2.38	1.89	1.80
トウモロコシ	バーツ/kg	7.24	8.02	7.32	6.17	7.92	7.81	7.67
ゴム、燻製なしシート, 3	バーツ/kg	55.42	44.91	48.36	57.53	41.48	41.98	42.92
コーヒード	バーツ/kg	66.25	68.46	67.72	81.54	68.08	69.47	67.24
パーム核 (重量15 kg以上)	バーツ/kg	4.35	4.12	5.43	4.06	3.07	2.71	4.56
バナメイエビ	バーツ/kg	222.58	179.33	179.90	185.14	151.27	144.18	140.08

資料：タイ農業・協同組合省，農業経済局ホームページより筆者作成。

<http://www.oae.go.th/view/1/%E0%B8%94%E0%B8%B1%E0%B8%8A%E0%B8%99%E0%B8%B5%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%84%E0%B8%B9%81%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B8%9C%E0%B8%A5%E0%B8%9C%E0%B8%A5%E0%B8%B4%E0%B8%95/TH-TH> (2021年1月30日アクセス)。

第4表 主な農林水産物（食品）の輸出（価額）

単位：100万バーツ

品目	2017年	2018年	2019年	2020年
水産物	211,139	203,752	188,674	187,361
動物製品	137,678	151,338	152,776	157,606
米、その加工品	193,759	201,237	151,052	137,809
果物、その加工品	142,988	103,562	102,242	98,294
その他、食品加工品	69,514	69,654	73,386	72,466
砂糖、その加工品	101,985	106,313	107,224	69,937
キャッサバ、その加工品	72,723	74,087	55,926	58,757
飲料	51,629	57,116	59,594	55,119
食用植物	39,901	38,300	37,525	41,784
野菜、その加工品	28,587	29,074	26,876	26,889
生きている動物	5,468	9,286	11,796	23,192
残渣	21,952	19,810	18,258	19,873
食用油	17,634	16,994	13,326	14,011
ミルク、乳製品	10,349	10,997	12,006	13,019
煙草、その加工品	5,168	6,437	7,874	5,185
茶・コーヒー	5,462	4,497	4,415	4,724
花卉、花木	3,934	4,055	3,823	2,886
その他植物	1,715	2,942	2,735	2,761
林産物	1,544	1,544	1,452	1,675
油糧植物	2,091	2,844	2,941	1,669
ココア、その調整品	1,149	2,241	2,294	1,168
香辛料	906	1,178	1,593	1,015
合計	1,127,273	1,117,256	1,037,787	997,197

資料：タイ農業・協同組合省，農業経済局ホームページより筆者作成。

<http://impexp.oae.go.th/service/export.php>（2021年1月28日アクセス）。

第5表 主な農林水産物（産業用）の輸出（価額）

単位：100万バーツ

品目	2017年	2018年	2019年	2020年
ジュート	2	4	2	2
綿花	16	1	12	4
絹	50	154	55	23
未加工木材	7	81	116	209
キャッサバ加工品	21,070	24,560	23,904	23,555
天然ゴム	215,777	155,051	190,639	181,936
合計	236,922	179,851	214,729	205,728

資料：タイ農業・協同組合省，農業経済局ホームページより筆者作成。

<http://impexp.oae.go.th/service/export.php>（2021年1月28日アクセス）。

第6表 主な農林水産物（食品）の輸出（重量）

単位：千トン

品目	2017年	2018年	2019年	2020年
水産物	1,368	1,413	1,399	1,496
動物製品	1,452	1,799	1,836	1,862
米、その加工品	11,986	11,564	7,937	6,084
果物、その加工品	3,449	2,514	2,434	2,168
その他、食品加工品	1,044	1,093	1,260	1,209
砂糖、その加工品	6,221	9,650	10,873	6,564
キャッサバ、その加工品	9,666	6,976	5,292	5,903
飲料	2,682	1,990	2,039	1,969
食用植物	988	649	451	476
野菜、その加工品	560	592	568	551
生きている動物	11	17	22	30
残渣	1,054	749	725	674
食用油	558	634	574	510
ミルク、乳製品	278	311	318	1,545
煙草、その加工品	26	24	23	16
茶・コーヒー	46	38	36	38
花卉、花木	101	101	107	100
その他植物	71	106	70	68
林産物	29	40	39	75
油糧植物	53	102	123	58
ココア、その調整品	19	22	20	23
香辛料	16	20	31	18
合計	41,677	40,405	36,179	31,437

資料：タイ農業・協同組合省，農業経済局ホームページより筆者作成。

<http://impexp.oae.go.th/service/export.php>（2021年1月28日アクセス）。

第7表 主な農林水産物（産業用）の輸出（重量）

単位：千トン

品目	2017年	2018年	2019年	2020年
ジュート	0.272	0.420	0.258	0.023
綿花	0.298	0.004	0.274	0.047
絹	0.030	0.145	0.232	0.123
未加工木材	0.037	0.020	0.099	0.061
キャッサバ加工品	1,019	1,038	1,044	1,038
天然ゴム	3,816	3,613	4,531	4,353
合計	4,835	4,651	5,575	5,392

資料：タイ農業・協同組合省，農業経済局ホームページより筆者作成。

<http://impexp.oae.go.th/service/export.php>（2021年1月28日アクセス）。

4. プラユット連立政権の農業政策

(1) 2019 年総選挙までの経緯と連立政権の成立

タイでは不安定な政治情勢が続いている。2006 年 9 月軍事クーデター以降の動きをたどると、2007 年の総選挙を経て 2008 年には民政に復帰したものの、憲法裁判所の首相副業の違憲判決、選挙違反による与党解党と首相の公民権停止命令があり、12 月に民主党アピシット連立政権が成立した。しかし、2011 年の総選挙により、タイ貢献党に政権は移った。その後も、反政権側によるバンコク封鎖などの激しい騒乱、憲法裁判所による選挙無効判決や人事に関する職権乱用を利用とする首相失職が続き、政治は混乱した。そして 2014 年には軍事クーデターによりプラユット陸軍総司令官が政権を掌握した。プラユット政権時代には、2016 年 10 月にプミポン国王が崩御し、ワチラロンコン国王が即位した。下院総選挙と民政への移管はクーデター後、早期に実施すると表明されたが、下院総選挙は、2019 年 3 月まで持ち越された。総選挙を実施するまでに、プラユット政権は、与党側の政党が有利になるように、様々な選挙制度の変更を行った。しかし、親軍政の党である国民国家の力党は過半数を制することはできなかった（第 8 表）。結局、国民国家の力党と多数の少数政党による連立政権が成立し、プラユット首相が引き続き政権を担うこととなった。この連立政権には、2008 年から 2011 年まで、アピシット党首のもとで政権を担った民主党も参加し、農業政策に重要な影響を与えるようになった。しかしアピシット元首相自身は、この選挙の敗北の責任をとって民主党の党首を辞任していた。そして元首相は、この親軍政党を中心とした連立に抗議して議員辞職した。また新未来党は若者を中心に高い支持を集めたが、タナトーン党首が訴追され、解党命令を受けた。反政府デモは拡大し、これまでタブーとされてきた王室批判も行われている。政府は新型コロナ感染拡大に対する措置として非常事態宣言の発出を継続しており、反政府デモも制約されている。

第 8 表 2019 年下院総選挙結果

政党	合計獲得議席	小選挙区	比例代表	議席シェア
タイ貢献党	136	136	0	27.3%
国民国家の力党	115	97	18	23.1%
新未来党	80	30	50	16.1%
民主党	52	33	19	10.4%
タイ名誉党	51	39	12	10.2%
合同自由党	10	0	10	2.0%
タイ国開発党	10	6	4	2.0%
その他	44	8	36	8.8%
合計	498	349	149	100.0%

資料：タイ国選挙管理委員会 2019 年 5 月 8 日発表資料より筆者作成。

https://www.ect.go.th/ect_th/download/article/article_20190508184334.pdf

（２）プラユット民政の米政策

１）2019/20 年度（2019 年 10 月～2020 年 9 月）

総選挙の結果、国民国家の力党は過半数の議席を獲得することができず、多くの少数政党との連立内閣を組織した。クーデター前の下院で第 2 党だった民主党は第 4 党となったものの、この連立に参加し米政策について重要な影響を及ぼすようになった。民主党は選挙公約で、農家への補助金支給や低所得層向け手当支給などの低所得者や農家保護に重点をおいた経済政策を打ち出していた。農業関係では、米、ゴム、アブラヤシ製品の価格保証を公約していた。選挙後の連立内閣では、現在のチュリン民主党党首はプラユット内閣の副首相兼商務相として、米関係の政策の中心となっている。

民主党が公約に掲げていた最低所得保証政策は、民主党アピシット政権下で実施された農家所得保証政策に近い政策である。これは米の市場価格が、政府の定める保証価格を下回った場合、差額を農家に支払う不足払い政策である。保証価格の水準によって、実際に支払う補助金の額は変動する。報道によると、稲作農家の最低所得保証政策が実際に導入されると、年間の予算額は 500 億～600 億バーツ（約 1,700 億～2,100 億円）と見通されており、プラユット内閣が 2018/19 年に導入した農家への低利融資・補助金制度とほぼ同じ規模になる。

2019 年 8 月にはプラユット内閣は米農家とアブラヤシ農家への支援策を承認した。予算総額は約 600 億バーツ（約 2,072 億円）となった。米農家の支援のための予算は約 215 億バーツである。政策の対象となるのは、農業・協同組合省に登録している米 5 種の農家 89 万 2,176 戸である。品種に応じて 1 トン当たり 1 万バーツから 1 万 5,000 バーツ（1 戸当たりの上限は 14～30 トン）の価格が保証されることとなった（第 9 表）。市場価格と保証価格の差額が補助金となり、農業・農業協同組合銀行（BAAC）の口座を通じて支払われる。

保証対象となった 5 品種の米それぞれの、1 トン当たりの保証価格及び、1 農家又は作付面積 40 ライ（6.4 ヘクタール）当たりの保証対象の量の上限は第 9 表のとおりである。香り米でない普通米（水分含有率 15%）の保証価格が、1 万バーツ/トン（上限数量は 30 トン）なのに対して、香り米（ジャスミン米）は、1 万 5,000 バーツ/トンと約 5 割増しである。ただし、上限数量は 14 トンと半分以下になっている。また、ジャスミン米よりも品質が劣るとされるパトゥムタニ香り米の保証価格は 1 万 1,000 バーツ/トンとなっている。上限数量は 25 トンである。保証価格、上限数量とも普通米とジャスミン米の間になっている。もち米の保証価格は 1 万 2,000 バーツ/トン、上限数量は 16 トンであり、どちらもパトゥンタニ香り米を少しずつ上回る。県産香り米と呼ばれる品種は、保証価格 1 万 4,000 バーツ/トンでもち米を 2,000 バーツ/トン上回る。また上限数量はもち米と同じ 16 トンである。

第9表 プラユット政権の品種別の米価格保証政策（2019/20年度）

項目	白米	香り米 (ジャス ミン米)	パトゥムタ ニ香り米	もち米	県産香り米
保証価格（バーツ）	10,000	15,000	11,000	12,000	14,000
保証上限数量（トン）	30	14	25	16	16
上限作付面積（ライ）	40	40	40	40	40

資料：報道より筆者作成。

注（1）保証上限数量あるいは上限作付面積のどちらかが適用される。

（2）2020/21年度も対象品種、保証価格、上限数量、上限作付面積は同様であった。

またこの価格保証政策のほかに、稲作農家に対して別途、生産支援補助金として1ライ（約0.16ヘクタール）当たり500バーツが支給されることとなった。この事業の予算総額は258億バーツであり、対象農家数は430万戸とされた。この補助金支払の上限は農家1戸当たり20ライ（約3.2ヘクタール）である。

2019年10月15日から、この米の価格保証制度に基づき、米農家に対する補助金の支給が開始された。支給対象は、市場価格が保証価格を下回った普通米と、パトゥムタニ香り米の生産農家であった。市場価格との差額に基づいた補助額は普通米が1トン当たり2,469.64バーツ（約8,800円）、パトゥムタニ香り米が同783.45バーツであった。当初は香り米及びもち米、県産香り米は市場価格が保証価格を上回っていたため、補助金は支給されなかった。

その後、米価格が上昇したことから、2020年4月には23週目にして初めて5品種の米、全品種への支払が停止された。それまでに支払われた補助金の総額は193億6,800万バーツ（約637億円）であった。

この米農家の所得保証政策に加えて、首相が委員長を務める国家米政策委員会は、米の2019/20年の価格安定化政策の予算314億9,700万バーツも承認した。この予算の内訳は、米の収穫及び品質改善を支援するための補助金が274億5,900万バーツ、米以外の農家への補助金が26億6,700万バーツ、米の選別及び在庫管理を支援する債務利子補助などが13億7,100万バーツである。また登録済みの米農家457万世帯を対象として、収穫・品質改善の補助金も支給されることとなった。支給額は水田1ライ（1,600平方メートル）当たり500バーツで、上限は1世帯につき20ライ又は1万バーツまで。そのほか、借入金の利子補給を農業・協同組合銀行（BAAC）を通じて実施される。

また商務省はトウモロコシとキャッサバに対する価格保証政策も発表している（バンコクポスト、2020年4月14日）。

2) 2020/21 年度 (2020 年 10 月～2021 年 9 月)

プラユット政権は 2020/21 年度においても、米の価格保証制度については、2019/20 年度の仕組みを継続している。2020 年 10 月から 21 年 5 月の収穫米を対象に価格保証を行う (バンコクポスト, 2020 年 11 月 4 日, <https://www.bangkokpost.com/business/2013507/cabinet-approves-price-guarantees-for-rice-and-rubber>)。

2020/21 年度の米及び天然ゴムの価格保証制度の予算は約 619 億バーツ (約 2,100 億円) であり、うち米には約 512 億バーツ、ゴムには約 100 億バーツが割り当てられる。価格保証の対象となる米の品種、保証価格、上限数量、上限作付面積は、第 9 表に示した前年度と同様であった。なお、ゴムの価格保証は、2020 年 10 月から 21 年 3 月に収穫したゴムを対象として実施する。1 キログラム当たりの保証価格は、生ゴムシートが 60 バーツ、ラテックスが 57 バーツ、カップ・ランプが 23 バーツとされた。農家 1 戸当たりの保証上限は 25 ライである。

米の価格保証と平行して、米に対して三つの措置が実施されることとなった。(1) 出荷を遅らせる農家に対する資金融資。198 億バーツ (期間は 2020 年 11 月 1 日～12 月 31 日まで)、(2) 高付加価値化に対する資金融資 150 億バーツ、(3) 米の取引業者への借入金への利子補給である。

なお、2020/21 年度の第 1 回支給では、米の市場価格が下落しているため、対象である全 5 種類の米への補助金が農家に支払われることとなった (クルンテープ・トゥラギット, 2020 年 11 月 7 日 <https://www.bangkokbiznews.com/news/detail/906444>)

各種報道によると第 1 回支給分の対象は 2020 年 11 月 8 日までに収穫された 5 種類の米である。支給額は、普通米が 1,222 バーツ、香り米 (ジャスミン米) が 2,911 バーツ、パトゥムタニ香り米が 1,067 バーツ、県産香り米が 2,137 バーツ、もち米が 2,084 バーツであった。対象となる稲作農家は 83 万 9,000 世帯となった。これらは総額で 360 億バーツとされる。

以上、2019 年の総選挙の結果、軍政から民主党を含む連立政権となり、2019/20 年度、2020/21 年度と、農業政策のメニューが増え、農業保護が一層拡充している。

5. 政治経済学的考察

(1) 米政策に影響を与える政治対立の原因

前節まで見てきたように、政府の影響は一方的に拡大するのではなく、揺り戻しが繰り返して生じている。米政策を長期にわたって不安定化させているのは、タイ国内における根深い政治的対立である。タクシン派と反タクシン派の対立と呼ばれるタイの政治的対立状況は、タイという国家の成り立ちから起因していると考えられる。例えば、赤木 (2019) は、現代タイの政治的葛藤について以下のように述べている。「葛藤の基本的要因は、タイの出発が「外来人国家」にあった点に求められる。つまり、タイの故郷である「サヤーム世界」が各地からの「外来人」寄合所帯からなる商業的利益を追求する世界であり、そ

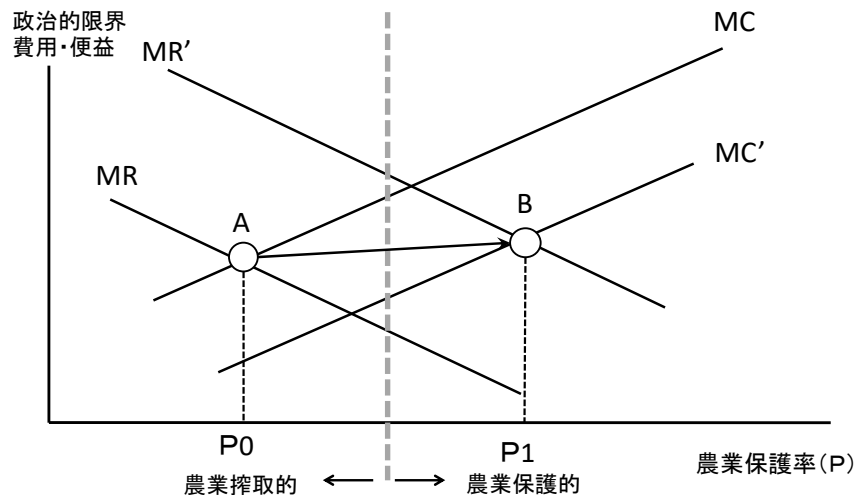
のほかにはほとんど社会的紐帯を持ち合わせていなかった。たまたま居合わせた土着のタイ族と思われる豪族一派が、インド思想による王権で武装し、首領として、押し寄せてくる「外来人」を取りまとめ、秩序を保った。王権は、社会秩序をより確実にするために「サックディナー制」という身分制度を創設し、「サヤーム世界」のみならず、広く労働力を調達するため隣接する「タイ世界」や「マレー世界」にも影響力を及ぼし、支配に努めた。つまり「外来人国家」は経済的利益（カネ）、王権及び身分制により条件付けられた社会であり、そこには民族のような社会的紐帯は存在しなかった。だからであろう。建国神話の類も乏しく、国家意識や民族意識も育ちにくかった。（赤木，2019：273）」この見方によれば、地方部の国民の多くと、外来人国家の後身である中央政府との間で、国民意識を共有することが容易ではなかったことが示唆される。これは、国民に広く関わる米政策について、長年深刻な対立が生じている大きな要因と考えられる。

また玉田は、インラック政権の担保融資政策に対する、タイ国内からの強い批判や、その批判への政権側の反論について紹介している（玉田，2017；2018a；2018b；2018c）。紹介されている担保融資政策に関する議論では、批判派と反論派がそれぞれ異なった立場から、正当性を主張している。玉田によれば、少なくとも政策を実施し、多くの不正と巨額の財政支出などの混乱を招いたインラック政権側の弁明は十分ではないと述べている（玉田，2018b：43）。しかしインラック政権を批判した人々に対しても「プラユット軍政自身も歳出の1～2割水準のバラマキ政策を実施していても、口をつぐんでいる…再配分政策の是非は、内容ではなく、実施主体に左右されるということであろうか。とすれば、再分配政策批判は民主政治批判に等しいことになる。いいかえるならば、権威主義体制における施しは是、民主主義体制における分配要求は非ということである（玉田，2018c：156）」と批判している。この批判どおりに、プラユット民政では、バラマキ的な農業政策が更に拡大していることは興味深い。

（2）政治経済学モデル

ここではタイの米政策の変動を理解するために、背景となっている政治的な対立を整理する。

本間（1994）によれば、政治経済学的なアプローチでは、政治家は自らの政治的利益の最大化という基準で、政策の選択（例えば農業保護の水準）を行うと仮定される。もし、ある政策の賛成派の利益が逓減的であり、一方、反対派の抵抗が逓増的であるとするならば、政治的限界便益 MR （ある政策を実施することによる得票数の増加）は右下がりになり、逆に政治的限界費用 MC （ある政策を行うことによる得票数の減少）は右上がりになると想定される。第4図はこうした状況を表現している。この場合、政策選択を行う政治家は、右下がりの MR と右上がりの MC の交点 A で政治的な利益と費用が均衡していたと考えられる。そして政治家が直面する MR が上方の MR' にシフトし、 MC が下方の MC' にシフトすると政治的な均衡点は B にシフトし、より農業保護的な政策が採用されることになる⁽¹⁾。



第4図 政治経済学の政策決定モデル

資料：本間（1994）5-4 図を参考に，筆者作成。

ここでは，タイの米政策の変動を対象にして，この政策決定モデルの適用を試みる（第5図）。

かつてタイで行われていた，米の輸出税（ライスプレミアム）や，政府への強制販売，輸出クォーターといった，米価格を抑制する，いわゆる農業搾取的な政策は，1980年代にはほぼ撤廃された。そして，収穫期の価格暴落を避けるための担保融資政策を除けば，米の価格形成に影響するような政策は行われなくなった。すなわち，当時，政権を担当していた伝統的な政治勢力の直面していた限界便益を，第5図の MR_1 ，限界費用を MC_1 とすると，交点 A で政治的便益と政治的費用が均衡し，農業搾取的ではないが，農業保護的でもない，農業保護に対して中立的な政策となっていた。

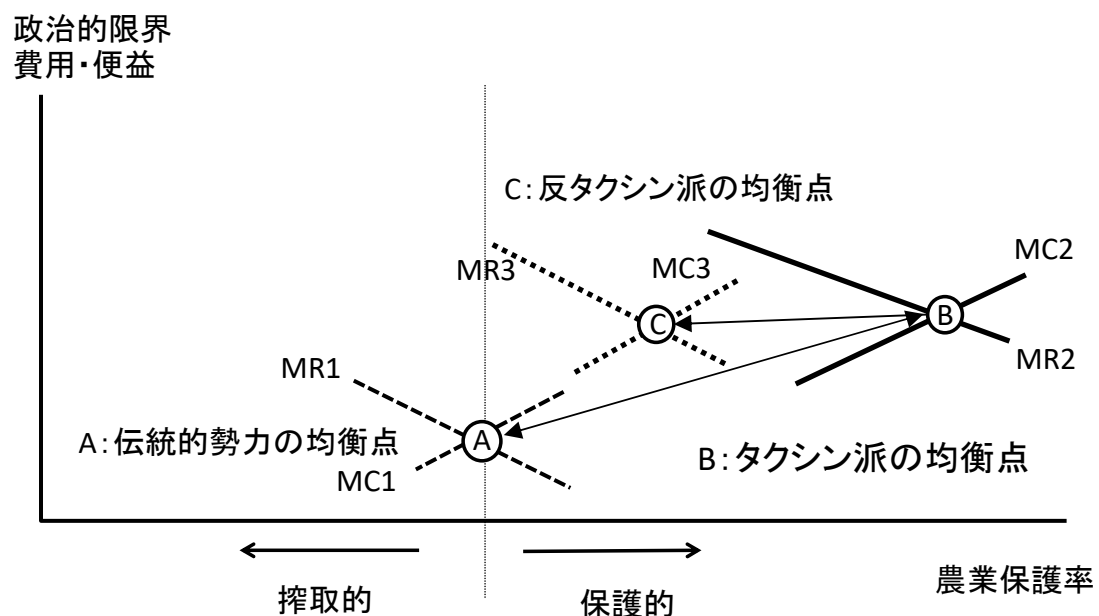
ところが，2001年に発足した，タイ愛国党のタクシン政権は，それまでの政府とは異なる政治的（限界）便益と（限界）費用に直面していた。タイ愛国党は農民や地方部を重視した選挙公約を訴えて勝利した。このことはタクシン政権が直面する農業保護政策に関する政治的（限界）便益 MR_2 は，第5図の MR_1 よりも右上方にあったと考えられる。一方で，それまでのタイ経済の成長は，農業保護のための支出に対して財政の余裕をもたらしていた。また所得成長に伴うエンゲル係数の低下により，農産物価格を上昇させることへの都市住民の抵抗は低下してきていた。そのためタクシン政権が直面する政治的（限界）費用 MC_2 は， MC_1 よりも右下方に移動していた。その結果，タクシン政権やその後継であるタクシン派の政権が選択する農業保護水準は，交点 A よりも右にシフトした交点 B で与えられる。すなわち農業保護の拡大が選択されたのである。

一方，反タクシン派の政権が成立した際には，農業保護水準はタクシン派の政権よりも低下した。これは民主党の支持基盤である南部やバンコク周辺部の都市住民層にとって，農業，特に稲作農家の保護政策から得られるメリットは小さいため，農業保護政策を採用しても，その政治的利益は，タクシン派の政権に比べて小さい。すなわち政治的（限界）

便益 MR3 は、MR2 よりも左下方に位置する。一方、米以外の作目の農民や都市住民は、稲作農家を主なターゲットとする税金のバラマキに対する抵抗感は大い。そのため、米を中心とする農業保護政策について民主党が直面する政治的（限界）費用 MC3 は、タクシン派が直面する MC2 よりも左上方に位置する。そのため民主党連立政権の政治経済学的な均衡農業保護水準は交点 C で与えられ、タクシン派政権の均衡点 B に比べて、左側に移動した。すなわち農業保護率は低下したのである。

2011 年総選挙で政権に復帰したタイ貢献党インラック政権では、均衡保護水準は再び交点 B、あるいはそれよりも右側に、移動した。しかし 2014 年の軍事クーデターで登場した軍政は、米市場に対する全ての介入を廃止すると表明した。すなわち均衡点は、交点 A に回帰した。プラユット政権はポピュリスト的なバラマキ政策を徐々に実施したが、これは直面する MR1 と MC1 が、1990 年代に比べて、右上方にシフトしていたと考えるのが適当であろう。そして、2019 年総選挙の結果、反タクシン派の政党との連立を組むことを余儀なくされてからは、米及びゴムに対する価格保証政策（かつての農家所得保証政策のような不足払い政策）を復活させている。つまり均衡点が交点 C に移動している。これは反タクシン派の政治的な利益と費用が、軍政の支持勢力と比較的親和的であると考えられる。

以上、タクシン政権が軍事クーデターにより倒れた 2006 年以降、15 年にわたって、政権が交代するごとに米政策が混乱した理由は、政権を担う各政治集団が直面する政治的な限界便益と限界費用が、それぞれ大きく異なっていることの帰結だと考えられることから、政治経済学モデルを適用して整理した。



第 5 図 タイの米政策の政治経済学モデル

資料：本間（1994）5-4 図を参考に、筆者作成。

6. おわりに

タイ経済は、1980年代以降、日本を中心に海外からの投資が増大したことを槓桿（こうかん）として、成長を加速させた。この経済成長に伴い、農業と工業の間、あるいは農村部と都市部の間での、経済的な格差が拡大した。こうした格差に対する農民や地方部の住民の不満を反映して、2001年に発足したタクシン政権は、本格的な農業保護政策に初めて取り組んだ。しかしタクシン政権による農業保護政策の中でも、規模において中心的政策であった、稲作農家に対する保護政策は、多くの不正や、財政支出の急拡大、あるいはWTO協定との整合性など、様々な問題を惹起（じゃっき）した。米政策は、対立する政治グループの間で、象徴的な政策イシューになり、タクシン政権以降、政権が変わるたびに、大幅な政策変更が繰り返された。こうした政策変動は、農家の投資行動に影響を与え、また水資源の資源利用を誘発するなど、タイの米産業の発展に有益とは言えない。

国内の経済格差が拡大してきた中所得国段階のタイで、農業保護政策が政治的に求められるのは不自然ではない。しかしタイで実施された担保融資政策（価格支持政策）には、大きな財政負担、不正、制度設計に伴う経済厚生への減少、不正、生産・流通・加工各段階の混乱、輸出市場の喪失など、制度設計上、多くの問題があったことは否めない。しかし、所得保証政策で、政府から実際に支給される金額は相対的に小さく、所得再配分の機能は相対的に劣り、政治的効果は小さい。2019年の総選挙後の連立政権で、所得保証政策（名称は価格保証政策として）が導入されたように、今後も、タイの米政策の帰趨（きすう）は、政治情勢の影響を強く受ける可能性が高い。

注（1）井上（2014）では、本稿と異なり、米政策の変動をタイ全体の政治的均衡の変化としてとらえ、国内の政治グループを分けない形で、解釈・検討した。

〔引用文献〕

赤木攻（2019）『タイのかたち』株式会社めこん。

井上荘太郎（2014）「カンントリーレポート：タイ—政治危機とコメ担保融資制度の混乱—」農林水産政策研究所『プロジェクト研究【主要国農業戦略】研究資料第1号』。

<http://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/25cr01.html>

高橋徹（2015）『タイ 混迷からの脱出—繰り返すクーデター・迫りくる中進国の罠—』日本経済新聞出版社。

玉田芳史（2017）「籾米質入れ政策の功罪：経済学者の見解」『タイ国情報』51（6）：17-27。

玉田芳史（2018a）「籾米質入れ政策と汚職：野党民主党からの批判」『タイ国情報』52（1）：20-31。

玉田芳史（2018b）「籾米質入れ事業：政権与党の弁明」『タイ国情報』52（2）：34-44。

玉田芳史（2018c）「タイにおける籾米質入れ事業と所得再分配政策：ニティが喚起した論争」国際情勢紀要 88：147-157。

本間正義（1994）『農業問題の政治経済学—国際化への対応と処方』日経BPM（日本経済新聞出版本部）。

第2章 ベトナム

—農村社会と農村振興政策—

岡江 恭史

はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが、1980年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示した。農林水産分野では、世界第2位のコメ輸出国であり、世界市場において重要な位置を占めている。

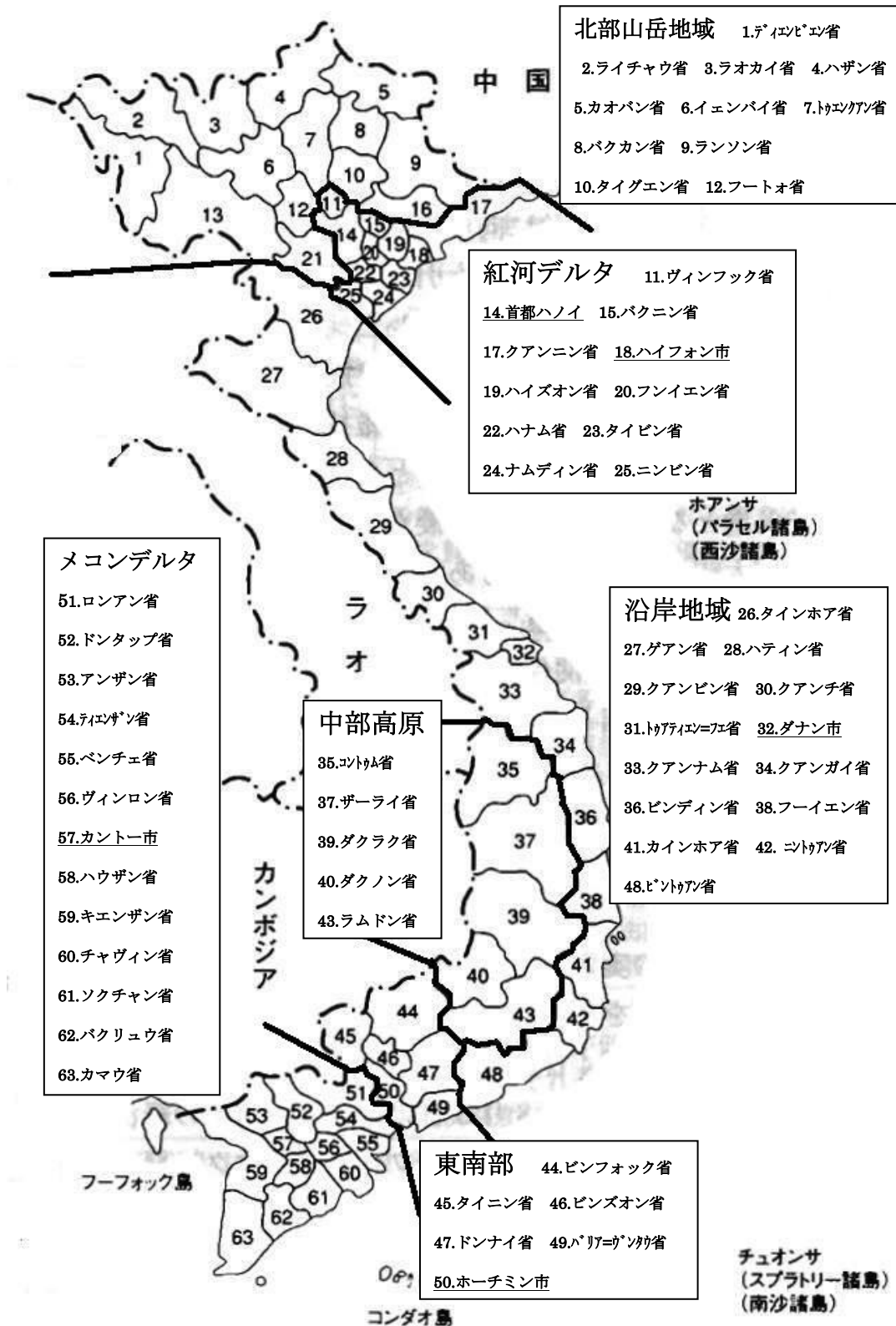
本章の構成は以下のとおりである。まず「1. ベトナムの農村社会」において、ベトナムの概況と農村社会の特徴を歴史的経緯も踏まえて分析する。「2. 農村振興政策」において、近年農村振興政策として進められている新農村建設プログラムについて解説する。

1. ベトナムの農村社会

（1）ベトナムの行政区分と自然環境

ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北1,650kmの細長い国土（東西の幅は最も狭いところで50kmもない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムではBien Dong（東海）と呼ぶ）を挟んでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は331,236 km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は94,666千人（2018年）である（TCTK online）。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘（きょうあい）な小平野のみである。民族区分では人口の8割以上を占めるベト族⁽¹⁾が主に平地に居住し、少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては63の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する。これら各地方省⁽²⁾には、更に下位の地方行政区分として県（日本における郡レベル）が、各県には更に下位の地方行政区分として社（行政村レベル）が存在する。なおベトナムは第二次大戦後に社の合併が行われており、本章では「社」は全て、大戦以前の歴史的事実について言及する場合を除き、合併後の新社（現行政村）のことを指し、「村」とは合併前の旧社若しくはその分村として歴史的に存在した地域共同体を指すこととする。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：アジア経済研究所(2020)のベトナム地図に筆者が加筆。

注. 下線が省と同格の中央直轄市。

また複数の地方省をまとめて、「紅河デルタ (Dong bang song Hong)」,「北部山岳地域 (Trung du va mien nui phia Bac)」,「沿岸地域 (Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung)」,「中部高原 (Tay Nguyen)」,「東南部 (Dong Nam Bo)」,「メコンデルタ (Dong bang song Cuu Long)」という地域区分も用いられる。ベトナム各地域の面積と人口を第1表に示す。紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げていった。人口密度は1,014人/km²とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。同地域は、コメ・野菜・養豚などの主産地でもある。北部山岳地域は林地が約6割と多くの割合を占め、農地の割合は全国で最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は、農地として利用可能な面積が南シナ海に面した地域に限られている。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、フランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され、独立後も市場経済下で大規模農業が発展した。現在、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

第1表 ベトナム各地域の面積と人口（2018年）

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	沿岸 地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	331,236	21,260	95,222	95,876	54,508	23,553	40,816
うち農地 (%)	34.7	37.2	22.3	22.9	44.5	57.7	64.1
林地(%)	45.1	23.3	57.1	60.1	45.5	21.4	6.2
人口 (千人)	94,666	21,566	12,293	20,057	5,871	17,074	17,805
人口密度 (人/km ²)	286	1,014	129	209	108	725	436

資料：TCTK(online)より筆者作成。

（2）ベトナム村落の特徴

1) ベトナム村落の形成

ベトナムでは15世紀に成立した新王朝（黎朝）のもとで、旧王族の庄園や無主の民田などを兵士に分給して納税と引き替えに耕作させた。これは「公田」と呼ばれた。その後16世紀から18世紀にかけての南北分裂に伴う戦乱・混乱の中で、政府の命令で国有地（公田）を管理する単位だった「社」が、特に紅河デルタにおいては自立した村落共同体として成長していった（桜井，1987）。

村落の行政に関しては、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落有力者（郷豪）階層を代表する長老をメンバーとする耆目（きもく）会同が村落内の重要事項を決定する機関であり、里長（村長）・副里・自警団長などの村役人たちが、耆目会同による決定を遂行し、国家権力との折衝役を務めた。国家は村落自治組織に対して、全く関与しなかったわけではない。地方官には村落の役職者をけん責したり、罷免したりする権限があった。他方において、職務を瑕疵（かし）なく遂行する里長等に対しては、国家が一定の下級の官職名や位階を榮譽として付与した。このような国家による統制の試みは、村落自治を根底から覆すほど強力なものではなかった。そもそも国家は特定の村落で誰がどの土地を所有しているのか、又は兵役や人頭税の対象となる人々が誰と誰であるのか、その実態を正確に把握できなかったため、物的資源（徴税）や人的資源（賦役、徴兵）の調達に村落に請け負わせる以外なかったのである。そして村落はその見返りに、国からの干渉の多くを免れることができた。村落自治を体現する「村の掟」は、「郷約」として成文化されるのが常であった（白石、2002）。この「郷約」には、祭礼に関する権利・義務や規制、集会・宴会への参加資格や席次など村内序列、村落内の諸組織や諸役職、婚姻・葬礼に関わる義務、盗み・火事などに対する自警、相互扶助、道路・橋・堤防などの修築、村民の生産活動、村内の秩序びん乱者の処分や紛争処理、功労者・科挙合格者・高齢者の表彰、政府に対する義務、など多岐にわたる規定が記載されていた。郷約は村民が亭（村の集会所）に会して議定され、少なくとも形式的には村民全体の協議の結果のコンセンサスであることがその正当性の根拠となっていた（嶋尾、1992）。「王の法律は村の掟に譲る」ということわざからも推察されたとおり、お上の制定する法規に無頓着な農民たちも、「村の掟」には従わざるを得なかった。郷約に従うべき村民の範囲が明確であると同時に地理的な村の範囲も明確であった。多くの村は境界を竹やぶや土堀で囲んでおり、村の入り口には門があり夕方になると閉められた（グルー、1945）。

2) アジアの中のベトナム村落

これに対して中国においては、後漢末の戦乱で集住と共同の単位であった里が崩壊し、さらに魏晉南北朝の軍事的混乱を経て、隋唐以降は居住関係とは別に戸数編成による行政編成が作られた。王朝権力は中央集権化の過程で地方の政治権力の排除を目指し、隋代には科挙が導入され、郷里から官吏を推薦するシステムが完全に廃止された。農村内でも組織的な労働交換制度がなかったため、農繁期の労働も市場を通じて購入された。封建領主がおらず、財政も中央権力によって統一されていたこともあり、中国では広域的な流通や貨幣経済が早くから形成されていた（足立、1998）。

このように、凝集力の強いベトナム村落に対して、中国村落はまとまりがなく、極めて流動性が高く、個人主義的・実力主義的な人間関係が支配的だった。凝集力の強い村落といえば、アジアでは日本の村落が典型例としてあげられる。斎藤仁は他のアジア諸国と対比して日本には、領域内の構成員に対して一種の行政権・司法権を行使し、さらに独自の財政権と財産権を持つ自治村落が存在することを主張した（斎藤、1977）。なおベトナム紅河デルタ

と並んで東南アジアでは例外的に人口稠密（ちゅうみつ）な地域であるインドネシア・ジャワの農村では、それぞれの機能（行政権・財産権・司法権・警察権・宗教）を持った集まりの単位が存在するが、日本の自治村落のように種々の機能の及ぶ範囲が重複しているわけではない（水野，1998）。上記のようにベトナム村落は行政権・財政権・司法権・警察権を持つ公権力的存在であり、さらに信仰の上でも村ごとに守護神（城隍神）が存在している。また公田という村落共有田も存在し、行政の下請の機能も果たしており、日本の自治村落との類似点は多い。

3) 共産政権下のベトナム村落

第二次大戦後に北ベトナムで成立した共産政権下では、国家主導による大がかりな村落再編が行われ、共産中国にならった農業集団化も進められた。それまでの伝統村落は合併させられて新しい行政村（社）になり、集団農業生産の単位である農業合作社も大型化して社の範囲と同じになった。こうしてベトナム共産政権はベトナム史上初めて個々の農民の生産活動まで関与することになった。しかし、中越の農業集団化は全く同じだったわけではない。中国では合作社のあとに更に人民公社が結成された。人民公社は政治組織であるとともに農業生産組織でもあり（政社合一）、共同食堂のように個々人の生活まで管理することになった。中国の専制国家権力が目指してきた「人為的な社会編成」が極限まで遂行されたのである。これに対してベトナムの場合、農業集団化は合作社までで、人民公社は結成されなかった。また合作社が社と同じ範囲にまで拡大した時代でも、両者はあくまで別の組織であり続けた。このようにベトナム共産政権は、村落自治の伝統を持つ農民社会のプライベートな空間を完全には制圧できなかった。

1975 年に東側陣営の北ベトナムが西側陣営の南ベトナムを占領・吸収することによってベトナム戦争は終結し、翌 76 年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。ベトナム共産政権は、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いたが、このことは商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになり、生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。その後共産政権は破綻した経済を回復させるため、1979 年には計画外の市場（自由市場）を承認する新経済政策（三尾，1988），1981 年には農家世帯に作業を請け負わす共産党中央書記局 100 号指示（DCSVN,1981），1985 年には配給制度廃止による単一市場・単一価格の形成（中臣，2002）と、徐々に市場経済化・脱集団化政策を進めた。そして 1986 年の第 6 回党大会では、従来の統制経済システムを抜本的に変革して市場原理を導入することを決定した。これはドイモイ（Doi moi）政策と呼ばれ、今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる（白石，1993）。

さらに 1988 年には共産党政治局 10 号決議（DCSVN,1988）によって、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、生産物を自由に処分する権利を認められ、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。これが農家の生産インセンティブを刺激し、改革前には恒常的なコメ輸入国だったのが翌年からはコメの輸出国に転じた。また 93 年の土地法改正によ

って、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（QHVN, 1993）。このような脱集団化によって、農業生産における合作社の役割は著しく縮小し、その多くが解体することになった。その総数は、1990年代前半には85年頃の半分以下に激減することになった（トラン, 2010）。ベトナム政府は、ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり、それが1996年の合作社法制定につながった。同法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した（QHVN, 1996）。農家の日常生活への合作社の影響力が大幅に弱まったこの時期から、政府は行政の下請の単位として伝統的な村落の存在を公認するようになった。

筆者が調査したハイズオン省（第1図の19）のカオドイ村も、元々是一个の社であったが、共産政権成立後の旧社合併によって現ホップティエン社に統合された。集団農業時代は社と同範囲に農業合作社が設立され、その下部組織として人口ごとに生産隊が結成された。人口の少ないカオドイ村では生産隊と村の範囲は一致していたが、人口の多い隣村では複数の生産隊に分割させられた。1996年の合作社解散に伴い、かつての村が復活した。村民からの選挙で選ばれる村長は、社と村民との間の連絡や税の徴収代行をし、村民の土地台帳も管理する。また5年ごとの国勢調査も現場では村長が中心になって行い、村民の経済状況も把握している。また1993年に農地使用権が農民に分配された際に、池の一部も村の共有財産として使用権が分配された。村は村民にこの池を貸し出し、賃料を積み立てて村内の公共電灯の費用の一部に充当している。前述の公田のような村落の共有財産が復活したといえる（岡江, 2015）。また「郷約」の現代版である村の「規約」を策定し、村落の自治機能を明文化している。村民が死亡した場合は、この「規約」に沿って村が主体となって葬儀委員会が結成されて葬儀が執り行われる。カオドイ村では2012年に落成した集会所があり、村の全世帯が年2回、またその他必要に応じて随時集合する。また村内には、農民会・婦人会・退役軍人会・青年団の各組織が活動している。これらの組織は貧困世帯等の社会政策対象者への低利融資を仲介するとともに、各種政策の周知徹底や住民参加の各種プログラム（農業技術学習会、ゴミ管理などの衛生改善、困窮会員への援助など）を行っている。また共産党組織もその支部が村単位に存在する。これらの組織も各々上記の集会所で会合を持つ。こういった活動が評価されてカオドイ村は2012年に文化村に認定され、カオドイ村を含むホップティエン社も2015年に新農村に認定された（文化村・新農村については後述「2. 農村振興政策」参照）。このように農業集団化によって解体された旧村が、脱集団化によって復活し、住民の生活の面で重要になってきた。

2. 農村振興政策

（1）新農村建設プログラムの概要

現在の農業農村政策の方向性を決めたのが、2007～08年の世界的な米価高騰である。ベ

トナムにとってコメは主食であるとともに重要な輸出産品であることから、国内物価も高騰した。このような社会的混乱を鎮めるため、農業農村問題が2008年7～8月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会⁽³⁾において議論された。その結果出された「農業・農民・農村に関する26号決議」(DCSVN,2008)において、食糧安全保障政策とともに農村振興政策として新農村建設プログラムが打ち出された。同決議は、インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社を「新農村」と認定・顕彰し、その普及を図ることとした。さらに2020年までに全国の社の50%がその「新農村」になるように、また2010年までにそのための具体的なプログラムが始まるように規定した。

同決議を実現するために、具体的な19項目の新農村認定基準が2009年4月16日付け政府首相決定491号(CPVN,2009)によって定められた。そして2010年6月4日付け政府首相決定800号(CPVN,2010)によって、正式にプログラムが開始されることになった。その中で、プログラム実施期間は2010～2020年とし、2015年までに20%の社が、2020年までに50%の社が新農村の基準に達することを目標とした。

なお19項目の新農村認定基準とは、計画分野の1項目(①計画)、社会経済インフラ分野の8項目(②交通, ③水利, ④電化, ⑤学校, ⑥文化施設, ⑦農村市場, ⑧通信, ⑨住民の住居), 経済と生産組織分野の4項目(⑩住民収入, ⑪貧困削減, ⑫労働構造, ⑬生産組織), 文化・社会・環境分野の4項目(⑭教育・訓練, ⑮医療, ⑯文化, ⑰環境), 政治システム分野の2項目(⑱行政システム, ⑲安寧秩序)であり、それぞれ更に下位の小項目が定められ、それを「達成」若しくは「**%以上達成」した場合にその項目の認定がなされ、全19項目全て達成できた行政村のみ「新農村」と認定されることになる。

2020年までの計画を定めた2010年800号決定は、2016年首相決定1600号(CPVN 2016b)に代わった。2020年までに全国50%の社が新農村の基準に達するという目標は同様であるが、大きく変わったのは、地域ごとに達成目標が定められたことである。なお同プログラムでの地域は、「沿岸地域」が更に南北に細分化され、7地域の区分となっている。具体的な地域目標は、「北部山岳地域」では28.0%、「紅河デルタ」では80%、「北部沿岸地域」では59%、「南部沿岸地域」では60%、「中部高原」では43%、「東南部」では83%、「メコンデルタ」は51%の社が新農村の基準に達するという目標となった。また全19達成基準項目中、1社平均15項目以上とする全国目標とともに、「北部山岳地域」では13.8、「紅河デルタ」では18.0、「北部沿岸地域」では16.5、「南部沿岸地域」では16.5、「中部高原」では15.2、「東南部」では17.5、「メコンデルタ」は16.6項目以上と地域ごとの目標も定められた。

また基準自体も2016年首相決定1980号(CPVN,2016d)で修正された。第2表に1980号による認定基準を示す。19の項目自体に変化はないが、19項目の下小項目が39から49へと細分化された。具体的に変った基準は、⑦農村市場, ⑩住民収入, ⑫労働構造, ⑭教育・訓練, ⑮医療を実現可能なものに修正された。また旧基準では中央が全て基準を決めていたが、幾つかは地方省レベルで基準を策定することになった。

第2表 2016年首相決定1980号による新農村認定基準

I. 計画分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
1. 計画	1.1.期限内の社の計画の策定と公開	○	○	○	○	○	○	○	○
	1.2.計画管理方法と実行組織の決定・公布	○	○	○	○	○	○	○	○

II. 社会経済インフラ分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
2. 交通	2.1.社の道路及び社の中心地から県の道路に至る道路が舗装されており、自動車の往来に支障がないこと	各省人民委員会が、計画・現地の条件・社会経済発展の需要に合致し、かつ現地の交通体系と接続できるような具体的な規程を作成する。							
	2.2.各村の中心道路及び村々を結ぶ道路が舗装されており、自動車の往来に支障がないこと								
	2.3.村内の道路が清潔で雨季にぬかるみにならないこと								
	2.4.農地から住宅地までの道路が物品の運搬に支障がないこと								
3. 水利	3.1.農業生産地の80%以上がかんがい可能であること	各省人民委員会が、気候変動の下で農作物生産が持続的に発展する地域を形成するための農業生産構造に向けての目標に合致するような具体的な規程を作成する。							
	3.2.水利システムが住民の生活上の需要に合致しており、その地域の災害対策の規程に沿っていること	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 電化	4.1.電気システムが基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	4.2.電気を各電源から安全に常時使用している世帯の割合	98 % 以上	95 % 以上	99 % 以上	98 % 以上	98 % 以上	98 % 以上	99 % 以上	98 % 以上
5. 学校	施設と教育設備が国家の基準に達している中学校までの各級学校の割合	80 % 以上	70 % 以上	100%	80 % 以上	80 % 以上	70 % 以上	100%	70 % 以上
6. 文化施設	6.1.全住民の文化生活と運動のための集会所若しくは多目的会場及び運動場が社にあること	各省人民委員会が、実際の条件・地域共同体の需要・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							
	6.2.規程に沿った児童と高齢者のための遊びと運動の場が社にあること								
	6.3.地域共同体のための集会所若しくは文化生活と運動の場がある村の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
7. 農村市場	7.1.農村市場若しくは売買・商品交換の場が社にあること	各省人民委員会が、実際の条件・社会経済発展の需要・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							
8. 通信	8.1.郵便施設が社にあること	各省人民委員会が、実際の条件と社ごとの各組織・地域共同体の需要に合致するような具体的な規程を作成する。							
	8.2. 電気通信・インターネット施設が社にあること								
	8.3.ラジオと各村へ伝達する拡声器の設備が社にあること								
	8.4.社の管理行政事務において情報処理機器があること								

9. 住民 の住 居	9.1.仮設住宅、あばら屋	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い
	9.2.基準に達している住居に住んでいる世帯の割合	80 % 以上	75 % 以上	90 % 以上	80 % 以上	80 % 以上	75 % 以上	90 % 以上	70 % 以上

Ⅲ. 経済と生産組織分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
10. 住民 収入	2020 年までの農村地域における一人当たり平均収入 (百万ドン)	45 以上	36 以上	50 以上	36 以上	41 以上	41 以上	59 以上	50 以上
11. 貧困 削減	2016～2020 年段階における貧困世帯比率	6 % 以下	12% 以下	2 % 以下	5 % 以下	5 % 以下	7 % 以下	1 % 以下	4 % 以下
12. 労働 構造	労働可能人口のうち実際に職のある人の割合	90 % 以上	○	○	○	○	○	○	○
13. 生産 組織	13.1. 2012 年合作社法の規程に沿った活動をしている合 作社が社にあること	○	○	○	○	○	○	○	○
	13.2. 社における農産物の生産が主要消費地と密接に結 ばれていること	○	○	○	○	○	○	○	○

Ⅳ. 文化・社会・環境分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
14. 教育 ・ 訓練	14.1.5 歳以下の以上への保育園，規定年齢に沿った小 学校，中学校が存在し，非識字者が存在しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○
	14.2.中学卒業生のうち続けて進学できた者の割合	85% 以上	70 % 以上	90 % 以上	85 % 以上	85 % 以上	70 % 以上	90%以 上	80 % 以上
	14.3.職業訓練を受けた労働者の割合	40% 以上	25 % 以上	45 % 以上	40 % 以上	40 % 以上	25 % 以上	45%以 上	25 % 以上
15. 医療	15.1.健康保険に加入している人間の割合	85% 以上	○	○	○	○	○	○	○
	15.2.社が医療に関する国家基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	15.3.5 歳以下の栄養失調児の割合	21.8% 以下	26.7% 以下	13.9% 以下	24.2% 以下	24.2% 以下	31.4% 以下	14.3% 以下	20.5% 以下
16. 文化	規程に沿った文化基準に達している村の割合	70 % 以上	○	○	○	○	○	○	○

17. 環境	17.1.衛生的な水と浄化された水を使用できる世帯の割合	95% 以上 (60% 以上が 浄化)	90% 以上 (50%)	98% 以上 (65%)	98% 以上 (60%)	95% 以上 (60%)	95% 以上 (50%)	98% 以上 (65%)	95% 以上 (65%)
	17.2. 環境保全基準に達している生産経営・水産養殖・伝統工芸の経営体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	17.3.緑豊かで清潔で美しく安全な環境にある景観を築いていること	○	○	○	○	○	○	○	○
	17.4. 計画に沿って規程に合致した埋葬が行われていること	各省人民委員会が、実際の条件・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							
	17.5. 住宅地及び経営体で排出された固形廃棄物及び排水が規程に沿って回収・処理されること	○	○	○	○	○	○	○	○
	17.6.衛生基準に達した便所・浴室・貯水槽を持つ世帯の割合	85% 以上	70 % 以上	90%以 上	85 % 以上	85 % 以上	70 % 以上	90% 以上	70 % 以上
	17.7.畜産世帯のうち、環境保全基準に達している畜舎を持つ世帯の割合	70% 以上	60 % 以上	80%以 上	70 % 以上	75 % 以上	60 % 以上	80% 以上	70 % 以上
	17.8. 食品製造・販売をしている経営体のうち、食品安全の各規程を遵守している経営体の割合	100%	100 %	100%	100%	100%	100%	100%	100%

V. 政治システム分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
18. 行政シ ステム	18.1.幹部および職員が基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.2.基礎的な政治単位において規程に沿った十分な団体が存在していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.3.共産党支部及び社の行政が「清潔で力強い」基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.4.「良」以上の分類にある社内の政治社会団体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	18.5.規程に沿って法令へアクセスできること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.6.男女平等と家庭内暴力防止が保障されていること	○	○	○	○	○	○	○	○
19. 安寧 秩序	19.1. 国防の規程に完全に合致した民兵組織が形成されていること	○	○	○	○	○	○	○	○
	19.2.安寧と社会秩序に関する安全基準に達し、住民の平穏が保障されていること	○	○	○	○	○	○	○	○

資料：2016年首相決定1980号(CPVN, 2016d)。

注。「○」は基準内容に達していることを示す。

新農村建設プログラムは、その行動を指導・監督する指導委員会⁽⁴⁾と、実施機関である新農村調整事務局（Van phong Dieu phoi nong thon moi）によって行われ、それぞれの委員会が中央（国レベル）と各行政レベルに存在する。中央の指導委員会では副首相が委員長を、関連の深い農業農村開発省と労働・社会・傷病兵省を担当する2大臣が副委員長を、その他の省庁の次官や各団体幹部が委員を務めており、ベトナム国家機関全体で責任を持つ形にしている。また各地方行政レベルでは、地域の最高指導者である共産党支部書記が各地域の

指導委員会委員長を務める。中央の新農村調整事務局は農業農村開発省の中に置かれている。これは2010年首相決定800号で、農業農村開発省が新農村建設プログラムを実質的に仕切ることと規定(予算の投資計画省・財務省への要求、プログラム進捗状況の監督・検査・政府への報告、など)されていることに沿っている。また各地方行政レベルの新農村調整事務局は、それぞれの農政担当部局(省レベルでは省農業局、省の下の県レベルでは県農業局若しくは経済局、末端の社レベルでは農政担当職員)が担当する(CPVN, 2016c)。

なお財源に関しては、首相決定800号では、これまでの各国家プログラム予算の利用が23%, 新農村建設プログラム専用の国家予算が17%, 借入れが30%, 企業からの投資が20%, 住民からのカンパが10%となっている。なお国家予算から直接支出されるのは、計画策定業務、各種インフラ(社中心地への道路、社本部、学校、保健所、集会所)、幹部への訓練費用に限られる。

(2) 新農村建設プログラムの特徴と国際比較

ベトナムの新農村建設プログラムに関しては、「新農村」という名称も内容も中国の政策を参考にしたものであるとの指摘(坂田, 2012)もある。確かに、同プログラムを打ち出した26号決議の「農業・農民・農村」という文言は中国の三農問題を意識した可能性が高い。また中国において「社会主義新農村建設」が打ち出されたのも2006年とベトナムより早く、農村におけるインフラ・経済改善・教育などの向上を図るという点(陳, 2008)で共通点も多い。しかし中国にはないベトナムの新農村建設事業の独自性として筆者は、基準⑥「文化」に「規定に沿った文化基準に達している村の割合(70%以上)」があることを指摘したい。「規定に沿った文化基準に達している村」とは一般に「文化村(Lang Van Hoa)」と呼ばれるものである。

「文化村」は元々1960~70年代においては特色ある伝統文化を持つ村にだけ与えられた名称であったが、1980年代に入ると新しい文化施設などの数量の指標に達した農村の称号となった。それが1990年代に入ってから、かつてのムラの郷約にあたる「規約」を策定する「文化村」運動が展開されるようになった。さらに1993年1月に開催された第7期ベトナム共産党中央執行委員会第4回総会において「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」が出され、「祭りの組織」、「家族・住民共同体の確立」などの共同体的生活の再建が「文化村」建設キャンペーンを通して行われるようになった(今井, 2002)。「文化村」に関する実地調査は、これまで文化人類学者によって幾つか行われている。ハティン省(第1図の28)で調査した加藤敦典は文化村認定制度を「ムラの名誉を担保にとって、住民を動員・統制する制度」(加藤, 2009)ととらえた。またビントゥアン省(第1図の48)の少数民族チャム族地区で調査した吉本康子は、共産党・政府にとって望ましい文化(愛国心をかん養するものや、民族文化として保存することによって観光に使えるもの)と望ましくない文化(不衛生な習慣や、「迷信異端」とみなされるもの)を選別するためのもの(吉本, 2011)ととらえた。彼らの観点は主に国家と国民の関係によって、国家(共産党・政府)が国民を

統制する道具として「文化」概念を利用しているというものである。これらの研究は、現代ベトナムにおける「文化」の理解から肯定できるが、筆者はそれに加えて文化村認定制度の大きな特徴を指摘しておきたい。

「文化村」の認定基準として文化・スポーツ・観光省の2011年10月10日付け通達12号（BVHTTDL, 2011）があり、そこでの基準を第3表にまとめた。その中で大項目の「5. コミュニティでの相互扶助」、さらに小項目の「2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所、運動場があること」、「2-2. 40%以上の人口が、コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること」、「2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること」、「4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること」など、コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在するのが大きな特徴である。関連する政策として、1998年の「社における民主実現制度規定」が存在する。加藤敦典は、この「民主」概念を「地域住民による自己統御」を意味していると解説し、ベトナム国内での議論では村落共同体の自主管理能力の回復と強化の必要性が強調されていることを紹介している。その上でこの規定は、ベトナム政府が従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を住民の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることを目指したものだと言及している（加藤，2004）。

第3表 「文化村」の認定基準 (2011 年)

大項目	小項目
1. 経済の安定、 着実な発展	1-1. 所在する省平均より貧困世帯比率が低いこと 1-2. 粗末な家屋が少ないこと 1-3. 科学的で効果的な活動が行われていること 1-4. 就業労働者比率、一人当たり年間収入が平均以上あること 1-5. 80%以上の世帯が新農村建設運動、コミュニティにおける経済社会基盤建設に参加していること
2. 精神的に充足 した文化的な生 活	<u>2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所、運動場があること</u> <u>2-2. 40%以上の人口が、コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること</u> <u>2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること</u> 2-4. コミュニティの中で社会悪に染まった人間がいないこと。 2-5. 70%以上の世帯が「文化家族」に認定され、うち 50%以上の世帯が 3 年以上公認されていること。 2-6. 子供の就学率が 100%であること。 2-7. 伝染病を広めないこと、食品中毒をおこさないこと、栄養失調の子供の率を下げていること、子供が予防接種を、妊娠女性が定期検査を受けられること。 2-8. 家族計画が実行されていること 2-9. 歴史文化遺産・名所旧跡の保護、地域における伝統的な文化生活・民間スポーツの維持。
3. 景観・環境が 美しいこと	3-1. ゴミの集中処理施設が基準に達していること。 3-2. 生活用水・シャワー室・便所の衛生環境が基準に達している世帯の割合が平均以上あること。 3-3. 家屋、公共建築物、墓地が基準に沿って建設されていること。 3-4. 住民の衛生観念を啓発する運動が実施されていること。
4. 党の方針及び 政府の政策・法律 に忠実であるこ と	4-1. 90%以上の世帯に対して党の方針及び政府（中央及び地方）の政策・法律に周知されていること。 <u>4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること。</u> 4-3. 社会の安定秩序が維持され、法律に違反する住民がいないこと。 4-4. 住民が共産党支部や地方行政に参加することによって、その活動を監査する権利を有すること。
<u>5. コミュニティ での相互扶助</u>	5-1. 相互扶助に関する国家の政策が実現されていること。 5-2. 天災被災者・困窮家族・独居老人・孤児・障害者・枯れ葉剤被害者などの不幸な人たちに対する人道援助の活動が行われていること。

出典；文化・スポーツ・観光省 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号 (BVHTTDL, 2011)

なお中国においても1987年の「農村の基層政権建設工作の強化に関する通知」などによって、国家の手を煩わせることなく自前で末端の公共的事業と秩序の維持を肩代わりする「行政村」の枠組みを強化しようとする方向にはある。しかし、これは田原史起が指摘するように「中国史上普遍的には見出すことのできなかった「村民」という新しいカテゴリーの創造」に向けての国家的な試み（田原，2000）であり、伝統村落の自主管理能力の回復を図るベトナムとは大いに事情が異なる。

伝統的な村落結合を通じて住民を動員して政策を実現しようとする点では、ベトナムの新農村建設プログラムは、中国よりむしろ日本の農村振興政策と類似している。以下、ベトナムとの比較を念頭に置いた上で、近代日本（明治以降）の農村振興政策を紹介する。近代最初の農村振興運動は、明治30年代からの町村是運動である。町村是とは各町村による振興計画であり、この運動は民間の自主的団体である農会が推進母体となったことが示すように、政府による保護政策の要求ではなく自力更生的色彩の強い運動であった。だがその後、帝国農会の成立によって系統組織が整備されるとともに、農会は半官半民的性格を強め、町村是運動も政府の主導性が強くなる。昭和初期の農山漁村経済更生運動ではより政府の主導性が強くなり、全国の町村に更生計画を立てさせて補助金を交付した。当時の大臣訓令に「隣保共助精神ヲ活用シ・・・農山漁村ニ於ケル産業及経済ノ計画的組織的刷新ヲ企画」とあるように（田中，1977）、伝統的な村落結合を農村振興に活用しようという政府の意図は、現代ベトナムと同様である。

戦後の昭和31年度からは新農山漁村建設総合対策が始まり、これも通称「新農村建設」と呼ばれた。各地域が自主的に立てた振興計画に対して国が援助を行う形は戦前の農山漁村経済更生運動と戦後の「新農村建設」で共通しているが、前者が自給自足の共同体への回帰を目指したのに対し、後者は農産物の市場競争力の強化を目指しての主産地形成を目標として共同化を進めた。その実行のために、各地域に農山漁村振興協議会が設置された。同会は行政機関、農林漁業団体及び青年婦人組織等の代表者で構成されていた。また同事業を機に系統農協が、生産・流通及び融資の面で農村内での影響力を強めていった。同事業予算のほとんどは土地整備・施設建設等の生産関連にあてられた（農林省編，1965）が、昭和47年度に始まった農村基盤総合整備パイロット事業（総パ事業）では、農業生産基盤整備とともにそれと一体的な農村生活環境基盤整備を総合的に実施することとなった。さらに昭和48年度からは立ち後れている農村集落の生活環境整備に重点を置いた農村総合整備モデル事業（農村モデル事業）も始まった（大橋，1998）。

このようにベトナムと類似点の多い日本の農村振興政策だが、相違点として、要望のあった地域を援助対象とする日本に対して、ベトナムでは全農村地域を対象に細かい数値目標が政府によって設定されている等、国家による関与がより強いことがあげられる。これは元々日本では民間から起こった自力更生運動を政府が利用したのに対して、ベトナムでは最初から政府主導だったという歴史的経緯の違いとともに、いまなお社会主義を国家理念として掲げるベトナムの事情もあると思われる。

(3) 新農村建設プログラムの進捗状況

2019年10月20日に、2010～2020年段階新農村建設プログラムの総括全国会議（Hoi nghi toan quoc tong ket Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020）が開催された。そこにおける指導委員会の10年総括報告（BCDTUCTMTQG, 2019）から、プログラムの進捗状況を紹介する。

第4表に、全国及び地域別の2019年6月30日までの新農村認定社の割合と、2016年首相決定1600号で2020年までの目標とされた割合を示す。全国レベルでは既に50%以上の社という目標が達成されているものの、地域別では達成済みなのは紅河デルタだけである。さらに第2図に、全国及び地域別の新農村認定社の割合と、「2016年生活水準統計」(TCTK, 2018)による一人当たりの各地域の平均月収を示す。地域ごとの新農村認定社の割合と平均月収には相関があり、収入が高い地域ほど認定社の割合も高いことがわかる。これはそうした地域ほどインフラ整備を進めて認定基準を満たす経済力があるためと考えられる。なお紅河デルタにおいてのみ、近似曲線より極端に認定社の割合が高い。これらの事実は、紅河デルタでは村落共同体の結合が強いという文化的な背景が関係していると思われる。新農村建設プログラムの実行に際しては、末端の村落共同体（共産政権以前の旧村）を動員して行うので、結合の強弱が新農村認定の割合に関係しているのであろう。

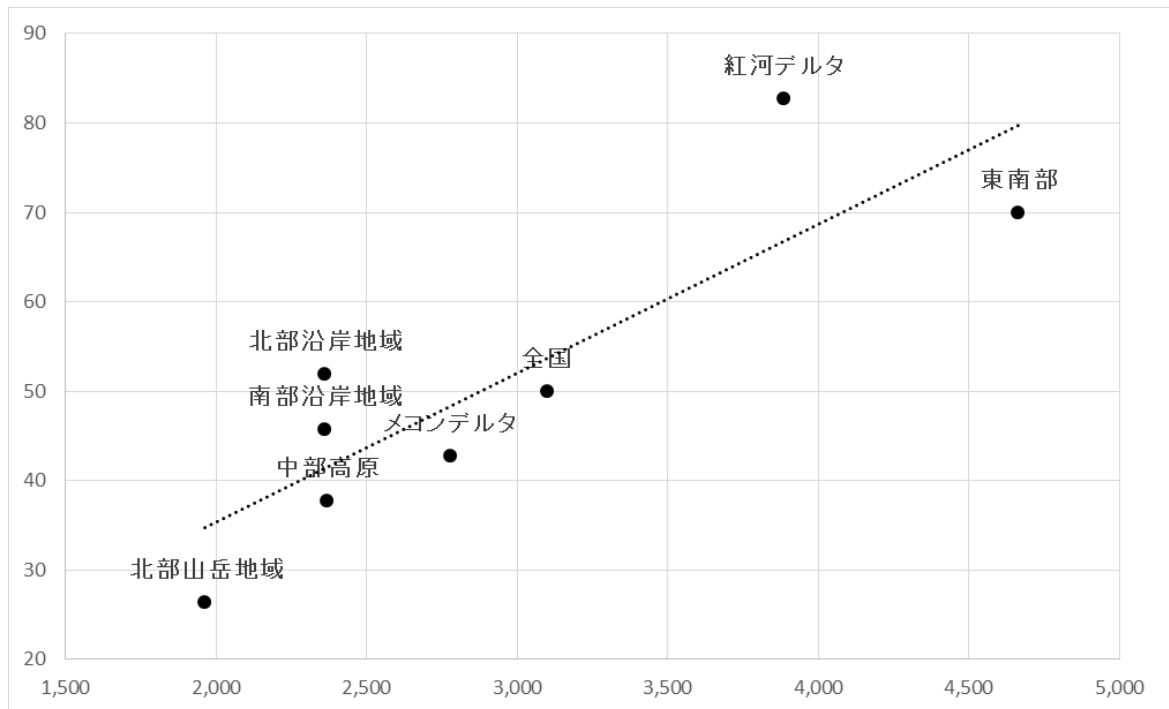
第5表に、基準別・地域別の達成状況を示した。2019年6月30日時点で70%未満の社しか達成できていない基準は、②交通、⑤学校設備、⑥文化施設、⑩住民の収入、⑪貧困削減、⑰環境、である。いずれもインフラ整備や住民の経済事情などに関わっており、経済が一番の問題であることがわかる。ただしインフラ整備の中でも、③水利、④電化、は90%以上の社が達成できており、農業生産活動に直結するこの二つの分野が特に重点的に整備されてきたことがわかる。

第4表 新農村認定社割合の目標と結果（％）

	2010年	2019年	2020年目標
全国	0	50.01	50
北部山岳地域	0	26.45	28
紅河デルタ	0	82.74	80
北部沿岸地域	0	51.92	59
南部沿岸地域	0	45.82	60
中部高原	0	37.73	43
東南部	0	70.00	83
メコンデルタ	0	42.77	51

資料：指導委員会の10年総括報告（BCDTUCTMTQG (2019)）。

注。「2010年」とは2010年12月31日時点の割合、「2019年」とは2019年6月30日時点の割合、「2020年目標」とは2016年首相決定1600号で2020年までの目標とされた割合。



第2図 地域ごとの新農村認定社の割合（％）と平均月収（千ベトナムドン）

資料：「10年総括報告」（BCDTUCTMTQG, 2019）と「2016年生活水準統計」（TCTK, 2018）より筆者作成。

注：「2016年生活水準統計」では、「沿岸地域」が南北に細分化されていないので、「北部沿岸地域」、「南部沿岸地域」の平均月収は同値とした。

財源に関しては、2010～19年の結果で、これまでの各国家プログラム予算の利用が14.5%、新農村建設プログラム専用の国家予算が13.2%（中央政府が直接執行したのが2.2%、地方政府を通して執行したのが11.0%）、借入れが57.6%、企業からの投資が4.9%、住民からのカンパが9.8%となっている。2010年開始当初の計画（首相決定800号）と比較すれば、国家予算と企業投資が足りず、その分借入れでまかなっている。

新農村建設プログラムは、生産と生活の双方を含む全面的な農村支援を目標とする画期的な政策である。しかし、中央の指示により進められているにもかかわらず、地域の自助努力に依存していて予算措置は不十分であり、現実に達成されたものは生産面に偏っているという問題を抱えている。

第5表 新農村認定基準ごと達成状況 (2010年～2019年)

基準 番号	全国基準達 成率 (%)		地域ごとの基準達成率 (%)													
	10	19	北部山岳地域		紅河デルタ		北部沿岸地域		南部沿岸地域		中部高原		東南部		メコンデルタ	
	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19
1	28.3	99.6	33.4	100.0	41.4	99.8	23.1	99.9	6.4	96.8	23.6	100.0	8.7	100.0	29.7	99.7
2	3.2	63.7	1.1	40.3	4.9	91.2	4.0	67.3	3.1	69.0	2.5	55.3	4.1	74.9	3.7	57.3
3	15.7	90.7	12.8	85.0	12.5	97.4	4.9	89.1	7.0	82.2	13.8	87.1	29.0	97.3	41.0	97.8
4	44.8	90.0	28.6	78.6	64.2	99.9	44.1	95.5	50.9	96.0	46.4	89.1	54.2	86.0	36.2	86.9
5	12.2	62.8	11.5	43.6	20.5	81.5	15.3	71.2	7.3	59.6	3.9	59.6	8.3	76.9	5.4	57.7
6	2.3	60.3	2.0	39.3	4.3	82.6	1.9	65.2	0.7	58.9	1.2	52.4	5.3	79.6	0.7	56.7
7	12.8	85.5	8.4	80.1	16.3	94.5	10.5	82.2	12.1	87.0	12.5	82.6	20.7	87.3	15.4	85.6
8	48.6	89.7	28.7	72.7	68.9	99.9	52.7	94.6	40.6	90.5	32.5	89.6	68.0	99.3	53.2	95.3
9	17.9	75.6	8.1	50.9	35.6	98.1	22.1	85.4	10.8	76.8	5.6	56.9	26.0	81.6	10.2	79.8
10	8.0	67.3	5.6	40.8	9.3	92.9	8.6	74.8	6.5	61.8	13.8	51.3	11.5	84.0	6.6	72.4
11	11.9	67.5	10.0	42.5	11.9	93.1	3.6	71.4	6.5	62.7	11.0	48.4	28.8	90.4	23.6	73.1
12	10.9	97.6	4.4	98.6	21.1	99.3	6.8	95.5	6.6	94.9	12.8	98.7	19.8	97.1	10.8	97.7
13	41.7	78.7	23.1	66.7	65.1	97.4	45.5	85.4	33.4	68.4	21.6	64.8	32.4	89.1	52.2	73.7
14	24.0	88.9	19.6	79.7	34.7	99.0	20.2	93.0	20.2	82.5	12.8	83.6	17.7	94.2	30.1	90.0
15	45.1	82.6	39.4	69.6	41.9	94.2	53.8	90.5	38.8	79.6	35.2	82.8	41.4	90.4	59.2	78.2
16	34.0	81.6	17.7	64.6	39.2	95.6	28.1	82.0	28.0	83.6	22.9	77.6	52.5	96.2	64.5	86.2
17	6.7	61.1	3.0	33.8	12.7	87.6	5.3	68.8	5.2	58.3	4.4	52.8	16.2	87.6	4.2	57.3
18	48.1	78.4	50.0	64.6	63.4	94.5	59.8	86.9	31.3	66.5	30.2	62.8	42.6	93.6	27.7	78.2
19	76.1	91.6	77.0	86.5	79.3	96.9	83.6	97.7	77.1	89.3	67.5	81.3	51.2	95.8	72.3	90.1

資料：指導委員会の10年総括報告 (BCDTUCTMTQG, 2019)。

注：各基準番号に相当する基準名は、第2表を参照。「10」とは2010年12月31日時点の数字、「19」とは2019年6月30日時点の数字。

注（1）ベトナムではキン（Kinh, 京）族と呼ばれるが、本章ではわかりやすくベト族と記述する。

（2）本章において「各地方省」という場合には、中央直轄市も含める。

（3）ベトナム共産党の最高機関は5年に一回開催される党大会である。党大会が党としての基本方針を決定し、それを具体化するための政策などを決定するのが、党大会で選出される中央執行委員会である。中央執行委員会の任期は次の党大会までであり、同委員会の定例会議（総会）には通し番号が付される（白石, 2000）。本文中の「第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会」は、第10回党大会で選出された第10期中央執行委員会の第7回総会のことである。

（4）指導委員会は、正規名称を各国家目標プログラム指導委員会（Ban Chi dao cac chuong trinh muc tieu quoc gia）といい、新農村建設と貧困削減の2大プログラムの指導・監督を行う（CPVN, 2016a）

〔引用文献〕

【日本語文献】

- アジア経済研究所(2020)『アジア動向年報 2020』アジア経済研究所.
- 足立啓二(1998)『専制国家史論—中国史から世界史へ—』, 柏書房.
- 今井昭夫(2002)「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』64.
- 大橋欣治 (1998)「農村整備事業のあゆみ」『農業土木学会誌』66 巻4号.
- 岡江恭史(2015)「ベトナムの「自治村落」と農民組織—日本・中国との比較を通じて—」『村落社会研究ジャーナル』21(2).
- 加藤敦典(2004)「ベトナムにおける「民主」化と村落共同体—「基層レベルにおける民主制度規定」の分析より—」『年報 人間科学』25.
- 加藤敦典(2009)「文化的むら」をめぐる「騒ぎ」—ベトナムにおける国家と住民の関係性をめぐる政策の人類学—」『南山考人』37.
- グルー, ピエール (内藤莞爾訳) (1945)『仏印の村落と農民 上巻』生活社 (原著: Gourou, Pierre (1937) *Les paysans du delta tonkinois*).
- 斎藤仁(1977)「農村協同組合の組織基盤としての村落」『農村研究』44.
- 坂田正三(2012)「ベトナムの農業・農村開発政策—2008年の政策転換と第11回党大会で示された方向性—」寺本実編『転換期のベトナム—第11回党大会、工業国への新たな選択—』, アジア経済研究所.
- 桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』創文社.
- 嶋尾稔(1992)「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について—郷約再編の一事例の検討—」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』24.
- 白石昌也(1993)『ベトナム—革命と建設のはざま—』東京大学出版会.
- 白石昌也(2000)「党・国会機構概観」, 白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店.
- 白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム (講座・東アジア近現代史5)』青木書店.
- 田中学 (1977)「地域農業振興思想の系譜」『農業経済研究』第49巻第2号.
- 田原史起(2000)「村落統治と村民自治—伝統的権力構造からのアプローチ—」, 天児慧・菱田雅晴編著『深層の中国社会-農村と地方の構造的変動』勁草書房.
- 陳鍾煥(2008)『中国農業「保護」政策の開始と農業「産業化経営」の役割』批評社.
- トラン・ヴァン・トゥ(2010)『ベトナム経済発展論』勁草書房.
- 中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』日本評論社.
- 農林省編 (1965)『新農山漁村建設史』農林省農政局.
- 三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所.
- 水野広祐(1998)「インドネシアにおける村落行政組織と住民組織—西ジャワ・ブリアンガン高地農村の事例—」加納啓良編『東南アジア農村発展の主体と組織—近代日本との比較から—』, アジア経済研究所.
- 吉本康子(2011)「ベトナム南部少数民族居住区における『文化的な村建設』運動と儀礼的実践の現在」小長谷有紀・後藤正憲編著『社会主義的近代化の経験』明石書店.

【ベトナム語文献（書籍及びウェブサイト）】

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online) <http://www.gso.gov.vn> (2021年2月6日アクセス).

TCTK(2018) *Ket qua Khao sat muc song dan cu Viet Nam nam 2016* (2016年生活水準統計), Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社) .

【ベトナム語文献（共産党・国家機関文書）】

BCDTUCTMTQG (Ban Chi Dao Trung Uong Cac Chuong Trinh MTQG Giai Doan 2016-2020, 2016～2020年段階の各国家目標プログラム中央指導委員会) (2019) *Bao Cao Tong ket 10 nam thuc hien Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020 (Tai lieu phuc vu Hoi nghi toan quoc tong ket Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020)* (2010～2020年段階の国家目標プログラム「新農村建設」実現10年総括報告 (2010～2020年段階の国家目標プログラム「新農村建設」総括全国会議配布資料)), 2019年10月20日発表.

BVHTTDL (Bo Van Hoa, The Thao va Du Lich, ベトナム文化・スポーツ・観光省) (2011) *Thong Tu, Quy dinh chi tiet ve tieu chuan, trinh tu, thu tuc, ho so cong nhan Danh hieu “Gia dinh van hoa”; “Thon van hoa”, “Lang van hoa”, “Ap van hoa”, “Ban van hoa”, “To dan pho van hoa” va tuong duong* (「文化家族」「文化村」「文化居住区」及びそれらに相当するものの名称及び公認に対する基準・順序・手続・記録書類の詳細についての決定に関する通知), 2011年10月10日公布.

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (2009) *So: 491/2008/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Ban hanh Bo Tieu Chi Quoc Gia ve Nong Thon Moi* (新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定491号), 2009年4月16日公布.

CPVN(2010) *So: 800/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu Phe duyêt Chuong trinh muc tieu Quoc gia ve xay dung nong thon moi giai doan 2010 – 2020* (2010～2020年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定800号), 2010年6月4日公布.

CPVN(2016a) *So: 1584/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Thanh lap Ban Chi dao Trung uong cac chuong trinh muc tieu quoc gia giai doan 2016 – 2020* (2016～2020年段階における各国家目標プログラム中央指導委員会設立についての政府首相決定第1584号), 2016年8月10日公布.

CPVN(2016b) *So: 1600/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu Phe duyêt Chuong trinh muc tieu Quoc gia ve xay dung nong thon moi giai doan 2016 – 2020* (2016～2020年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定1600号), 2016年8月16日公布.

CPVN(2016c) *So: 1920/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Quy dinh Chuc nang, Nhiem vu, Quyen han, To chuc Bo may va Bien che cua Van phong Dieu phoi nong thon moi Cac cap* (各級の新農村調整事務局の機能・任務・権限・組織構成・人員の規定についての政府首相決定第1920号), 2016年10月5日公布.

CPVN(2016d) *So: 1980/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Ban hanh Bo Tieu Chi Quoc Gia ve Nong Thon Moi giai doan 2016 – 2020* (2016～2020年段階における新農村に関する国家の認定基準の施

行に関する政府首相決定1980号), 2016年10月17日公布.

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) *So: 100/CT/TW, Chi thi cua Ban Bi thu Trung uog Dang ve cai tien cong tac khoan, mo rong “khoan san pham den nhom va nguoi lao dong” trong Hop tac xa nong nghiep* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100号指示), 1981年1月13日公布

DCSVN(1988)*So:10/NQ/TW, Nghi quyet cua Bo Chinh tri ve doi moi quan ly kinh te nong nghiep* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局10号決議), 1988年4月5日公布

DCSVN(2008)*So: 26 NQ/TW, Nghi quyet cua Ban Chap hanh Trung uog Dang ve nong nghiep, nong dan, nong thon* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議), 2008年8月5日公布.

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam, ベトナム国会) (1993)*Luat Dat Dai nam 1993* (1993年土地法), 1993年7月14日可決

QHVN(1996)*Luat Hop Tac Xa* (合作社法), 1996年3月20日可決

第3章 インドネシア

—持続可能な農業生産・食料消費の実現に向けて—

伊藤 紀子

1. はじめに

近年、インドネシアは、好調な資源（パームオイル、石炭など）輸出の恩恵を受け、年率平均 5%程度の比較的高い GDP 実質成長率を持続し、中所得国として安定的な地位を築いてきた。しかしながら、GDP に占める製造業比率の低下、一次産品生産や輸出に依存した経済構造などに見られるように、工業化が立ち遅れた状況が続いてきた（加納，2019）。インドネシアでは 2019 年の総選挙において、ジョコ・ウィドド（Ir. H. Joko Widodo, 通称ジョコウィ）大統領が再選した。ジョコウィ第 2 期政権は、「2045 年までに先進国になる」という長期ビジョンを掲げつつ、①人間の開発と科学技術の習得、②持続可能な経済開発、③開発の均等化、④国家強靱性と行政ガバナンス、を四つの柱とする開発の方向性を示した（佐藤，2020）。ジョコウィ政権は、一層の成長の加速、開発の推進を目指しているが、国際的な資源ブームの終焉（しゅうえん）、保護主義の台頭、米中の覇権対立などにより、インドネシアをとりまく国際環境は不透明さを増している⁽¹⁾。更に 2020 年初頭からの新型コロナウイルス感染拡大の影響による貧困や失業の増加は深刻であり、農業生産や食料供給への影響も現れ始めている（Zuhud Rozaki, 2020；東方，2020）⁽²⁾。

本章では、近年の農業生産や食料消費に関する情報の整理と、関連する開発政策の把握を通じて、インドネシアの農業の現状と課題を明らかにする。続く第 2 節では、近年の農業生産、農産物貿易、食料消費の概要を把握する。第 3 節では、現状における課題を踏まえ、持続可能性に重点を置いた、2020 年からの新たな農業開発計画の概要を示す。また、生産性の高い農業を実現するためのフードエースタート開発の取組や、宗教的な面における統一的な品質保証を目指す 2019 年のハラル製品保証法の施行に関する情報を紹介する。最後にこれらを踏まえて、政府が目指す持続可能な農業生産・食料消費の実現に向けた課題を示す。

2. 農業生産・農産物貿易・食料消費の現状

（1）農業生産・農産物貿易

はじめに、国内の農業生産や農産物貿易に関する情報を整理する。近年、農地面積や農業従事人口は急速に減少している（第 1 表）。ジャワを中心とする急激な都市化の進展、土地利用計画の不在などのため、水田や一時的未利用地を中心とする広大な農地が、宅地や商業用地などへと転用されてきた。インドネシアの人口は増加し続けているが、農業従

事人口は減少している。部門別には、園芸作物生産や畜産物生産に従事する人口は増えている一方で、食料作物生産やエステート作物生産に従事する人口は、急速に減少している⁽³⁾。

第2表は、主要な食料作物や畜産物の生産量の推移を示している。コメ、トウモロコシ、大豆、トウガラシ、シャロット、サトウキビ、牛肉などは、2015年から2019年までの農業開発政策において、重要な戦略的食品と位置付けられ、増産政策の対象とされた。コメ、トウモロコシ、トウガラシ、シャロット、ブロイラーの生産量は、増加傾向にある。しかしながら、大豆、サトウキビ、牛肉の生産量は、減少・低迷し続けている。政府は戦略的食品の増産によって輸入を減らし、国内で自給することを目標としてきたものの、気候などの影響によってコメなど主な食料作物の生産量が減少した年もあった。

第3表は、主な食料作物や畜産物の輸入量を示している。近年、インスタント麺やパンなどの消費の急増によって、小麦の消費量・輸入量は著しく増加している⁽⁴⁾。また、大豆、サトウキビは、国内生産量が低迷していることから、輸入量が増えている。トウガラシなどの生産量は増加している（第2表）が、生産の増加が需要の増加に追い付かないため、輸入量が増えている。

第4表は、主なエステート作物の輸出量である。2000年以降、中国やインドなどの新興アジア諸国の急速な経済成長に伴う需要増加や資源価格高騰により、インドネシアからアジアやヨーロッパへ向けたパームオイル輸出が急増してきた⁽⁵⁾。直近のデータにおいても、パームオイルの輸出量が突出して多く、増加している。一方、ココア、コーヒー、紅茶などの輸出量は減少している。エステート作物部門では、従来多様な品目の生産・輸出が行われてきたが、パームオイルの生産・輸出が集中的に行われるようになっていく。

第5表に示すように、農産物貿易収支は全体では黒字を維持しているが、黒字額の大きさは減少している。内訳では、食料作物部門、園芸作物部門、畜産物部門で赤字、エステート作物部門で黒字という状況が、続いてきた。先述のようにエステート作物部門の輸出の多くは、パームオイルの輸出であった。しかし、中国経済の低迷による需要の減少、インドによる輸入制限、インドネシアとEUの間のパームオイル貿易をめぐる対立などの影響により、インドネシアのパームオイル輸出の伸びは鈍化しつつある（川村・濱田, 2020）。エステート作物輸出の中心であったパームオイル輸出が減退すれば、今後、農産物貿易収支全体の黒字額が更に減少に向かうことが、予測される。

第1表 農地面積・農業従事人口

		2013	2014	2015	2016	2017	2018
農地面積 (1,000ha)	水田	8,128	8,112	8,093	8,188	8,164	7,105
	畑地/農園	11,839	12,034	11,862	11,540	11,705	11,698
	移動耕作地	5,124	5,036	5,190	5,074	5,248	5,256
	一時的未利用地	14,163	11,713	12,340	11,942	12,168	10,771
	合計	39,254	36,895	37,485	36,744	37,285	34,830
農業従事 人口 (1,000人)	食料作物	16,831	16,242	15,417	15,779	14,444	13,161
	園芸作物	3,079	3,113	3,168	3,299	3,180	3,319
	エスレート作物	12,110	12,852	12,827	11,932	11,897	11,860
	畜産物	4,691	4,190	3,857	4,078	3,839	4,766
	合計	36,711	36,396	35,268	35,089	33,360	33,106

資料：Kementerian Pertanian, Indonesia（各年号）より筆者作成。

注：2018年の値は、サンプル調査に基づく暫定値。以下の表も同様。

第2表 食料作物・畜産物の生産量

(単位：1,000t)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018
コメ	71,280	70,846	75,398	79,355	81,149	59,201
トウモロコシ	18,512	19,008	19,612	23,578	28,924	-
大豆	780	955	963	860	539	-
トウガラシ	1,013	1,075	1,045	1,046	1,206	1,207
シャロット	1,011	1,234	1,229	1,447	1,470	1,503
サトウキビ	2,551	2,579	2,498	2,205	2,122	2,171
牛肉	505	498	507	518	486	498
ブロイラー	1,498	1,544	1,628	1,905	3,176	3,410

資料：Kementerian Pertanian, Indonesia（各年号）より筆者作成。

注（1）コメは粳米ベース。

（2）2018年のトウモロコシ、大豆生産量は未発表（2021年1月時点）。

第3表 食料作物・畜産物の輸入量

（単位：1,000t）

	2013	2014	2015	2016	2017	2018
コメ	71	418	505	998	0	1,802
碎米他	201	338	355	282	304	403
小麦	7,053	7,734	7,623	10,811	11,641	10,379
トウモロコシ	3,295	3,375	3,500	1,332	715	1,150
大豆	5,341	5,845	6,417	6,334	7,068	7,408
落花生	284	255	199	194	292	332
緑豆	96	88	45	65	79	97
キャッサバ	220	365	600	643	389	376
トウガラシ	23	26	29	29	44	41
サトウキビ	3,439	3,039	3,472	4,840	4,568	5,129
生きている牛	130	247	198	196	169	205
牛肉	48	77	50	117	119	164
牛乳	221	216	212	237	224	257

資料：Kementerian Pertanian, Indonesia（各年号）より筆者作成。

注：コメは精米ベース。

第4表 エステート作物の輸出量

（単位：1,000t）

	2013	2014	2015	2016	2017	2018
パームオイル	25,795	28,027	32,543	28,493	33,519	34,602
ゴム	2,702	2,623	2,630	2,579	3,276	2,954
ココナッツ	1,295	1,712	1,826	1,564	1,879	1,985
サトウキビ	538	940	443	427	429	515
ココア	414	334	355	330	355	381
コーヒー	534	385	502	415	468	280
ピンロウ	220	250	279	219	228	258
カシュー	52	61	105	70	63	58
紅茶	71	66	62	51	54	49
コショウ	48	35	58	53	43	48
タバコ	42	35	31	28	29	32
綿花	31	38	35	41	36	28
クローブ	5	9	13	13	9	20
ナツメグ	14	15	17	16	20	20

資料：Kementerian Pertanian, Indonesia（各年号）より筆者作成。

第5表 農産物・畜産物の貿易額

(単位：100 万米ドル)

		2013	2014	2015	2016	2017	2018
食料作物	輸出額	186	206	212	142	171	213
	輸入額	7,519	7,812	6,790	6,499	6,492	7,971
	収支	-7,333	-7,606	-6,577	-6,356	-6,321	-7,758
園芸作物	輸出額	434	523	577	507	442	440
	輸入額	1,530	1,645	1,461	1,780	2,232	2,309
	収支	-1,095	-1,122	-884	-1,274	-1,790	-1,869
エスレート作物	輸出額	29,477	29,722	26,814	25,536	32,283	28,094
	輸入額	4,241	4,090	3,306	4,373	5,095	5,232
	収支	25,236	25,633	23,507	21,162	27,188	22,862
畜産物	輸出額	593	588	443	543	625	640
	輸入額	3,175	3,814	2,934	3,191	3,371	3,683
	収支	-2,582	-3,226	-2,491	-2,648	-2,746	-3,042
合計	輸出額	30,690	31,039	28,046	26,728	33,520	29,387
	輸入額	16,465	17,360	14,491	15,843	17,190	19,195
	収支	14,225	13,679	13,555	10,885	16,330	10,192

資料：Kementerian Pertanian, Indonesia（各年号）より筆者作成。

（２）食料消費

次に、食料消費に関する情報を整理する。第6表は、全国34都市における主な食品価格の平均値を示している。砂糖（国産）や調理油の価格は安定しているが、コメ、シャロット、トウガラシ、牛肉、鶏肉、鶏卵といった日常的に消費する多くの食品の価格が、上昇傾向にある。

第7表は、主な食品の1人当たり年間消費量を示す。近年の食の欧米化などの影響により、小麦粉、肉類、牛乳の消費量は急速に増加している。他方で、コメやトウモロコシの消費量は、減少傾向にある。大豆に関しては、国内生産量が減少している（第2表）が、1人当たり消費量・人口の増加によって消費量が増加しているため、輸入量が増加している（第3表）。従来、インドネシアにおける農業開発政策・増産政策の対象の中心はコメやトウモロコシであったが、実際には畜産物や小麦粉の消費量が増加している。そのため、多様な農産物や畜産物の増産政策及び、小麦のように自国での生産が困難な食品に関しては輸入を含めた安定的確保を可能にする施策によって、国民の食料消費を安定化させることが必要である。

第6表 主要な食品の価格

		2014	2015	2016	2017	2018	2019
コメ	(Rp/kg)	8,922	10,172	10,706	10,665	11,725	11,645
シャロット	(Rp/kg)	22,635	25,394	39,274	31,266	28,896	32,350
トウガラシ	(Rp/kg)	29,848	29,848	37,333	31,505	38,379	42,450
砂糖	(Rp/kg)	11,326	12,363	14,399	13,359	12,354	12,520
牛肉	(Rp/kg)	99,332	105,312	113,555	115,932	118,963	121,000
鶏肉	(Rp/kg)	28,976	30,087	31,334	30,741	35,096	33,765
鶏卵	(Rp/kg)	20,063	22,189	23,384	22,844	24,500	24,665
調理油	(Rp/1,000 ml)	14,605	15,152	14,930	15,029	14,133	13,685

資料：Kementerian Pertanian, Indonesia（各年号）より筆者作成。

注：（1）インドネシアの主要 34 都市における平均値。

（2）ルピア（*Rupiah*: Rp）はインドネシアの通貨単位。1 米ドル＝1 万 4,114Rp（2019 年平均）。

（3）インドネシアにおけるインフレ率は 2019 年通年実績 2.7%であった。

（4）表中の砂糖は国産。

第7表 主要な食品の1人当たり年間消費量

（単位：kg）

	2013	2014	2015	2016	2017	2018
コメ・コメ製品	97.403	97.233	98.353	100.571	97.425	96.326
トウモロコシ・トウモロコシ製品	1.982	1.647	1.789	1.807	1.645	1.600
小麦粉	1.251	1.356	2.138	2.346	2.586	2.638
大豆・大豆製品	7.147	7.127	6.122	6.432	8.776	8.857
牛肉	0.261	0.266	0.417	0.417	0.445	0.466
鶏肉	3.650	3.988	4.797	5.110	5.671	5.566
鶏卵	6.153	11.356	11.980	11.765	12.782	12.626
牛乳(250 mlパック)	1.460	1.616	2.399	2.972	3.522	4.662
コンデンスミルク(397gパック)	3.024	3.069	3.598	4.119	4.630	4.605

資料：Kementerian Pertanian, Indonesia（各年号）より筆者作成。

インドネシアの食料法（2012 年）では食料安全保障、食料主権の確保が必要であるとされている。食料安全保障の達成とは、国民が、安全で、多様で、栄養価が高く、公平で、手頃な価格の十分な食料を利用できることである。それは、地域社会の住民が、宗教、信念、文化を守りながら、健康で、活動的、生産的な生活を持続させることを可能にする。他方で食料主権は、国民の食料安全保障関連の政策を国家が独立して決定する権利である。この枠組みにおいて、地域社会は、地域に賦存する資源を利用しながら食料を安定的に確保するシステムを構築する権利を持つとされる。

食料安全保障の達成の現状・課題は、以下の五つの側面からまとめられる（Effendi Andoko and Aurellia Candida Doretha, 2019）。

①食料生産：コメ、トウモロコシなどの国内生産量は増加傾向にある。しかし、砂糖、

大豆、畜産物などの生産量の増加は消費量の増加に追いついていないので、輸入の拡大によって国内需要を満たしている。人口増加や都市化が進展し、農地面積や農業従事人口が減少していることから、農業生産性の向上は、国家の食料安全保障の達成における大きな課題である。

②地域格差：経済成長や貧困削減によって、国民の多くが適切に食料を入手できるようになってきているが、食料安全保障の達成度は、地域によって異なっている。2019年の調査では、バリ、中央ジャワ、西ジャワなどの11州は、比較的食料安全保障の達成度の高い優良地域に分類されている。それに比べ、パプア、西パプアの2州は、食料安全保障の達成度が最も低く、改善へ向けた取組における優先度が最も高い地域とされる。また、東ヌサ・トゥンガラ、西カリマンタン、マルクなどの4州も、食料安全保障の達成度が比較的低く、緊急に取組が必要な地域とされている（Zuhud Rozaki, 2020）。このように、ジャワと外島との間の地域格差は依然として大きい⁽⁶⁾。したがって、主に外島における食料安全保障の達成のための取組、農業関連の開発事業の展開も求められる（後述するフードエステート開発は、外島における大規模・集約的な農業生産の促進のための取組の一例である）。

③貧困削減：政府は貧困削減に向けた社会的支援を行ってきた。社会的支援プログラムとしては貧困層へのコメ配布（RASKIN プログラム）や栄養改善事業がある。こうした取組によって主要な食品の市場価格が管理され、貧困層の食料安全保障の状況が改善されてきた⁽⁷⁾。

④食料アクセス：食料生産の増加、食品流通の開発が進んだ地域においては、食料価格は比較的安定している。しかし、東部地域や群島地域においては、いまだに食料生産の不十分、流通網の未発達のため、食料価格の高騰や不安定化が起きている。このような東部や遠隔地（貧困層が相対的に多い地域）における食料アクセスの改善が、必要とされている。

⑤栄養状況：貧困層と非貧困層のどちらにおいても、子供の発育阻害が大きな問題となっている。国民の摂取カロリーは増加しているものの、魚、肉、野菜、果物、微量栄養素などの摂取が十分ではなく、食品摂取の多様化が進んでいない。都市部では、国内外の企業が提供する低価格の加工食品・ファストフードの普及などにより、肥満人口が急増するなど栄養状況が悪化している側面もある⁽⁸⁾。栄養のある食品は高価格であり、入手が難しい。また、栄養改善を促すような教育も不十分である。2013年に政府は栄養改善に関する規制を設けた。食料消費の多様化、栄養改善につながる食品の開発や教育が必要とされている。鉄分などの微量栄養素の摂取や、栄養成分を強化した作物（コメなど）の生産や消費の拡大も、課題とされている。

3. 農業生産・食料消費に関連する政策

（1）これまでの農業開発政策：肥料補助金の例

ジョコウィ第1期政権の国家中期開発計画の下での、2015年から2019年の農業開発計画（インドネシア語で *Rencana Strategis Kementerian Pertanian*）では、食料生産・分配の改善、サプライチェーンの開発、食料価格安定化、栄養改善、食料入手改善、経済的支援、地域間不平等の是正、消費パターンや市場の需要の管理などが行われてきた。特に、食料の増産や自給という目標が前面に押し出されていた。政府はコメ、トウモロコシ、大豆の自給達成、牛肉、砂糖の増産による輸入の減少などを旨とする「作物生産振興プログラム」（*Upaya Khusus: UPSUS*）を開始した。UPSUSの目標として、2020年までに食料作物を自給するだけでなく、余剰作物を安定的に輸出する体制を整え、アジアの「食料庫」（Food Barn）になるという方針が示された（伊藤，2019）。

食料増産政策の中心は、肥料補助金制度であった（Achmad Surana, 2019）。政府は国営肥料製造会社などに補助金を供与し、肥料会社は、農地が2ha以下の小農に対して、補助価格で対象の種類の肥料（Urea：尿素肥料，SP-36：リン酸肥料，ZA：硝酸アンモニア，NPK 肥料など）を販売する。補助対象肥料に関しては、販売地域、最高小売価格、調達と配布時期などが、管理されている。コメ・トウモロコシ農家は特に、補助価格で購入した肥料を大量に使用する傾向がある（例えば大豆農家における平均化学肥料投入量は300kg/haであるが、コメ・トウモロコシ農家における投入量は615kg/haとされている）。2018年まで、補助対象肥料の配布量の増加が著しかった（第8表）。それにつれて肥料補助金制度の費用も増加した。例えば2015年から2018年までの費用は平均年間29.4兆Rp，2019年の費用は29.5兆Rpであった。肥料の補助価格と市場価格の間には大きな格差がある。補助された肥料の価格が、市場価格よりも安いことで、民間企業の肥料ビジネスへの新たな参入が妨げられている。

このように、肥料補助金の財政負担増加や肥料の過剰利用が問題視されてきた。そこで、農民カード（Farmer Card: *Kartu Tani*）政策によって肥料配布を効率化する事業が、2017年以降ジャワ各地で拡大されてきた。農民カード保有者（肥料補助金制度の対象者）は国営銀行に口座を開設し、銀行から低金利融資が受けられる。政府は、農民カードを用いて購入された補助金対象肥料の情報を分析して農家のニーズや補助金の配分に必要なデータを収集する。農民カードの導入拡大を通じて、肥料の効率的配布と管理、農家への肥料使用ルールの徹底、農民カードを用いた銀行サービス利用拡大が推進されている（伊藤，2018）。

第8表 補助金対象の肥料の配布量

(単位: 1,000t)

肥料の種類		2014	2015	2016	2017	2018	2019
Urea	配布量	3,997	3,808	4,025	4,101	4,082	3,086
	充足率	97%	93%	97%	97%	96%	81%
SP-36	配布量	796	825	860	844	844	678
	充足率	94%	97%	98%	99%	99%	87%
ZA	配布量	972	979	1,001	960	990	789
	充足率	93%	93%	95%	100%	99%	79%
NPK	配布量	2,375	2,488	2,643	2,677	2,652	2,008
	充足率	93%	98%	98%	96%	98%	86%
有機肥料	配布量	743	794	669	687	721	608
	充足率	74%	79%	86%	98%	98%	64%
合計	配布量	8,883	8,893	9,198	9,270	9,289	7,169

資料: Kementerian Pertanian, Indonesia (各年号) より筆者作成。

注: 充足率は、配布計画量に占める配布量の割合。

(2) 新たな農業開発政策: 持続可能な農業の実現への取組

2020年から2024年の農業開発計画では、食料安全保障と農業競争力の向上が目標とされている。この新しい計画では、とりわけ重要な農産物・畜産物の品目については、2020年から2024年に集中的に増産を図る方針が示された⁽⁹⁾。ただし、明確には食料の国内自給の達成に関して言及していない。むしろ、増え続ける肥料補助金や、国内の食料消費の変化（小麦や畜産物の消費の増加）、栄養改善の必要性を踏まえ、市場メカニズムを重視しながら、輸入も含めて安定的に食料を確保するという、これまでの政策よりも柔軟な姿勢が見られる。また、ニーズに対応した農業生産、農業生産性・付加価値向上、環境保全を推進することで「持続可能な農業」を実現するという方向性が、強調されている。戦略には、人的資本開発、貧困削減、インフラ開発、農業産業化、雇用拡大、食料や水・エネルギー資源の安定的確保なども含まれている。これらの実現において、農業省と、関係者（農業関係者、銀行、民間企業、投資家などの民間セクターを含む）の間での、国家レベル・地域レベルでの連携が重視されている（Kementerian Pertanian, Indonesia, 2020; Iqbal Rafani and Tahlim Sudaranto, 2020a）。

農業開発計画の方向性として、以下の五つの柱（戦略）が示された。それは、①国家食料安全保障の維持（農業生産量・農業生産性の増加、国家レベルの食料入手可能性の改善、食料の価格や利用の適正化）、②付加価値・国際競争力の向上（輸出志向型農業の推進、農家組合による集約的商品生産、検疫制度の改善など）、③農業資源・インフラ・施設の持続性の維持（土地の保全・水管理、農家金融の活性化、種子・肥料・農薬の利用や配布への監督強化）、④人的資本開発（農業関連資格訓練、若者の就農促進など）、⑤官僚機構の改革（汚職撲滅、公共サービス改善など）である。計画では、重点分野として、①農家組合機能の強化（農家と大規模ビジネスとの協働）、②バイオ燃料開発（バイオ産業、バイオエ

エネルギー開発推進), ③農村経済改善・人々のエンパワーメント(農村地域の宗教組織の整備を通じた統合的農業開発), ④低炭素開発(経済・社会・環境のバランスがとれた持続的農業開発, 気候変動への対応など), ⑤ガバナンス強化(良好なガバナンスと専門的人材育成)が挙げられた。

食料安全保障に関する戦略では, ①国内の食料生産力向上・雇用拡大・農家所得増加のための農業・農村経済開発, ②食料支援を通じた地域住民(特に貧困層)の食料充足, ③地域資源の活用, 栄養改善プログラムの活用のためのエンパワーメント, ④地域資源の活用プログラムに関する教育の促進, ⑤生鮮食品の安全性の確保という五つの戦略が示された(Effendi Andoko and Aurellia Candida Doretha, 2019)。農業省は, 食料消費の多様化や地域の食料安全保障に向けて, 貧困層や食料不足者の福祉向上, 農業法人の育成, 地域の食料備蓄などを推進している。そのため, 食料入手可能性の改善, 食料価格や分配の安定化, 多様な食品摂取の推進, 食料安全に関わる組織の管理・支援を行っている。

2020年から2024年までの農業開発計画においては, 食料安全保障の達成度に関する目標値が示されている。例えば2024年における数値目標は以下のようなものである(カッコ内の数値は2019年又は2020年実績)。食料供給エネルギー1人1日当たり2,100kcal (2,121kcal), タンパク質供給量1人1日当たり57.0g (62.87g), 動物性タンパク質供給量1人1日当たり11.04g (10.9g), 野菜・果物消費量1人1日当たり316.3g (244.3g), 肉の消費量1人年間当たり14.7kg (13.2kg), 栄養不足人口比率5.0% (6.7%), 有機食品のシェア20% (2%), 貧困・栄養失調者による栄養強化米利用比率100% (10%~20%) などである。このように食料摂取の量的増加を抑え, 健康的で多様な食品摂取による栄養バランスの改善を促すことにより, 肥満の蔓延などを含む国内の栄養問題全体を解消することが目指されている(Kementerian Pertanian, Indonesia, 2020)。

(3) フードエステート開発

農業開発計画では, 輸入も含めた安定的食料確保が重要視されているが, 引き続き国内の食料増産も重要である。持続的・効率的な農業生産のため, フードエステート(食料基地)の開発が注目されている。フードエステートは, インドネシアで一般的な小規模な農業生産ではなく, 大規模かつ資本集約的な農業生産・流通システムを意味する。フードエステート開発のため, 比較的土地が広い外島において, 一定の広大な用地が確保されている。フードエステート開発には, コメ, 野菜, トウモロコシ, サトウキビなどの多様な農産物及び畜産物の大規模生産・加工の推進, 高収量品種の普及, 地元の人材の農業職業訓練などを組み合わせ, 開発対象地域(外島)の農業生産性・付加価値向上, 関連産業・技術・組織の統合的開発を図るという意図がある。それと同時に, フードサプライチェーンの整備により農業生産地域から人口密集地域(主にジャワ)へ向けた安定的食料供給を可能にし, 国家の食料安全保障の達成に貢献するという狙いがある(佐藤, 2011)。

フードエステート開発の国家や地域における大きな目標は, ①食料の入手可能性・質・安全性の確保, ②食料産業の発展, ③食料アクセスの改善, ④食料分配, ⑤食料支援であ

る (Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto, 2020b)。開発の具体的な目的としては、①農業付加価値向上、競争力強化、②地域全体の農業システムの強化、③農家組織の情報・技術・インフラ・公的施設・資本・加工・販売へのアクセスの改善がある。目的の達成のため、①農産物の生産量・生産性の向上、②農業関連インフラ・施設への最適な支援、③地域に合ったイノベーション技術の適用、④農家の知識・技能・起業家精神の向上、⑤農業システム全体の効率化が必要である。フードエステート開発が進展すれば、長期的には、①地域の農業部門の付加価値増加、②大規模農業の発展、③食料輸出の可能性の拡大、④生産・加工・貿易システムの統合的開発、⑤雇用拡大が進むと、期待される。

現在の計画の対象地域は、五つの州（西カリマンタン、中央カリマンタン、東カリマンタン、マルク、パプア）の 170 万 ha に及ぶ。開発の中心地域は、中央カリマンタン州の水田地域である。ここでは、“Ex-Mega Rice Project”と呼ばれる泥炭地を水田として開発する事業が実施された（過去の事業は、土地の不適性、灌漑水路や輸送に関するインフラの不備、栽培技術の不足、土地収用問題などにより事実上失敗に終わった）。今日のフードエステート開発においては、灌漑設備の修復、集約的利用、拡張による生産性向上に加え、川上・川下を含めた食料サプライチェーンの全体の整備により、国内の食料供給体制の強化につなげることが志向されている。さらに、収益性を重視したビジネスモデルの実施、資本投資、人的資本開発、管理やサービスの改善、事業評価の実施が重要である。今後、高品質で多様な農産物・畜産物の大規模・標準的生産・加工・流通の拡大により、計画に参加する農家や関係者の利益の上昇が見込まれる。フードエステート開発を実現するには、行政・民間セクター双方における多様なステークホルダーの緊密な連携が必要である。

（４）ハラル製品保証法の施行

近年、都市部を中心に、消費者による有機認証などの食品表示への関心が高まり、食品の安全性・品質の保証も重要な課題となっている⁽¹⁰⁾。そうした中、イスラム教徒が多いインドネシアにおいては、ハラル (Halal) 認証に関する整備が、進められてきた。ハラルとは、シャリア法に照らして合法で、許されるという意味である。その反対の概念がハラム (Haram) である。ハラムとは、シャリア法に照らして違法で、禁止されるという意味である。ハラル製品保証法が 2014 年に公布され、2019 年に施行されたことは、食品流通、飲食業、貿易にも、今後大きな影響を与えることが予測されている（並河、2019）。

ハラル製品保証法ができた背景としては、食品、医薬品、化粧品分野の科学技術の進歩、高次化した製品の加工によって、ハラルなものとハラムなものが混ざる可能性が高まっていることがある。製品のハラル性及び神聖性を把握するには、食品、化学、産業技術、生物学、薬学などの多方面の知識とともに、シャリア法に関する特別な検証が必要となる。これまでインドネシアでは、国内の製品全てにハラル性が保障されているわけではなかった。中東など多くのイスラム諸国では、ハラル制度はなく、社会的な現実として、何も注記されていないものはハラルであり、一部のハラルでないものにはハラルでない旨の注記がなされている。そこでインドネシアにおいても、食品、飲料、医薬品、化粧品、化学品、

遺伝子組み換え製品に関連する物品、サービスに対する包括的なハラル製品保証制度の必要性が議論されるようになった（日本貿易振興機構，2018）。

2014年に公布されたハラル製品保証法は、以下の3点を規定している。

①ハラル認証の義務化：海外から輸入されたり、国内で流通・取引されたりする物品・サービスはハラル認証を得る義務があると規定されている（ただし食品・飲料類、その他の物品類とも、同法の施行から認証取得までの猶予期間がある）。他方、ハラムの材料を用いた製品は、ハラル認証の申請ができない（そのような製品はハラルでない旨の情報を表示しなければならない）。つまり、ハラル認証を得ていないものの存在を認めており、全ての製品に対するハラル認証の義務化とは、矛盾する内容となっている。

②認証対象品目の拡大：同法には、食品、飲料、医薬品、化粧品、化学品、生物製品、遺伝子工学製品に関する物品及びサービスが、ハラル制度の対象となると記載されている。

③ハラル認証実務機関の設置：2017年、ハラル認証機関が、ウラマー評議会（*Majelis Ulama Indonesia*: MUI）からハラル製品保証機関（*Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal*: BPJPH）へ変更された。BPJPHの業務は、ハラル認証及びハラル教育・普及・研修などである。ただし製品がハラルであるかの判断は、引き続きMUIが行うこととされている。

ハラルに関する新制度の問題として、民間（宗教機関）制度であったハラル制度が、一般法（世俗法）の中の制度になる可能性が指摘されている。例えばハラル制度へ違反した者が政府・警察の介入、罰則適用を受ける可能性が生じる。また、任意規格であったハラル制度の本質が失われる可能性がある。ただし義務化の規定は一種の宣言的な規定であり、実質的には非ハラルの義務表示の規定が優先するという解釈もなされている。つまり、全てのものは実質的にハラルを確保すべきという原則の下で、ハラルでないものは、その旨明記すべきという運用がなされることが想定されている。貿易に関しては、輸入品の通関時に、ハラル認証を求められる可能性も生じる。外国のハラル認証機関は、BPJPHとの間で、相互認証に関わる協定を締結後、ハラル認証状を発行することができるとされている。実際には、ハラル認証の国際的な互換性がないので、極めて煩雑な手続が必要になる。我が国との間の農産物・食品貿易、インドネシアにおける日系企業の活動への影響について、今後、本制度の運用実態を注視していく必要がある⁽¹¹⁾。

4. おわりに

本章では、インドネシアの農業の現状や近年の農業政策に関する情報を整理した。近年、主にコメとトウモロコシ農家へ向けた増産政策の成果によってこれらの食料作物の生産量は増加し、国内の需要量が満たされるようになってきた。特にトウモロコシについては、

その生産量の大幅な増加に伴って、輸入量が減少してきた。ただし、国内生産が難しい小麦や、一部の野菜、畜産物に関しては、国内の需要量の増加分を国内での増産によっては十分に満たせず、輸入量が増加し続けてきた。農産物輸出においては、パームオイルの輸出量が急速に増加してきた。各国の輸入規制強化などにより今後のパームオイル輸出が停滞すれば、農産物貿易の黒字額が更に減少していくとみられる。国民の食料アクセスは、食料増産や食料支援策によって全体的には改善してきた。しかしながら、地域によっては食料供給や価格が不安定になっている。また、全国的に栄養不足や子供の発育阻害が深刻である。

こうした現状を踏まえ、2020年から2024年の新たな農業開発計画においては、農業生産性・付加価値向上、輸入も含めた安定的食料確保、雇用拡大や農業従事者の人的資本開発、環境保全などを含む「持続可能な農業」が志向されている。生産力強化、農家所得増加、食料支援、地域資源活用、栄養改善教育、生鮮食品の安全性確保などの戦略が示された。大規模・資本集約的な食料生産と全国への安定的食料供給体制の構築の取組としては、外島におけるフードエステート開発が行われている。また、宗教的な側面における統一的品質管理を目指すハラール製品保証法が2019年に施行されたため、食品流通や貿易への影響を引き続き注視する必要がある。

今後は、主な食品の増産による輸入抑制及びパームオイルへ過度に集中した輸出構造からの脱却（輸出品目の多様化・付加価値向上）を図る必要がある。同時に、地域間格差是正、小麦・肉類消費増加への対応、栄養不足改善のため、需要に合った生産・供給体制の整備、食料消費多様化、栄養教育拡大などの取組が重要である。従来の方策では、コメ・トウモロコシ農家への肥料補助金拡大が、食料増産に大きく貢献してきたが、財政負担増加、肥料の過剰利用、コメやトウモロコシの消費減少傾向との乖離を招いた側面もある。また、環境保全的農業推進、地域間の食料アクセス均等化、栄養改善に向けた取組は、相対的に不十分であった。農業部門に関する様々な施策を行う際、その間のバランスや、相互関係を考慮する必要がある。さらには、2020年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響によって貧困や失業が急増し、この先には化学肥料などの投入財の価格変動、農業労働力不足、食料価格の変動といった様々な問題が顕在化すると考えられる。とりわけ、食料生産・流通・輸入の不安定化により食料価格が急騰すると、多くの貧困層・失業者が食料を入手しにくくなり、社会的混乱が一層深まることが懸念される（Zuhud Rozaki, 2020）。こうした中で政府は、感染拡大防止のための農家教育、移動制限下で拡大した電子商取引のインフラ整備、現金直接給付を含む貧困層への社会的支援など追加的対策を講じ、持続的で強靱な農業生産・食料消費の基盤を再構築する必要があると考えられる。

注 (1) ジョコウィ第1期政権では、経済成長と分配（貧困削減、格差縮小）を同時追求する包摂的開発が目指された。

第2期においては更に人的資本開発、環境保全といった開発の持続可能性が重視されている。特に、投資の喚起による経済成長、インフラ開発、再工業化のため、幅広い業種における投資優遇措置がとられている。分配面では、地域格差の是正、社会保障制度の浸透が課題とされている。政治面では、治安の安定や社会の統制への姿

勢がよりはっきりと打ち出されている。また、外交面におけるプレゼンス拡大も図っている。国内製品の輸出競争力を高めるための貿易交渉、2 国間包摂的経済連携協定の交渉、新たな輸出市場開拓、国営企業の海外展開などが目指されている。例えばインドネシアと EU の間では、パームオイルの加工油・バイオ燃料に対する環境、ダンピング、輸出補助金の嫌疑などからの輸入禁止措置をめぐる対立が激化している。政府は、国内の産業投資振興と併せて、未加工資源輸出から加工品輸出への転換を図る上で、経済外交の強化も課題としている（佐藤，2020）。

- (2) インドネシアの人口は約 2 億 7 千万人となっているが、新型コロナウイルス感染者数は 2020 年 10 月 24 日時点で 38 万 2 千人、死亡者数は合計 1 万 3 千人を超えたとみられる。100 万人当たりの死亡者数は 48 人に上り、東南アジアの中ではフィリピンに次いで大きい。感染拡大防止のため、首都ジャカルタを中心に、2020 年 4 月からは各地において大規模社会制限（インドネシア語で *Pembatasan Sosial Berskala Besar* : PSBB）が実施された。大規模社会制限は、娯楽公共施設の閉鎖、社会・文化的儀式的制限、屋外での 5 人を超える集まりの禁止、生活上必要不可欠な部門を除く事業所活動の停止、公共交通機関の利用制限などから構成されている。新型コロナウイルス感染拡大の経済的影響は甚大である。2020 年第 1 四半期（1 月～3 月）の経済成長率は 3%（前年同期比）であったが、第 2 四半期（4 月～6 月）はマイナス 5.3%、第 3 四半期（7 月～9 月）はマイナス 3.5%となり、1999 年第 1 四半期以来のマイナス成長となった。感染者・死亡者が集中しているのは、ジャワ島内の地域である。ジャカルタでは、ほぼ 2007 年時点の水準（4.6%）にまで貧困人口比率が上昇した（東方，2020）。
- (3) 農業省（*Kementerian Pertanian*）が発行する農業統計（*Statistik Pertanian*）において、「食料作物」（*Tanaman Pangan*）には、コメ、小麦、トウモロコシ、ピーナッツ、キャッサバ、サツマイモなどを含む。「園芸作物」（*Hortikultura*）には、野菜、シャロット、ガーリック、ポテト、トウガラシなどを含む。「エステート作物」（*Perkebunan*）には、パームオイル、ゴム、コーヒー、紅茶、ペッパーなどを含む。「畜産物」（*Peternakan*）には、牛・牛肉、豚・豚肉、ブロイラー・鶏肉、卵、牛乳などを含む。
- (4) 2018 年、インドネシアの小麦・メスリンの輸入元は、第 1 位がウクライナ、第 2 位がオーストラリア、第 3 位がカナダ、第 4 位がロシア、第 5 位が米国であった（BPS, 2020）。従来はオーストラリアやカナダからの輸入量が多かったが、最近ではウクライナ、アルゼンチン、ロシアなどからの輸入量が増えている。また、インドネシアからは小麦粉の輸出が行われている。例えば 2016 年の輸出量は 8 万 941t、2017 年の輸出量は 9 万 6,350t であった（*Kementerian Pertanian, Indonesia*, 各年号）。
- (5) インドネシアのパームオイル輸出の内訳では、パーム原油（palm crude oil）輸出量がパーム核油（palm kernel oil）輸出量を上回っている。2015 年から 2018 年までの間、パームオイルの輸出先は、第 1 位がインド、第 2 位が中国、第 3 位がパキスタンとなっていた。しかし 2019 年には、インドにおけるパームオイル輸入規制などの影響で、第 1 位が中国、第 2 位がインド、第 3 位がパキスタンとなった（BPS, 2020）。また、オランダを始めとするヨーロッパ向けの輸出量は、注 1 で述べたインドネシアと EU の間の対立の影響で、減少傾向にある。
- (6) インドネシアでは、ジャワと外島（ジャワ以外の地域）の経済格差が大きな問題である。ジャワの人口は全国の人口の 56%を占めている。ジョコウィ第 1 期政権は、均等な経済開発のために外島の開発を優先する方針を示した。2014 年において「全国の GDP に占めるジャワの GDP のシェア」は 58.0%であった。2015 年から 2019 年までの国家中期開発計画では、2019 年までにジャワの GDP のシェアを 55.1%にすることが目標とされたが、2019 年の実績は 59.0%となり、むしろジャワの GDP のシェアは増加した（*Republik Indonesia*, 2015）。

- (7) RASKIN (*Beras Untuk Rakyat Miskin*) プログラム は、コメへのアクセスを確保することを目的とする社会保障プログラムである。政府は全国規模でコメの在庫を確保するために、供給過剰のときであっても農家から一定の水準以上の価格で生産米を買い取っている。また、供給過少のときであってもコメの市場価格を安定化させることで、貧困層の食料確保を保証している（国際協力機構，2010）。
- (8) インドネシアを含むアジアの都市部では、食の欧米化が進み、安価な炭水化物や油脂の過剰摂取、野菜不足などによる肥満や栄養の偏りが問題となっている。ジャカルタの人口に占める肥満人口比率は30%とされている。主食のコメをココナッツミルクやパームオイルで料理した食事をとることが多く、脂質やエネルギー摂取量が政府の栄養推奨量よりもかなり高い。他方で食物繊維摂取量は極端に低く、血糖調節の困難といった生活習慣病の蔓延につながっている（十文字女子大学）。
- (9) 農業開発計画において政府が戦略的に増産を図る農産物・畜産物の対象品目は、以下のとおりである。食料作物としては、コメ、トウモロコシ、大豆、落花生、緑豆、キャッサバ、サツマイモが挙げられた。園芸作物は、トウガラシ、赤タマネギ、ニンニク、マンゴー、バナナ、オレンジ、ドリアン、マンゴスチン、ショウガ、キクである。エスレート作物は、カカオ、コーヒー、ゴム、ココヤシ、パームオイル、コショウ、ナツメグ、クローブ、砂糖、カシューナッツ、茶である。畜産物として、牛肉、水牛肉、ヤギ肉、ラム肉、豚肉、鶏肉、あひる肉、牛乳、卵が挙げられている。
- (10) 2001 年、2010 年までに全国へ有機農業を普及させることで国家の食料主権の確立、有機農産物輸出国としての国際的地位の確立を目指す「Go Organic 2010」プロジェクト（Program Go Organic 2010）が発表された。政府は、国家規格（Indonesian National Standard : SNI）のガイドラインを改訂し、製品が有機製品規格に従って生産され、公式の認証機関によって認定されたことを示す有機認証制度の整備を本格化させた。2015 年から 2019 年の開発計画でも、全国の 1,000 村に有機農業を広めるため、土地改革、灌漑設備の修復、食料輸入の抑制、非農業用地の大規模な埋立てなどが実施された。しかし現状では、有機農産物の国内市場は未発達であり、有機農産物生産耕地も国の耕地の1%に満たない（Viola Schreer and Martina Padmanabhan, 2020）。
- (11) 新制度の下でも、“Tidak Halal”（ハラールでない、の意味）と商品やパッケージなどに明示すれば、ハラールではない原材料を用いた製品の国内流通・販売が可能である。一方、ハラール製品の国内流通・販売には、BPJPH が発行するハラール認証を取得する必要がある。既に MUI の発行するハラール認証を保有している場合、運用規程の発布から3年間は認証マークを利用できる。3年以内に認証の有効期限が切れる場合は、更新に当たり BPJPH への申請が必要になる。2019 年 10 月 17 日、BPJPH は、新制度に基づくハラール認証の受付を開始した。

【引用文献】

【日本語文献】

- 伊藤紀子(2018)「インドネシア：食料増産から商業的農業の拡大へ」農林水産政策研究所【主要国農業戦略横断・総合】プロジェクト研究資料第8号第3章。
- 伊藤紀子(2019)「インドネシア：アジア諸国との農産物貿易関係」農林水産政策研究所【主要国農業戦略横断・総合】プロジェクト研究資料第11号第4章。
- 加納啓良(2019)「21世紀のインドネシア経済：スハルト政権後20年間の変容」『社会科学』49(2)：1-28。
- 川村晃一・濱田美紀(2020)「2019年のインドネシア ジョコ・ウィドド大統領の再選」『アジア動向年報』

2020』アジア経済研究所：369-398.

国際協力機構（JICA）(2010)『インドネシア国 経済危機克服のための中小企業支援等社会セーフティネットのあり方に係る情報収集・確認調査』国際協力機構.

佐藤百合(2011)『経済大国インドネシア：21世紀の成長条件』中公新書.

佐藤百合(2020)「ジョコ・ウィドド第2期政権の展望」川村晃一編『2019年インドネシアの選挙：深まる社会の分断とジョコウィの再選』アジア経済研究所：229-258.

十文字女子大学「インドネシア・ジャカルタの家庭の食事実態調査」, <http://njppp.jp/wp/wp-content/uploads/80802a5fae1605c492d5d2c958473ed8.pdf> (2021年1月閲覧).

並河良一(2019)『ハラル製品：対応マニュアル 商品企画から認証マーク，製造，管理，販売まで』蒼天社出版.

日本貿易振興機構（JETRO）(2018)『ハラール調査：農林水産物・食品の輸出と海外のハラール産業政策動向』日本貿易振興機構.

東方孝之(2020)「新型コロナ禍のなかのインドネシア：感染の拡大と景気後退」『IDEスクエア：世界を見る眼』アジア経済研究所：1-9.

【外国語文献】

Achmad Suran(2019)Fertilizer Subsidy and Retail Price Policies to Support Food and Nutrition Security in Indonesia. *FFTC Agricultural Policy Articles*.

BPS (Badan Pusat Statistik) (各年号)*Statistik Indonesia*, Government Printer.

Effendi Andoko and Aurellia Candida Doretha(2019)Analysis of Indonesian Government Strategies to Food Security: Harnessing the Potential of Natural and Human Resources. *FFTC Agricultural Policy Articles*.

Iqbal Rafani and Tahlim Subaryanto(2020a)Strategic Plan of the Indonesian Ministry of Agriculture 2020-2024. *FFTC Agricultural Policy Articles*.

Iqbal Rafani and Tahlim Sudaryanto(2020b)Supporting Sustainable Food Systems-Based Food Estate Development Policy Program in Indonesia. *FFTC Agricultural Policy Articles*.

Kementerian Pertanian, Indonesia(各年号)*Statistik Pertanian*, Government Printer.

Kementerian Pertanian, Indonesia(2020)*Rencana Strategis Kementerian Pertanian 2020-2024*, Government Printer.

Republik Indonesia(2015)*Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional (1 RPJMN)*, Republik Indonesia.

Viola Schreer and Martina Padmanabhan(2020)The Many Meanings of Organic Farming: Framing Food Security and Food Sovereignty in Indonesia. *Organic Agriculture* 10: 327-338.

Zuhud Rozaki(2020)COVID-19, Agriculture, and Food Security in Indonesia. *Reviews in Agricultural Science* 8: 243-261.

第4章 韓国

－台湾との比較を通じた食品製造業の産業内貿易－

樋口 倫生

1. はじめに

韓国は、東アジア、東南アジア地域（以下、東・東南アジア）では、日本、台湾、香港、シンガポールと並び、高所得国に属している。一般に、このような高所得国の貿易では、同一産業内で輸出と輸入が行われる産業内貿易がみられる。そこで本稿では、韓国、さらに比較対象として台湾を選び、この二か国の食品製造業においても同様に産業内貿易がみられるのかを観察する。

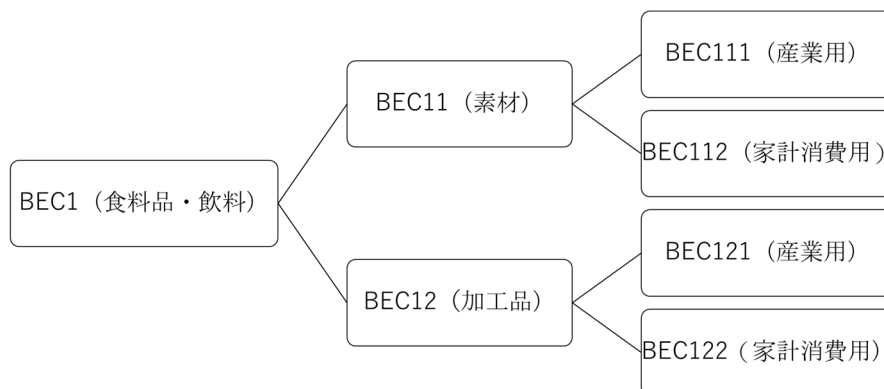
産業内貿易が行われる理由は、土地や労働が相対的に豊富であるといった資源賦存量の相違（比較優位原理）ではなく、独占的競争下での商品の差別化に基礎をおいている。食品製造業において大幅な輸入超過の状態にある日本が輸出を増加させることは⁽¹⁾、食品製造業の産業内貿易を行うことといえる⁽²⁾。ここでとりあげる韓国や台湾は、日本の輸出市場として期待されており、この二か国の産業内貿易の状況、品目を明らかにすることは、日本が食品製造業で輸出促進を行う上で重要な参考となるであろう。

2. 分析方法とデータ

（1）データ

本稿で扱う東・東南アジア諸国は、韓国・台湾に加え、日本、中国、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ベトナムである。分析対象の食品製造業は、本稿では、BEC1（食料品・飲料部門）に属する加工品（BEC12）部門としている（第1図）。このBEC12は更に産業用（BEC121）と家計消費（BEC122）に分かれている。

データは、UNのComtradeから入手した国・品目別の輸入額（2000～18年）（HS6桁コード（1996年版））であり、対照表を用いて、BEC121あるいはBEC122に接続する。なお台湾の貿易データは、Comtradeの「他に分類されないその他のアジア」の数値を用いる⁽³⁾。



第1図 BEC1（食料品・飲料部門）の分類

資料：筆者作成。

（2）IIT 指数

i 国の j 国との貿易における h 品目の産業内貿易指数（intra-industry trade index） IIT_{jh} は、下記（1）式で表される⁽⁴⁾。

$$IIT_{jh} = \{1 - |X_{jh} - M_{jh}| / [X_{jh} + M_{jh}]\} \times 100 \quad (1)$$

ここで、 X_{jh} ：輸出額， M_{jh} ：輸入額である。添え字 j は貿易相手国，h は品目である。i 国を示す添え字は省略する。

h を B 部門に属する品目とすると，i 国と j 国の間の B 部門の IIT 指数（ IIT_{jB} ）は， IIT_{jh} の加重和となり，以下の（2）式で計算される。

$$IIT_{jB} = \sum_h [(X_{jh} + M_{jh}) / (X_{jB} + M_{jB})] IIT_{jh} \quad (2)$$

ただし， $X_{jB} = \sum_h X_{jh}$ とする。

また i 国と全ての貿易相手国 j との B 部門の IIT 指数（ IIT_B ）は， IIT_{jB} を貿易比率（ $[X_{jB} + M_{jB}] / \sum_j [X_{jB} + M_{jB}]$ ）で加重して合計した下記（3）式で表される。

$$IIT_B = \sum_j \Phi_{jB} IIT_{jB} \quad (3)$$

（3）式で， $\Phi_{jB} \equiv [X_{jB} + M_{jB}] / [X_B + M_B]$ ， $X_B = \sum_j X_{jB}$ とする。（3）式に，（2）式を代入して整理すると，下記の（4）式が得られる。

$$IIT_B = \sum_j \sum_h w_{jh} IIT_{jh} \quad (4)$$

ここで $w_{jh} \equiv [X_{jh} + M_{jh}] / [X_B + M_B]$ は，j 国・h 品目の貿易額が B 部門の貿易総額に占める割合である。

（4）式を利用すると，i 国の BEC12 部門の IIT 指数（IIT）は，BEC12 の貿易総額に対する BEC121 の貿易額の割合を α （ $\equiv [X_{BEC121} + M_{BEC121}] / [X + M]$ ）として，

$$IIT = \alpha IIT_{BEC121} + (1 - \alpha) IIT_{BEC122} \quad (5)$$

となる。いうまでもなく， $1 - \alpha$ は BEC12 の貿易総額に対する BEC122 の貿易額の割合である。以上では，煩雑になるので BEC12 の添え字は省略した。

なお本稿では今後，IIT 指数を計算するときに用いた Φ_{jB} ， w_{jh} ， $(1 - \alpha)$ などの貿易比率を貿易加重値という⁽⁵⁾。

3. 分析結果

韓国と台湾の食品製造業（BEC12）の IIT 指数を確認すると（第1表）、二か国とも 2000～18 年に徐々に増加している。また両国を比べると、常に韓国が大きい。東・東南アジア諸国の IIT 指数の算術平均値と比較すると、韓国と台湾の IIT 指数は、それより大きい。両国の東・東南アジア諸国でのランキングをみても、共に 4 位以内にあり、東・東南アジア諸国の中で産業内貿易の割合が高い国といえる。

第1表 韓国と台湾の IIT 指数 (%)

BEC分類	2000	2005	2010	2018
韓国				
12	9.6	12.3	14.3	16.1
121	2.9	6.2	3.8	4.9
122	10.6	13.4	16.5	18.0
	(0.87)	(0.85)	(0.83)	(0.85)
台湾				
12	6.2	8.0	10.8	14.2
121	2.5	2.9	3.0	6.9
122	6.6	8.8	12.2	15.2
	(0.90)	(0.88)	(0.85)	(0.88)
東・東南アジアの平均値				
12	5.6	6.9	7.8	11.4

資料：筆者作成。

注. () 内は (5) 式の $1-\alpha$ で、BEC122 の貿易加重値である。BEC121 は産業用の加工食品、BEC122 は家計消費用の加工食品。

また第1表で示したように、二か国とも BEC122（家計消費）の貿易加重値（ $1-\alpha$ ）は全ての年で 0.8 を上回っている。すなわち両国とも食品製造業（BEC12）の産業内貿易は、家計消費（BEC122）部門の動向によって大半が決定されている。

そこで BEC122 の IIT 指数を検討する。第1表の BEC122 の IIT 指数をみると、BEC12 同様に、全ての年で韓国の値が台湾の値を上回る。

また第2表には、(3) 式右辺（ $B=BEC122$ とする）に基づく数値が示されている。韓国と台湾の両国間の貿易に対する IIT 指数は、2005 年（8.7）を除き 10%を超え、2018 年には 35%であった。ただし韓国と台湾の間の貿易は、両国双方にとって共に加重値が 0.1 以下であり、BEC122 の IIT 指数への影響はほとんどなかった。

第2表 BEC122 部門の IIT 指数 (%)

	2000年	2005年	2010年	2018年
韓国				
日本	14 (0.55)	23 (0.36)	24 (0.35)	25 (0.19)
台湾	13 (0.03)	8.7 (0.04)	12 (0.04)	35 (0.04)
中国	6.0 (0.25)	7.3 (0.40)	15 (0.37)	19 (0.39)
タイ	4.8 (0.04)	5.2 (0.06)	8.7 (0.07)	11 (0.10)
ベトナム	6.4 (0.02)	5.7 (0.03)	9.8 (0.06)	8.6 (0.13)
マレーシア	14 (0.003)	8.6 (0.01)	10 (0.02)	22 (0.03)
シンガポール	17 (0.02)	37 (0.02)	23 (0.02)	21 (0.02)
香港	6.8 (0.05)	8.8 (0.04)	3.1 (0.04)	6.8 (0.05)
フィリピン	2.6 (0.02)	3.6 (0.02)	6.0 (0.02)	11 (0.02)
インドネシア	2.1 (0.02)	4.0 (0.02)	5.2 (0.03)	8.7 (0.03)
台湾				
日本	4.0 (0.63)	6.2 (0.51)	8.5 (0.35)	8.1 (0.25)
韓国	13 (0.05)	8.7 (0.06)	12 (0.07)	35 (0.08)
中国	8.7 (0.02)	27 (0.07)	32 (0.12)	14 (0.24)
タイ	2.4 (0.11)	2.5 (0.16)	4.7 (0.21)	5.8 (0.17)
ベトナム	0.0 (0.01)	9.3 (0.03)	8.5 (0.06)	14 (0.07)

資料：筆者作成。

注 (1) ()内は B122 に占める各国の貿易加重値。

(2) 台湾については、韓国を除き、いずれかの年で貿易加重値が 0.1 を超える国のみ掲載した。

第3表 IIT 指数が 10%以上の品目の貿易加重値 (B122)

	2000年		2005年		2010年		2018年	
	韓国	台湾	韓国	台湾	韓国	台湾	韓国	台湾
日本	0.180	0.081	0.133	0.080	0.170	0.069	0.121	0.055
韓国	—	0.014	—	0.013	—	0.024	—	0.036
台湾	0.009	—	0.008	—	0.013	—	0.020	—
中国	0.043	0.007	0.067	0.037	0.176	0.063	0.199	0.104
タイ	0.002	0.006	0.005	0.011	0.010	0.024	0.015	0.025
ベトナム	0.003	0	0.002	0.004	0.009	0.015	0.020	0.024

資料：筆者作成。

注. 例えば, 2000 年の韓国における日本の値 (0.180) は, B122 で, 韓国の全貿易額に対する, 日本との貿易で IIT 指数が 10%以上となる品目の貿易額の割合。

次に韓国にとって BEC122 の貿易で貿易加重値の大きい日本、中国、タイ、ベトナムとの IIT 指数を検討する（第2表）。韓国は、全期間で日本と中国の加重値が高く、2018年にはタイとベトナムの加重値も大きくなる（第2表）。韓国の対日本の IIT 指数は大きく、全体の IIT 指数上昇に寄与した。タイとの関係では、2010年まで IIT 指数と貿易加重値が共に小さく、BEC122 の産業内貿易指数へのインパクトは限定的であった。

韓国と比較するため台湾をみると、2000年代に日本とタイとの貿易加重値が大きく、2010年代になると、この二か国に加え中国との加重値が大きくなる。2010年までは、日本とタイの IIT 指数が小さかった影響で、この期間の IIT 指数（BEC122）は低調であった。しかし中国については、2010年以降の IIT 指数が高く、BEC122 の IIT 指数の向上に寄与した。

以上でみたように、韓国の BEC122 の IIT 指数が、台湾のそれと異なるのは、日本とタイとの貿易パターンの違いが一つの要因となっていた。

続いて、IIT 指数が 10%以上の品目で構成される部分に注目する。韓国の貿易加重値をみると（第3表）、日本の値が全期間で、そして中国の値も 2010年以降、0.1を超えている。このように、日中二か国の高い貿易加重値が、全体の IIT 指数を上昇させていた。

次に比較のために台湾をみると（第3表）、全期間で日本の加重値が大きいが、2010年以降、中国の加重値も高まり、2018年に日本を逆転し 0.104 となる。日本との貿易は、家計消費部門（BEC122）全体では輸出あるいは輸入に特化した品目による貿易の比率が高く（第2表）、IIT 指数を引き下げていたが、この部分では IIT 指数の向上に寄与していた。

次いで個別品目の貿易加重値に目を向けよう。韓国は（第4表）、冷凍の魚（その他）（HS030379）、調製食料品（HS210690）、ソース、ソース調製品（その他）（HS210390）の加重値が、全期間で高く、BEC122 全体の IIT 指数の変動への寄与が大きかった。冷凍の魚（HS030379）は、原産国というブランドが一定の役割を果たして差別化が行われていると思われる。また調製食料品やソースは、加工食品であり、差別化した商品を比較的开发しやすいという面が反映されたといえる。

2010年にはベーカリー製品（HS190590）が、2018年にはビール（HS220300）が、IIT 指数が 10 以上で、IIT 指数と貿易加重値の積が 0.5 以上の品目に入っている。韓国における差別化されたビールの輸出入を通じた産業内貿易指数の上昇は、次にみる台湾とは異なる事情である。

韓国と比較するため、第5表には台湾の品目を示した。台湾の品目は韓国と同様の傾向をもち、全ての期間で、調製食料品（HS210690）とソース、ソース調製品（その他）（HS210390）、ベーカリー製品（HS190590）の貿易加重値が高い。また 2010年以降、冷凍の魚（その他）（HS030379）が登場する。

第4表 韓国の BEC122 で IIT 指数が 10%以上の主要品目

HSコード		貿易加重値(w)	IIT指数×w
2000年			
210690	調製食料品	0.041	2.9
030379	冷凍の魚(その他)	0.035	1.8
210390	ソース, ソース調製品	0.020	0.75
030380	冷凍の魚(肝臓、卵、白子)	0.017	0.59
2005年			
210690	調製食料品	0.057	4.2
210390	ソース, ソース調製品	0.028	0.89
030379	冷凍の魚 (その他)	0.018	1.3
2010年			
030379	冷凍の魚 (その他)	0.099	3.6
210690	調製食料品	0.065	3.8
210390	ソース, ソース調製品	0.030	0.86
190590	ベーカリー製品	0.015	0.71
220600	その他の発酵酒(清酒・濁酒)	0.028	0.57
2018年			
210690	調製食料品	0.074	3.3
030379	冷凍の魚 (その他)	0.057	1.2
210390	ソース, ソース調製品	0.031	1.4
220300	ビール	0.022	1.1
190590	ベーカリー製品	0.021	1.1
200899	果実, ナットの調製品	0.015	0.86
170490	砂糖菓子(キャンディーなど)	0.016	0.58
220600	その他の発酵酒(清酒・濁酒)	0.012	0.51

資料：筆者作成。

注 (1) 貿易加重値 (w) は、 IIT_{jh} が 10 以上の H (HS コード) に関し、 $\sum_j w_{jh}$ として算出。

(2) IIT 指数×w は、 $\sum_j IIT_{jh} w_{jh}$ である。表では、この値が 0.5 以上のもののみ記載した。

第5表 台湾のBEC122でIIT指数が10%以上の主要品目

HSコード		貿易加重値(w)
2000年		
210690	調製食料品	0.038
210390	ソース, ソース調製	0.023
190590	ベーカリー製品	0.016
2005年		
210690	調製食料品	0.067
210390	ソース, ソース調製	0.027
190590	ベーカリー製品	0.017
2010年		
210690	調製食料品	0.076
030379	冷凍の魚(その他)	0.017
210390	ソース, ソース調製	0.012
190590	ベーカリー製品	0.013
2018年		
210690	調製食料品	0.113
030379	冷凍の魚(その他)	0.050
190590	ベーカリー製品	0.027
210390	ソース, ソース調製	0.014

資料: 筆者作成。

注: 貿易加重値(w)は、 IIT_{jh} が10以上のH(HSコード)に関し、 $\Sigma_j w_{jh}$ として算出。第4表同様に、 $\Sigma_j IIT_{jh} w_{jh}$ が0.5以上の品目のみ記載した。

4. おわりに

本稿では韓国と台湾の食品製造業(BEC12)について、東・東南アジア諸国との産業内貿易(IIT)指数を観察し、以下のような知見を得た。

まずBEC12のIIT指数をみると、両国ともに2000~18年の期間で徐々に上昇していることと、東・東南アジアではIIT指数の高い国であることが明らかになった。両国のBEC12のIIT指数が高い理由としては、貿易加重値の大きいBEC122(家計消費加工品)のIIT指数が高いためである。

韓国と台湾のBEC122のIIT指数を比較すると、韓国の方が高い。これは、両国の貿易相手国、日本及びタイとの貿易パターンが異なることが理由であった。

最後に本研究から得られる政策的インプリケーションを述べておく。産業内貿易は、日本のように食品製造業が比較劣位にある国においても、適切な政策によって企業が差別化された製品を開発することで、製品輸出が可能となる。本稿では、BEC122のうち韓国と台湾で産業内貿易の比率が高い品目(調製食料品やベーカリー製品など)を幾つか示した。日本政府がこれらの品目に対する輸出可能性を綿密に検討し、企業にその情報を与えることで、将来の輸出につながると考えられる。

注（１）日本の食品製造業の貿易については、樋口（2020）を参照。

（２）金田（2013）は、農産物の輸入が多い日本は、産業内貿易を通じて輸出の振興を行うことができるとしている。

（３）台湾をこのように扱える根拠は、UN TRADE STATISTICS（2020）にあり、「他に分類されないその他のアジア」の輸入額を利用した。

（４）IIT 指数は、グルーベル・ロイド指数とも呼ばれる（Grubel and Lloyd（1975））。

（５）貿易比率と貿易加重値は同じ値であるが、上位部門の IIT 指数を計算する際の加重値としても利用するので、貿易加重値と呼ぶ。

〔引用文献〕

【日本語文献】

金田憲和(2013)「東アジアにおける食料品貿易の構造-産業内貿易の視点から-」『フードシステム研究』20(2) : 96-107.

樋口倫生(2020)「食料貿易政策 東アジア・東南アジアの食料貿易－加工食品に注目して－」農林水産政策研究所『プロジェクト研究 [主要国農業政策・貿易政策] 研究資料 第4号』.

【外国語文献】

Grubel, H. G. and P. J. Lloyd (1975) *Intra-Industry Trade*, London: Macmillan Press

UN TRADE STATISTICS (2020) Taiwan, Province of China Trade data

<https://unstats.un.org/unsd/tradekb/Knowledgebase/Taiwan-Province-of-China-Trade-data> (2020 年 10 月閲覧)

第5章 中国

—「ややゆとりある社会」完成目標の年に中国の食と農が直面した内外諸問題—

百崎 賢之

はじめに

2020 年は、中国の習近平政権にとって、中国共産党の全国代表大会（第十八回（2012 年）・第十九回（2017 年））で高く掲げられた「二つの百年」（結党百年の 2021 年に小康社会（ややゆとりある社会・まずまずの生活レベルに到達した社会）の実現、中華人民共和国成立百年の 2049 年に中等先進国の水準に到達）の目標の第一関門となる重要な節目の年であった。

しかしながら、それほどまでに重要視されていた 2020 年は、対外的には、2018 年頃からエスカレートの一途（いっと）をたどる米中対立（もはや、貿易戦争、経済摩擦ではなく切り切れない全面的な様相を示すとともに、中国特有の、国内政治を強く意識した非常に強気な対外姿勢の結果として、火種が欧州はもちろん、カナダ、豪州、さらにはインド等も含め広がる一方と言える）に加え、年初より新型コロナウイルス感染症問題が中国から世界に広がり、自国における大流行は、上半期のうちにほぼ抑え込み、その後は国境地帯を含む散発的な発生にとどめ、国内経済は「本年、全世界で唯一プラス成長を実現している経済体」と自他ともに認める回復を示しているが、世界経済や人の往来への非常に大きな影響が続き、国内外の需要、特に国内消費の低迷は、中国経済に大きく影を落とし続けている。また、香港問題については、中国自らのデモ等抑え込みをめぐる強硬な対応によって、国際政治の中で非常に大きな火種となり、他方で、国内においては、長江流域を始め、中国各地における洪水等の災害の多発、被害の拡大・長期化がみられたことなど、国内外ともに、非常に厳しい年となってしまった。いずれの問題も 2021 年以降にも様々な形で影響が続いていくものと考えられる。

本レポートでは、こうした状況下の中国の食料需給と「三農」（農業・農村・農民）をめぐる状況を整理し、新たな動向を紹介するとともに、今後に向けた課題等について述べる。

以下、1. で 2020 年の中国の政治と「三農」の動きを振り返った後、特に最近の中国の食と農の重大トピックとして、2. で豚肉、3. で食糧等の安全保障について取り上げ、最後に、4. で農村の土地の問題を中心に今後の見通しについて若干の考察を行うこととする。

1. 2020 年の中国政治と「三農」（農業・農村・農民）の動向

（1）中国共産党・中国政府にとっての 2020 年

1) 2020 年の重要性

習近平政権は、2017 年 10 月の党第十九次全国代表大会において、過去 5 年間の「歴史的な成果」を総括するとともに、1921 年の中国共産党の結党、1949 年の中華人民共和国建国後の歩みを振り返り、「我々はこれまでのどの時期よりも「中華民族の偉大な復興」という目標に近づいた」とし、「偉大な夢の実現」に向けた中華民族の力の結集を呼び掛けた。

すなわち、中国共産党結党百年となる 2021 年から中華人民共和国建国百年となる 2049 年までの約 30 年を「全面的な小康社会」の実現から「富強で民主的な文明を持つ社会主義近代国家の構築」に至る輝かしい 30 年と位置付け、その前半で「小康社会の基礎の上に社会主義近代化を基本的に実現」、後半で「富強で民主的かつ環境にやさしい社会主義近代化強国を構築」するとのプログラムを明示した。

その上で、「2020 年までは、小康社会の全面的完成の決勝期」とし、「小康社会の全面的完成に向けた諸般の要請に基づいて、我が国の主要な社会矛盾の変化をしっかりと踏まえ、経済建設・政治建設・文化建設・社会建設・生態文明建設を統一的に推し進め、……農村振興戦略、……持続可能な発展戦略をゆるぎなく実施し、……特に重大なリスクの防止・解消、的確な貧困脱却、汚染対策の難関攻略戦を断固戦い抜き、小康社会の全面的完成が人民から認められ、歴史の検証に堪え得るようにしなければならない。」とうたい上げたことにより、必然的に 2020 年がその出発点を完成させる極めて重要な 1 年となったわけである。

2) 貧困脱却の必達

1) を踏まえ、「貧困地区や貧困人口が全国の人々と一緒に全面的小康社会に入るようにすることは、我が党の莊嚴な約束である」とし、「重点として極度貧困地区の貧困脱却任務を完遂し、2020 年までに、現行基準での農村貧困人口の貧困脱却を実現し、貧困県の全てが貧困というレッテルをはがし、地域的な普遍的貧困を解消して、貧困から真（しん）に脱却させるようにしなければならない」（第十九回党全国代表大会の習近平総書記報告）とされた。

特に、新型コロナウイルス感染症のために 3 月から 5 月に延期されて開催された全国人民代表大会における李克強國務院総理の「政府工作報告」でも経済成長の数値目標が示せない異例の事態になり、「国民経済及び社会発展第十三次五か年規画」（2016 年 3 月決定）で掲げた、GDP と「都市・農村住民の平均収入」をそれぞれ、2010 年から 10 年で二倍にするという目標のうち、GDP は達成困難（平均収入については達成、（3）4）参照）となる中、「小康社会」実現達成の有無が、「貧困脱却」の成否に集約される結果になった（百崎、2021）。

（2）2020 年一号文件 ～全面的小康社会達成を目指して～

中国共産党中央・國務院の 2020 年一号文件（その年最初に発出される文件。最重要課題が取り上げられるとされる）は、17 年連続で「三農」業務に関するものとなったが、このように、2020 年が「全面的に小康社会を打ち立てる」とする目標の期限とされ、その必達目標の仕上げに向けて「貧困脱却という難関突破の戦いに円満に勝利して終局させ、農村が

（都市と）歩調を合わせて全面的な小康社会を達成する年」と位置付けられたことから、この目標に焦点を合わせ、そのための具体的な政策展開の見取図を描くものとされた。

表題も、「「三農」分野の重点業務をしっかりと実施し、期限どおりの全面的な小康の実現を確保することについての意見」とされ、①貧困脱却という「堅固な要塞」の攻略における「最後のとりで」の攻略に必ず打ち克つこと、②全面的な小康の「三農」領域における際立った弱点を必ず補完すること、という二大重点任務の達成がその目標と説明されている。

以下、文件の概要を紹介する。（①②③・・・は、文件中の項目番号を示す。）

1）貧困脱却という「堅固な要塞」の攻略戦に必勝すること

①貧困脱却任務の全面完遂（特に衣食と義務教育，基本医療，住宅の保障，飲料水の安全確保，中でも極度の貧困地区とされる「三区三州」（チベット自治区，新疆ウイグル自治区南部，四川・青海・雲南・甘肅四省のチベット族居住地区，甘肅省臨夏の回族・四川省涼山のイ族・雲南省怒江のリス族の三自治州）への集中的財政支出投下など），②貧困脱却の成果を強固に定着させ，貧困への逆戻りを防止すること（特に，きめ細かなチェック・監視と，貧困脱却定着のための制度的保障，産業振興面，就業支援面，貧困地域産物・サービスの重点的消費，「移住型貧困扶助政策」実施後の政策的支援，貧困地区における退耕還林還草（生態系保全政策）の規模拡大等），③厳格な考査・検査（貧困退出基準の厳格な執行，「虚偽貧困脱却」の根絶等）と宣伝（歴史的達成を偉大な成果として国内に示すとともに，世界に向けアピール），④貧困脱却政策の総体としての安定保持（貧困県脱却後も，責任・政策・扶助・監督管理は「脱却」させない。関連分野での腐敗等の防止。非貧困県の貧困人口対策等。），⑤貧困脱却完成後の後続対策の検討（相対的な貧困へ政策重心を移し，長期的メカニズムを検討確立することや，鄉村振興戦略との有機的連携等）が掲げられている。

2）全面的な小康社会の確立のために農村インフラと公共サービスの弱点補強を加速すること

⑥農村公共インフラの整備への投入強化（農村道路網の整備，舗装，バス路線，貧困地区の送電網光ファイバーと4G完備，地方政府の所要経費の確実な予算化，村落規画業務の完遂），⑦農村飲用水施設の整備，⑧農村居住環境の整備（農村トイレ革命の推進，生活ごみ問題改善の全面的な推進，農村生活污水問題の順次改善等），⑨農村教育の質的向上，⑩農村の基礎的医療衛生サービスの強化，⑪農村社会保障の強化（医療保険の水準向上やワンストップサービス化，最低生活保障対象者の精密管理・保障水準引上げ，農村留守児童・女性・高齢者のケア等），⑫農村公共文化サービスの改善，⑬農村生態環境の大きな問題の改善（家畜・家さんふん尿の資源化推進，農薬・化学肥料の使用低減，農業用ビニール汚染対策の強化，荃わらの総合利用の推進，長江流域重点水域の禁漁通年化とこれに伴う漁民対策，黒土農地保護，農地浸食改善，土壤汚染対策，地下水過剰使用改善対策等）が掲げられている。

3) 重要農産物の有効な供給の保障と農民の持続的な収入増の促進

次の5項目が挙げられている。

⑭食糧生産の安定。食糧安全保障の確保が国政運営の最重要課題であるとし、食糧生産の「安定」を最優先すること、食糧安全保障の省長責任制に係る成績評価を強化すること、農業補助金政策を充実させるとともに、コメ・小麦の最低買付価格政策を調整・整備し、農民の基本的収入・利益を安定させること等が挙げられている⁽¹⁾。

⑮豚の生産回復の加速化。豚の生産・貿易・流通問題（2. 参照）のほか、ここで、酪農、家きん・牛羊生産の支援と肉類の消費構造の改善、環境に調和し安全な水産養殖、漁港建設・管理改革の強化にも言及されている。

⑯現代農業設備の建設強化。一連の現代農業投資重要プロジェクトを早期に立案実施するとされている⁽²⁾。

⑰富民農村産業の発展。農業・他産業チェーンを各地で確立し、農民が収益の一部を享受できる仕組みを作り、競争力のある産業クラスターを形成し、農村の六次産業化融合発展を推進するとされている⁽³⁾。

⑱農民工（他産業就業（出稼ぎ）農民）の就業安定⁽⁴⁾。

4) 郷村（農村）の末端統治の強化

⑲党組織の指導機能を十分に発揮すること、⑳郷村の統治業務体系を健全化すること、㉑郷村における対立・紛争の調停・解決、㉒平穏な郷村づくりの徹底推進（農村集団資産の侵害、貧困扶助や農業補助の侵犯、人身権利侵害等への厳重な取締り等）が掲げられている。

5) 農村に不足しているポイントへの保障措置の強化

次の5項目が挙げられている。

㉓「三農」への優先的な資金・資源の投入の保障。中央・地方財政の「三農」への投入を強化すること（農業農村に傾斜した予算投資を継続、全面的な小康達成のための「三農」分野での不足を補てんでできるだけだけの財政投入を確保、移住型貧困扶助・郷村振興プロジェクトのための地方債を発行、土地譲渡収入の農村への投入確保に向けた通知を発出など）のほか、農村金融対策の強化等について細かく記述されている⁽⁵⁾。

㉔郷村発展のための用地不足問題の解消。耕地と永久基本農地保護の「レッドライン」の堅守、郷村の産業発展のための用地政策体系の整備（用地類型と土地供給方式を明確化・分類管理）等、農業・農村関係の様々な土地問題について記述されている⁽⁶⁾。

㉕人材の郷村への移住の推進。農村の人材不足が深刻であるとの認識の下、創業支援、諸組織の活用、教育訓練、都市からの専門人材の移住等の諸点について記述されている⁽⁷⁾。

㉖科学技術の「支柱」としての機能の強化⁽⁸⁾。

㉗農村の重点改革の任務をしっかりと進めること。農村基本経営制度（すなわち土地請負制度のこと）について、第二期（30年間）の期限到来後に更に30年延長の試験的实施を進め、これを基礎に、請負延長の具体的方法を検討制定すること等、中国農村の土地（土地は

全て農村集団（主に行政村や村民委員会）が所有）に関する問題等が列記されている⁽⁹⁾。

（３）2020 年における農業の状況と第 13 次五か年計画期間 5 年間の成果

2020 年及び 2016 年からの 5 年間（第 13 次五か年計画期間）の「三農」について総括した 2020 年 10 月の劉煥鑫農業農村部副部長の説明⁽¹⁰⁾の中では、「新型コロナと、非常に重大な洪水災害、重大な病虫害の集中的な発生等のリスクによる挑戦に効果的に対応し、農業農村の発展は引き続き安定して良い方向に向かっている。食糧生産量は、「今年も史上最高記録（見込み）となり、豚の生産も予測を上回る回復ぶりで、「買い物かご」産品（副食品）の供給は充足し、都市と農村の住民の収入格差は、更に縮小した。」と説明されている。

１）連続 6 年の食糧生産「1.3 兆斤」（6.5 億 t）超え・17 年連続の豊作

（i）新型コロナの克服

2020 年 2 月から 3 月にかけて、李克強國務院総理の「目下、まさに疫病の防止制御のポイントとなる時期であるとともに、春季耕作の準備のポイントとなる時期でもある。農の時は人を待ってくれない。」⁽¹¹⁾（2 月 18 日國務院常務委員会）との発言にみられるように、地方政府の地域ごとの属地的な責任の徹底を図ることを基本に、春季農業生産について、作目等を細かく分類し、疫病防止対策を指導しつつ、それと両立させるための春季耕作への備えについて細部にわたる指示を行った（3 月、「当面の春期耕作業務マニュアル」⁽¹²⁾発出など）。

あらゆる他産業・社会活動で、何よりもコロナ防止対策が優先され、強力な外出規制等が継続される中、農業分野では、特例的に農機の運送や農民の農作業のための耕地への出入りの確保について、強い指導がされた。農業資材企業に対しては、種子、化学肥料、農薬、飼料等のできるだけ早い生産復帰を求める（3 月 5 日時点での農業農村部の説明⁽¹³⁾では、362 の重点種子生産企業の 92%、生産能力の 62%が回復など。）とともに、企業から村や販売店への生産資材運送の「最後の 1km」を確保すべく、「点から点をつなぐ」きめ細かな対応が図られ、「綠色通路」（専用特別通行ルート）を確保すべく、國務院直属で設置された「新型コロナ肺炎対応連合防止抑制機構」の下で、供給を保障する生活物資の中に、化学肥料、農薬等の農業資材を組み込む措置が取られる（3 月 5 日時点での農業農村部の説明⁽¹³⁾では、25 省・自治区の 1,500 余の農業県で、郷・鎮レベルの道路の 78%が通行可能となる。）とともに、2020 年のコメの最低買入価格を 2 月に公表した⁽¹⁴⁾ほか、可能な地域における早期米の生産拡大や二期作の拡大の奨励や、病虫害防除の強化など、対面指導が困難な中で、オンラインを活用した技術指導を展開したとされる。畜産分野では、飼料不足から損失が大きかったとされる家きん飼養施設への貸付返済猶予・担保免除、と畜加工企業と家畜飼養施設との接続強化、養豚施設の利子助成対象の拡大（5,000 頭規模以上から 500 頭規模以上へ）のほか、国産冷凍豚肉の国家備蓄の拡大、鳥インフルエンザや ASF（アフリカ豚熱）への対策強化等が、國務院常務会議において指示された⁽¹⁵⁾。

（ii）「食糧安全保障省長責任制」の徹底

（i）の「マニュアル」発出のほか、2020年4月、「2020年度における食糧安全保障省長責任制の真剣な実行」について国家発展改革委員会、農業農村部等11組織連名の通知⁽¹⁶⁾を発出し、省長責任制の下、食糧主産省・需給均衡省に対して、食糧作物の作付面積の確保と生産量の安定化を市・県レベルに落とし込んで確実に実施するよう求め、早期稲の作付拡大や二期作面積拡大を奨励するほか、需給ギャップ解消と地力回復・地下水使用過多の抑止等のため2016年から実施してきた休耕の一時停止や、輪作を可能な限り食糧作物で実施すること、「食糧から飼料作物への転換」面積の拡大の一時停止等の指示を行った。また、耕地保護や高規格農田建設の強化、備蓄安全管理の強化（特に、対食糧非主産省）等を求めた。

（iii）洪水、台風の影響は比較的軽微

2020年2月に公表されたコメの最低買入価格は、短粒種については前年と同額の130元（50kg当たり、以下同じ）だが、長粒種については6年ぶりに引き上げられたこと（早期米は120元→121元、中晩期米は126元→127元。上げ幅は小さいが、奨励効果は大きかったと、農業農村部は総括⁽¹⁷⁾。）、40億元余の財政資金を投入し、二期作の奨励等を行ったこと等から、作付面積が拡大したとされる。当局の食糧重視の強い姿勢の下、食糧作物（穀物に豆類とイモ類を加えたもの）全体で栽培面積が増加したとされ、災害による減損はあったものの、全体としては収量が増加したものであり、「面積増による増産への貢献度合いは50%以上」と農業農村部は評価している⁽¹⁷⁾。また、例年、干ばつの被害が心配される中、多雨で、干ばつが少なかったことが、食糧全体としては、生産に有利であったとしている。

（iv）虫害への備え

ツマジロクサヨトウとサバクトビバッタの被害が心配されたが、国外からの予想侵入経路に対し、それぞれ「4ルートの阻止撃退帯」、「3ルートの侵入防止ライン」を設定し、関係地方政府を指揮し、徹底的な対策を講じ、病虫害を最低限に食い止めたとされている⁽¹⁰⁾。

（v）2020年の統計データ（2020年12月国家統計局公表）

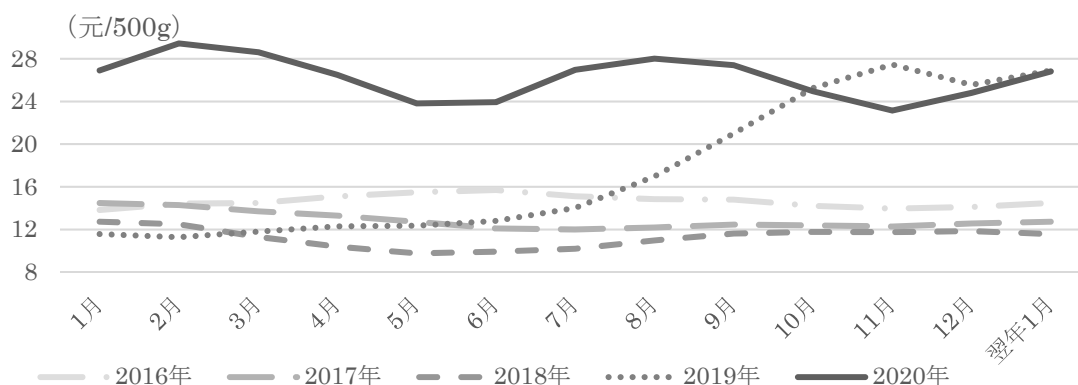
2020年12月10日に国家統計局が公表した統計データ（国家統計局（2020））によると、全国の食糧作物播種（はしゅ）面積が11,677万ha（前年比0.6%増）、総生産量が66,949万t（0.9%増、史上最高）、うち穀物全体が9,796万ha（0.1%増）、61,674万t（0.5%増、2015年（61,818t）に次いで史上第2位）、コメが3,008万ha（1.3%増）、21,186万t（1.1%増）、小麦が2,338万ha（1.5%減）、13,425万t（0.5%増、史上最高）、トウモロコシが4,126万ha（0.1%減）、26,067万t（0.0%減）、大豆が987万ha（5.9%増）、1,960万t（8.3%増、史上最高）となった。

なお、積極的な奨励が行われたコメの二期作の面積は、50万ha（5.3%増）となり、食糧作物・穀物全体の播種面積の増加に大きく寄与するとともに、洪水災害の影響で単収が0.2%下落した中での収量確保につながったと説明されている。また、大豆の増産推進の成果が、

面積、収量に表れているものの、同時に輸入量も 10,033 万 t へ拡大しており、国内生産で穀物とどちらを優先していくのか等、今後の政策誘導方向が引き続き注目される。

2) 豚の生産回復が期待以上

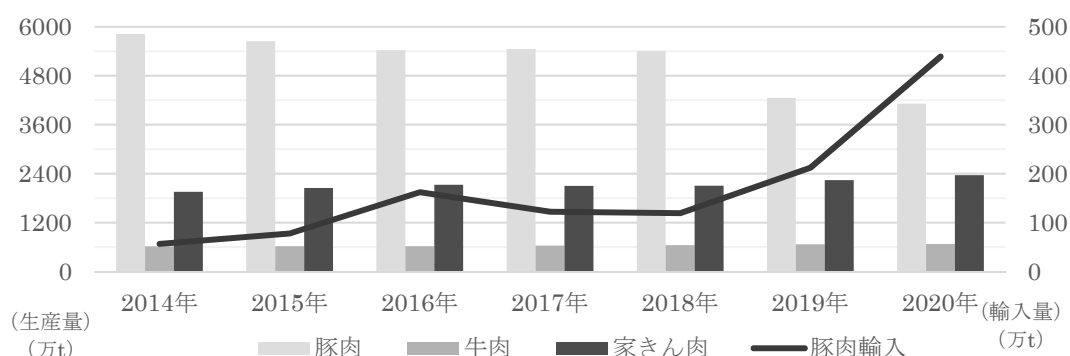
養豚生産減少と豚肉高騰（2. 参照）の中、2020 年に各地で真剣に豚の生産回復支援政策が実行され、養豚施設・農家の急速な生産能力増強が図られ、ASF の防止抑制も進む中で、豚の生産回復が進んだ。同年 1~10 月に、中大規模の養豚施設約 13,000 棟が新たに建造され、また、飼養を中止していた養豚施設約 15,000 棟が再開された⁽¹⁸⁾。同年末には、全国の肉豚飼養頭数は 4.07 億頭となり（5 四半期連続で増加、前年末から 31.0%増加）、2017 年末の 92.1%まで回復した。繁殖母豚飼養頭数も前年末から 35.1%増となった。出荷頭数は、2020 年 9 月、26 か月ぶりに前年同月比で増加に転じ、10 月は、前年同月比 38.5%増となった。年間出荷頭数は前年より約 1,700 万頭少ない 5.27 億頭（3.2%減、出荷量は 4,113 万トンで前年比 3.3%減）であるが、2021 年第二四半期には、通常年水準まで回復する見込みと説明されている⁽¹⁰⁾。豚肉価格は 10 月、20 か月ぶりに前年同月を下回った。



第1図 豚肉価格の推移

資料:農業農村部「農産品供需形勢分析月報」各号より筆者作成。

2020 年の豚肉輸入量は、439 万 t（前年比 108.3%増（約 2.1 倍））となった。また、食肉全体の生産量は前年比 10 万 t 減の 7,639 万 t で、豚肉は 4,113 万 t（3.3%減）、牛肉は 672 万 t（0.8%増）、家きん肉は 3,468 万 t（4.8%増）等となっている。



第2図 食肉生産量と豚肉輸入量

資料：中国統計年鑑（2015～2020），国家統計局（2021）（生産量）及び海関総署（2021）（輸入量）より筆者作成。

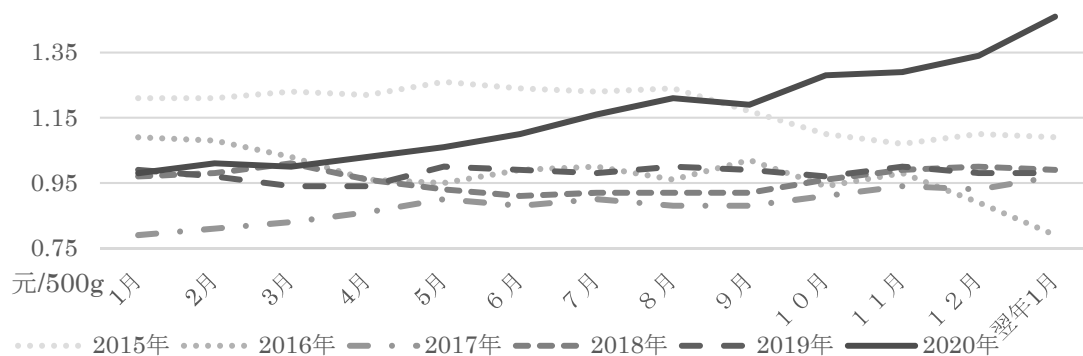
3）トウモロコシ価格の高騰

2020年4月頃から、トウモロコシ価格が高騰して一向に終息せず、せっかく回復に向かっていた養豚の足を引っ張りかねないなど大問題となってきた（3.（1）4）参照）。

これは、「臨時買付備蓄制度によるトウモロコシの買入措置の廃止」（2017年）で価格が低下し、産地構成等の生産構造改善、相対的価格競争力の改善という政策目的が達成され、また、代替作物に対するトウモロコシの選好性が増大して、飼料や加工原料として積極的な利用拡大が図られるようになったものの、2020年半ばに至り、豚の「予想以上に急速な」生産回復に伴う飼料需要の回復と、新型コロナ沈静化による食品企業等の事業再開・需要の回復等が比較的短期間に集中し、新型コロナ流行の余韻冷めやらぬ中での需要者の不安心理も背景に「売惜しみ」、「買いだめ」等が加わり、大幅な価格上昇が生じたものとされる。

中国政府としては、それまでの価格の引下げと豚の飼養頭数の減少による需要減退の中で、トウモロコシの生産基盤が弱体化し、将来の畜産や工業関係の需要増加への対応が難しくなることの方が大きな懸念材料となっていたとみられ、同年8月、農業農村部は価格の高騰について「回復性の上昇」と表現するとともに、「需要の増加で、農家の生産意欲が高まるので、来年は増産が進み、価格は安定に向かう」⁽¹⁹⁾との楽観的見通しを示している。

その一方で、2020年のトウモロコシの輸入量は過去最大の1,130万t（前年の2.4倍、これまでの最大は2012年の521万t）となり、初めて関税割当枠（720万t）を超過した。さらに、米国農業部によれば2020/21年度（10月-9月）の輸入は2,400万tに達すると見込まれている。なお、小麦の輸入量についても、過去最大の815万トン（前年の2.5倍、これまでの最大は2004年の726万t）となった（海関総署（2021））。



第3図 中国国内産トウモロコシ価格の推移

資料：農業農村部「農産品供需形勢分析月報」各号中「東北地域 2 等黄トウモロコシ広東省広州市黄埔港倉庫価格」より筆者作成。

4) 農民収入の向上，都市農村間格差の縮小

2020 年の農村住民一人当たり平均可処分収入は 1.71 万元となり，2016 年に第十三次五か年規画（2016-2020 年）で打ち出された「都市と農村の住民の平均収入をそれぞれ 2020 年に 2010 年の二倍にする」との目標が達成されるとともに，この間，農村住民の収入増加速度の方が，都市住民よりも速かったとしている（2010 年と 2020 年の比較では，農村が 2.73 倍（6,272 元→17,131 元）となり，都市の 2.33 倍（18,779 元→43,834 元）を大きく上回っている（中国統計年鑑(2011)，国家統計局(2021)）。これにより，都市住民と農村住民の収入格差は，2.99:1（2010 年）から若干縮小（2.56:1）したとされる（ただし，農村住民の 2020 年収入が，都市住民の 2010 年収入にも追い付いていないことに注意が必要）。

5) 貧困脱却の難関攻略の成果

2016 年に第十三次五か年規画（2016-2020 年）で打ち出された「貧困からの完全脱却」について，832 の貧困県の全部について脱却が達成できたとしている。

また，「産業による貧困扶助」が 98%の貧困世帯をカバーできたとされ，合計 100 万件以上のプロジェクトを実施し，30 万以上の「産業扶貧基地」を設立したとしている⁽¹⁰⁾。

6) 農業現代化の進展

高規格農田を大規模に整備したことにより，2020 年末までに 5,300 万 ha が干ばつ・溢水にかかわらず収量を維持できるようになり，5 年間で食糧作物の収量が 1ha 当たり 1.5t 増の 5.7t となり，また耕地の等級や農地かんがい有効利用度が向上したとしている。

また，全国農作物耕作・播種・収穫総合機械化率が 70%に達するとともに，科学技術の貢献度が向上し，また，主要農作物を優良品種によって完全にカバーできたとしている。

一方，全国で 100 万戸の「家庭農場」，222.5 万の農民合作社，89.3 万の農業社会化サービス組織が設立され，また，農作物品質安全モニター合格率が 97%に達したとしている⁽¹⁰⁾。

7) 郷村振興の良好なスタート

郷村振興戦略規画（2018-2022 年，2018 年 10 月発出）等に基づく郷村振興が「良好なスタートを実現」し，「農村住環境改善三年行動プラン」（2018-2020 年）が目標とした任務が基本的に達成された。具体的には，①「村落清潔運動」（2018 年末から，18 部門の連携により実施）が進展し，95%以上の村落が清潔になり整序され（具体的には，三つの「清」（生活ごみの整理，池や水路の清潔化，家畜・家きんのふん尿等農業生産廃棄物の処理）と一つの「改」（農村住環境に悪影響を及ぼす悪しき習慣の改革）の実施），②農村トイレ革命が着実に進展し（農村衛生トイレの普及率が 65%を突破，2018 年以来累計で 3,000 万戸以上の農村世帯のトイレを新設・改造），③農村生活ごみ・污水处理改善等が統一的に推進された（行政村における生活ごみの収集運搬処理体系のカバー率が 90%を超え，全国一斉調査で発覚した 2.4 万の非正規ごみ堆積箇所のうち，99%が整理を完了）としている。

そのほか，農村の飲用水・電気・道路・通信等のインフラ建設が加速化するとともに，教育・医療・高齢者福祉等の公共サービス水準が向上し続けており，郷村統治体系が更に整備され，農村の「貌立ち」が一新されたとしている⁽¹⁰⁾。

8) 農村改革の深化の継続

農村基本経営制度（土地請負制度）が更に整備され，2 億余の農家に土地請負経営権証が交付され，30 年間の「第二期土地請負期間」到来後，更に 30 年延長する政策が打ち出され，農村請負地の所有権・請負権・経営権の「三権分置」が重要な進展を遂げるとともに，新たな農村住宅用地改革の試験実施がスタートしたとしている。また，農村集団所有資産の総合調査確認作業がほぼ完成（農村集団所有資産として計 6.5 兆元の資産額，約 44 億 ha の土地総面積の存在を確認，43.8 万か村の経営性資産株式会社化改革が完成。）するとともに，6 億人余りの集団所有構成員の身分が確認されたとしている。また，農業支持保護制度が徐々に整備され，「グリーン・エコ」に向けた農業補助金制度の基礎が築かれ（厳格な耕地保護制度を実施，全国で 1.3 億 ha の永久基本農田と計 7,250 万 ha の食糧生産機能区・重要農産物保護区を画定，農産物価格形成メカニズムと買入・備蓄制度，生産者補助金制度を整備し，いずれも良好な成果），また，土地譲渡収入使用範囲について郷村振興を優先して支持する政策が公表され，農村改革の「支柱・骨格」の基本が構築されたとしている⁽¹⁰⁾。

2. 豚肉供給をめぐって

2018 年 8 月以降の ASF の大流行に伴い，2019 年から 2020 年にかけて豚の飼養頭数の大幅な減少（2018 年末 4.28 億頭→2019 年末 3.10 億頭（中国統計年鑑（2019，2020））が，国産豚肉の大幅な減産（2018 年 5403.7 万 t→2019 年 4255.3 万 t（同上））による豚肉価格の高騰を招来し，大きな社会問題となっていた。中国においては，牛肉，羊肉，家きん肉のいずれよりもまずは豚肉であり，一般庶民の生活への打撃は極めて大きい。

新型コロナの流行に伴い，2020 年の前半には，豚肉需要の減退，特に外食需要の減少等

から若干事態が緩和された感があったが、中国経済が世界に先駆けて急速な回復を見せるとともに、豚肉消費が徐々に回復し、豚肉価格の高騰が再燃した（1.（3）2）参照）。

（1）豚肉高騰問題の経緯～環境規制の影響に加えてのASF流行～

そもそもASFの発生以前に、2014年に過去最大の5,820.8万tを記録した後の2015年以降、豚肉の生産は減少傾向で推移してきていた（中国統計年鑑（2015～2018））。都市化の進展と国民の生活環境に対する意識の高まりを受けて、政府による環境規制が厳しくなるとともに、食品の安全性に対する国民的関心の高まりに対し、禁止薬剤の取締り等の食品安全規制の強化により、伝統的な「庭先養豚」では対応できなくなってきた。加えて、ASF以前にも、近年、CSF（豚熱）、口蹄疫、ブルセラ病等、中国の畜産行政・業界が取り組まなければならない重要家畜疾病が増え、「散養」式の小規模養豚の整序化は、家畜防疫対応の面でも喫緊の課題となっていた。

特に環境規制の面では、「家畜家きん中大規模飼養汚染防止対策条例」（2014年1月）、「全国農業持続的発展計画（2015～2030年）」（2015年5月）、「家畜家きん禁養区画定技術マニュアル」（2016年10月）等が相次いで決定され、飲用水の水質や耕地資源、自然環境等の保護の観点から、飼養できる地域、飼養禁止区域等が、地方政府によって具体的かつ詳細に決定されることとなった。

こうした中で、少なからぬ地方政府が、「この機会に乘じ」、「税収につながらない割には、汚染に結び付きやすく、疾病リスクも大きい」養豚業を抑制、圧迫する傾向が現れたとされる。そうした流れのただ中に、2018年、ASFという「更なる困難」が降りかかり、急激な豚肉供給の減少と豚肉価格の高騰が発生した（李・王，2020）とみられている。

それ以前から、大中規模化は徐々に進みつつあったが、コストの増大、輸入増、牛肉を始め、他の食肉供給の増加もあいまって、養豚全体が縮小傾向で推移していた。そうした中で、2017年から2018年にかけて豚肉価格の低迷が続く、容易に撤退（農民工等への転換等）が可能な「庭先養豚」等の零細農家のみならず、新たな自立経営方向として貧困対策の観点からも期待が大きい専門的な中小規模養豚にも、大きなダメージが生じたと言われる。

なお、ASFの影響に関しては、もちろん殺処分そのものもあるが、こうしたそれ以前から続く養豚を取り巻く環境の不透明化の中で、その流行がもたらす疫病リスクや先行きへの不安もあいまって、パニック式の投売りや撤退農家の発生的一方、移動制限が厳しくなり子豚の補充が困難になったことや、飼養頭数がだぶついた農家による売却が進んだことなどにより、2018年半ばから2019年半ばにかけては、ほぼ平年並みの出荷量が維持された。その反動として、ASFの流行からはタイムラグを置いて、2019年後半から、大幅な出荷頭数の減少と激しい価格高騰が発生する一方、中国全体の豚の飼養頭数の激減によりその後の生産減少がより深刻になったことがうかがえる（P.7 第1図, 国家統計局（2017～2020））。

（2）豚の生産回復に向けた対策 「豚生産回復発展加速化三カ年行動方策」

中国政府は、こうした事態に対応し、「豚生産の安定と市場供給の保障に関する意見」

（2019年3月，農業農村部），「豚生産の安定と形態転換・レベルアップの促進に関する意見（2019年9月，国务院弁公室），さらには「豚生産の回復発展を加速化させる3か年行動プログラム」（2019年12月，農業農村部）を發出し，豚の生産回復，供給安定の回復を急ぎ，2020年末までに近年の水準近くまで回復させ，2021年には完全に正常化させるとした。

まずは，当面の豚生産回復・安定に向けて，防疫対策の徹底に加えて，①種豚飼養施設と一定規模養豚施設への運転資金，さらには規模拡大や疾病対策，環境対策等に要する施設の新増設資金への利子助成，自動給餌や廃棄物処理等に関する関連機械・施設への助成の強化のほか，主要豚供給県の一定規模養豚施設への臨時生産補助，金融機関への積極貸付要請等，②地方政府による法規の規定を超えた飼養禁止区域の設定管理等の見直しや，（安易に廃業に追い込まず）別の場所への用地確保を励行すべきことについて，指示等を行った。

また，新たな豚飼養体系の構築に向けて，③基準・モデルを示した大規模化の推進，④竜頭企業（地域・業界のリーダー企業）や專業合作組織によるけん引・支援を通じた中小養豚の発展助長（飼養撤退強要の禁止），畜産廃棄物の資源化利用の促進，⑤環境的許容度の大きい地域への移転促進と大型養豚企業による系列化の奨励のほか，品種改良，科学的飼養技術導入等を推進することとされた。

さらに，流通体系の整備として，⑥と畜施設の配置や機能の改善，運送方式の改革（生体搬出から肉の搬出へなど），⑦コールドチェーンの整備を推進することとされた。また，政策措置の強化の面では，⑧金融面での支持の強化（政策保険の整備，担保政策の改革），⑨畜産廃棄物の処理等を含めた養豚用地確保の保障（遊休共有地の利用奨励，荒山・河川敷等の荒廢地の利用奨励等）や施設建造等に係る規制改革の推進等が掲げられた。

防疫面では，病気発生報告の厳格化や，病死豚処理体制と資金補助の強化等も掲げた。

さらに，2020年3月には，「民営企業による豚生産と関連産業の発展を支持することに関する実施意見」が国家發展改革委員会から發出され，養豚界のリーダーとして竜頭企業を中核に据える姿勢をより強く打ち出すとともに，財政・金融措置による支援優遇を強める（例えば，利子助成基準を従来の「5,000頭以上」から，「500頭以上」に緩和し，企業による新規分野としての養豚や関連産業への参入等を促すなど）こととされている。

他方，貧困脱却へのラストスパートが大きな課題となる中，2020年，貧困脱却と関連付け，9省・直轄市・自治区（湖南，湖北，広東，四川，貴州，雲南，陝西の各省と，重慶市，広西チワン族自治区）で，中小規模の意欲ある養豚農家の経営再建に向けた増頭支援等のテコ入れのため，省政府と大規模養豚企業が個別にタイアップする試みも開始されている。

実際，2020年現在，農業農村部自身が「予想以上に早く進んでいる」とする生産回復の中で，業界トップ層の経営規模と市場シェアはかなり拡大している（2020年現在，年間出荷頭数2000万頭クラスが1社，1000万頭クラスが3社，500万頭クラス2社など）と言われる（李俊柱（2021））。むしろ，以前から経営規模拡大と，中小養豚企業や養豚産地に対する系列化や囲い込みを虎視たんたと狙っていた大企業の動きが，ASFの流行を機に，養豚業界の構造改革を進める政府サイドの後押しを受けて加速されたと言えるであろう。

このほか、「省長責任制」が厳格に掲げられている食糧作物と異なり、一般的には野菜や畜産物は「市長責任制」とされるが、「3 か年行動プログラム」の中で、豚肉については、省政府の「総責任制」が導入された。その上で、各省を「安定生産・増産省（移出省）」11 省（自治区）、「需給均衡・自給省」13 省（自治区・直轄市）、「消費地省」5 省（直轄市）と、大都市（北京市・上海市）に区分し、11 省には増産を、13 省には基本的な省内自給をそれぞれ求めるとともに、5 省にも 70%の自給を行う責任を課し、大都市は、他省との連携によって市外に生産基地を確保することにより、市全体の需要量の 70%までは自ら供給源を手当てする責任を有することとされた。

3. 食料安全保障と需給政策

（1）食糧安全保障の目標、位置付けの変化等

1) 食糧自給率 95%

2020 年現在「有効」な食糧安全保障に関する共産党中央・中央政府の政策目標としては、2008 年 11 月策定の「国家食糧安全中長期規画綱要（2008-2020 年）」があり、ここでは、「食糧自給率は安定的に 95%以上とする。食糧総合生産能力を 2010 年に 5 億 t 以上、2020 年には 5.4 億 t 以上で安定させる」とされている。これについては、後段の「食糧総合生産能力」水準は達成できているが、需要量の伸びが十分考慮し切れておらず、結果的に、生産が需要に追いついていない。実際には、大豆の輸入が、綱要策定前年の 2007 年に 3,082 万 t に達しており、計画当初の時点で、既に「95%」は達成できていなかった。

なお、2011 年に農業部が策定した「全国栽培業（耕種農業）発展第十二次五か年規画」（2011-2015 年）においては、「食糧自給率 95%以上」に加え、「水稻、小麦、トウモロコシの三大食糧作物の自給率を 100%に到達させる」とあるが、この計画は、後述の「全国栽培業構造調整規画（2016-2020）」に引き継がれ、現在は「100%」目標は存在しない。

2) 穀物の基本自給と食用食糧の絶対安全保障

2012 年の中国共産党第十八回全国代表大会とその後の第三回党中央委員会全体会議を受けて、2013 年 12 月に習近平総書記の下で開催された共産党中央農村工作会議では、「自ら食糧安全保障の主導権を握ることを基本に、国内に立脚し、生産能力を確保し、適度に輸入し、科学技術を支えとする」との漢字二十文字からなる国家食糧安全保障戦略が掲げられ、「穀物の基本自給と食用食糧の絶対安全保障の確保」が打ち出された。同会議の報告においては、最低所要耕地 18 億ムー（1.2 億 ha）の死守、食糧備蓄の重視等がうたわれている。

そして、2016 年 3 月に決定された「第十三次五か年規画」において、改めて「穀物の基本自給と食用食糧の絶対安全保障の確保」が提示され、同年 10 月に国务院が発出した「全国農業現代化規画（2016-2020 年）」では、「約束性」の指標として、2020 年に「食糧（穀物）総合生産能力を 5.5 億 t とする」、「小麦とコメの自給率を 100%とする」とされた。

つまり、2008年のものと比較すると、a 食糧全体に係る自給率数値目標がなくなっていると同時に、b 穀物に特化した数値目標の中でも、「三大食糧作物」のうちのコメ・小麦は残ったがトウモロコシの目標が消え、主たる用途が「食用」である穀物のみに特化している。

3) 量から質への転換と「供給側構造改革」

他方、第十三次五か年規画では、「穀物の基本自給と食用食糧の絶対安全保障の確保」とともに、「農業構造の調整改善」と「農産物の総合的な生産能力と品質安全水準の向上」が掲げられ、さらに、全国農業現代化規画では、より具体的に、「今後の5年間は、国民の消費構造のレベルアップを背景に、一部の農産物の需給構造のアンバランスの問題が日増しに顕在化する」とし、「農産物の高品質化、多様化、専門化が相対的に立ち後れ、大豆の需要に対する供給不足が更に拡大するとともに、トウモロコシの増産が需要の伸びを上回る」ことが課題として明記され、「(伸ばすものと抑制するものの)メリハリを付け、トウモロコシに重点を置いて栽培構造の調整を行う」等とされている。

1) で説明した「全国栽培業構造調整規画(2016-2020)」は、こうした政策意図を持って、「栽培業発展」から名称も改められたものであり、「農業の主要矛盾は、総合不足から構造上の矛盾に変わった」との認識の下、市場の消費動向に沿って資源配置と栽培構造が定まるべきことが示されている。発展目標としては、a「二つの保持」として、食用食糧と穀物（中でも水稻と小麦のみを特記）の栽培面積の安定、b「三つの安定」として、綿花と食用植物油と食用糖類の自給水準を安定させること（具体的には、それぞれの所要栽培面積を明確に規定）、c「二つの協調」として、野菜の生産と需要とを協調発展させることと、飼料作物の生産と畜産業とを協調発展させることを掲げている。その上で、作物の栽培については、食糧作物以外に経済作物と飼料作物を含めた「糧經飼三元構造」として耕種農業の発展のすう勢をとらえ、品種や栽培地域を調整し、需要に応じた適切なバランスを取りつつ「適地適産」を徹底し、地域ごとに、需要・用途に見合った良質品種の栽培に特化していくとの考え方に立っている（これらを総合して、「農業の供給側構造改革」⁽²⁰⁾として展開。).

特に、トウモロコシについては、「農業の供給側構造改革」の大きな眼目が、トウモロコシの過剰在庫を縮減（同時に財政負担の軽減を推進）することに置かれ、このため、総栽培面積を減少させ、不適地の生産を減少させる方向に誘導することによって国際競争力を回復・強化させることを目指すとともに、2007年から実施されてきた臨時買付備蓄制度によるトウモロコシの買入措置が2017年から廃止されている。

4) 国内・国際環境の変化と食糧安全保障の再重視

米中摩擦の激化とも大きく関係すると考えられるが、2019年以降、共産党中央・中央政府は、「食糧安全保障(再)重視」へと大きく舵(かじ)を切っていることがうかがわれる。2019年の一号文件⁽²¹⁾では、「トウモロコシの生産を安定させ、穀物の基本自給を確保する」と、それまでとは逆に、生産確保の方向でトウモロコシが登場するとともに、2020年の一号文件では、1.(2)3)の⑭のように「食糧生産の安定」との一項目を置き、「食糧の安

全保障を確保することは、終始一貫して国を治め政治を司（つかさど）る上で筆頭の重要事項である。食糧生産は、「安定」を第一にし、政策を安定させ、面積を安定させ、生産量を安定させなければならない。」として、省長による食糧安全保障責任制を強化することで、各省の2020年における食糧播種面積と生産量について、基本的な安定を保持する必要があることが強調されており、政策の優先順位を「改革」から「安定」へ、「調整」から再び「生産強化」へと変えてきている。

この点について、農業農村部では、「2016年以来中国のトウモロコシの供給側構造改革は明確な成果を収め、栽培面積は優勢生産地への集中に向かい、4年間の累計で368万haが調整により減少し、第十三次五か年規画期間（2016-2020年）に333.3万ha減少させるという当初目標を超え、トウモロコシの栽培構造の大幅調整が基本的に達成した。」とする一方、「長期的にはトウモロコシの需給はタイトな方向に転変し、合理的なトウモロコシ栽培面積の保障が将来の重要な政策方向である。」とし、基準年（2019年）からの10年間、年平均0.2%の栽培面積増を見積もっている（農業農村部市場預警専門家委員会（2020））⁽²²⁾。

とはいえ、1.（3）3）で言及したとおり、トウモロコシの不足、高騰はかなり深刻とみられ、農業農村部も2020年8月には、「2025年に2500万トンの穀物が不足する」ことを認めている⁽¹⁹⁾が、その大部分はトウモロコシということになる。同部は、「需要の増加により、国内生産も回復する」と見通すが、「需給関係の調整における一時的な問題」と片付けるには、自然災害等のリスクも高まっている中で「5年」はかなり重いのではなかろうか。

膨大な不良在庫につながった臨時買入制度復活なしで、生産者補助制度の適切なコントロールにより、当局の思惑どおり、「構造改革の持続と両立する増産」が本当に可能か、自給率95%以上を念頭に置いた輸入量の抑制持続が本当に可能か、注目される場所である。

なお、トウモロコシ、大豆、コメについて実施している生産者補助制度の2020年単価は、トウモロコシ（省ごとに仕組みが異なるが、省一律単価制の黒竜江では、1ムー（15分の1ha）当たり前年の30元から38元へ）とコメ（同133元から136元へ）で引き上げられている（大豆は引下げ）。さらに、コメ、小麦の政府最低買付価格は、2020年産のコメで6年ぶりの引上げ（インディカ米）、2021年産の小麦で7年ぶりの引上げとなっている。

そうした中で、食糧確保の要点である土地利用については、耕地の「非農業化」を厳しく抑制することはもちろん、耕地の「非食糧化」をも防止するとし、2020年9月に通知（非農業化）⁽²³⁾、11月に政策意見（非食糧化）⁽²⁴⁾が相次いで発出されている。このうち、「非食糧化」については、「食糧生産の安定の重要性・緊迫性」を十分に認識し、「限られた耕地資源は優先的に食糧生産に用いられる」ことを堅持し、「非食糧化」の傾向を断固防止しなければならないとしている。これまで5年間近く進めてきた「農業の供給側構造改革」にブレーキをかけてでも、何としても食糧作物の増産・確保を図るという強い危機感がうかがわれる。

（2）畜産物自給目標の初登場

2020年9月、国务院弁公庁が「牧畜業のハイレベルの発展の促進についての意見」⁽²⁵⁾を

発出した。政策趣旨として、「近年、我が国の牧畜業の総合的な生産能力は増強し続け、国家の食物安全保障、農村経済の発展、農牧民の収入増等に重要な役割を發揮しているが、産業発展の質や効率性が高くなく、政策的な支持保障体系が不十分で、各種リスクへの対応力が非常に弱く、全面的な畜産物供給の安全保障能力を向上させる必要がある」としている。

ここで、「発展目標」として、初めて畜産物についての自給率目標が掲げられた。すなわち、「牧畜業の全体的な競争力を着実に引き上げ、動物疾病防止抑制能力を目覚ましく増強し、環境と調和した発展レベルを顕著に向上させ、畜産物の供給安全保障能力を大幅に向上させる。豚肉の自給率を 95%前後に保持し⁽²⁶⁾、牛肉・羊肉の自給率を 85%前後に保持し、原料乳の自給率を 70%以上に保持し、家きん肉と家きん卵は基本的な自給を実現する。2025 年までに、畜産生産の大規模化率と家畜と家きんのふん尿総合利用率をそれぞれ 70%以上と 80%以上に到達させ、2030 年までにはそれぞれ 75%以上と 85%以上に到達させる。」とするほか、飼料作物の供給体系の整備にも言及している。

（3）食糧安全保障立法の推進

2019 年の一号文件から積み残された課題として「食糧安全保障立法の推進」がある。

法案の内容について、2018 年 11 月、杜德印全国人民代表大会常務委員会委員・農業農村委員会副主任委員は、「食糧安全保障法」の制定は、国家の食糧安全保障を取り巻く問題に焦点を当てると同時に、立法に当たっては、食糧の生産、流通、備蓄、加工、消費等の各々の関係する事項を統一的に計画・考慮し、周期性を持った調節メカニズムを確立しなければならない。」⁽²⁷⁾と述べている。なお、国家食糧・物資備蓄局では、「食糧安全保障」の立法作業は、同法制定のほか、「食糧流通管理条例」改正と「食糧備蓄安全管理条例」制定と併せ、「一法二条例」の法律体系を目標として進めているとしている⁽²⁸⁾。

（4）習近平総書記の「食べ残し禁止キャンペーン」

食糧安全保障強化に向けた一連の動きのさなか、2020 年 8 月、習近平総書記の指示に基づくものとして、外食における無駄、食べ残しを阻止する一大キャンペーン・運動がスタートした。皿の中の穀物は、一粒一粒が皆の労苦の塊なのだとし、「外食における無駄は正視できない、心が痛むもの」であるとし、「無駄を生むことは恥ずかしいことであり、節約こそ繁栄であるとの気風を全社会に作り出す」⁽²⁹⁾との強い姿勢で、党や国家機関、さらには公的組織が率先垂範していくこととされるとともに、学校や社会に対する教育を強めており、今後、法制化⁽³⁰⁾や管理監督の強化により、有効な措置を講じ、長期的なメカニズムとして推進するとの決意が、各種メディアにおいて繰り返し述べられている。

洪水多発等を踏まえた短期的なものではなく、国民の道德観に影響力を行使しようとする最近の習近平指導部の指向を強く表すものであり、米国を始め少なからぬ国々との摩擦の激化、長期化が予想される中、毛沢東時代を思い起こさせる「第二の長征」の用語の使用に代表されるように、国民の心理を引き締めようとする狙いが強く出ているとみられる。

しかしながら、他方で、新型コロナ後の経済回復の動きの中でも、外食部門を始めとする

国民の消費行動が元に戻っていないことが強く懸念され、習近平指導部が打ち出した「双循環」（対内と対外）の名の下に、不確実化する外需でなく、増加する中間層が支える力強い内需の拡大で経済成長を図るとの新たな課題設定がなされており、ナイトエコノミーの奨励、商品券の配布等、あの手この手で内需拡大を図ろうとしている中、それと明らかに逆行する動きであると言える。総書記直々の指示のため、地方政府や、各業界等が競い合うように「会食人数より、一人分又は二人分少なく注文する」ことや、食品以外でも「事務用品の節約」等、様々な対策が競うように取られ、また競って報道されており、トップの強い意向を受け、国民の風潮の転換に強く踏み込み、法制化措置まで取られることとなれば、内需拡大の足かせとしての意味合いは意外に大きいのではないかと予想される。

4. これからの課題と方向～「次の5年」、「次の30年」に向けた新たな動き～

（1）次の5年の政策方向

2020年11月、韓長賦中国農業農村部長は、前月に打ち出された「第十四次国民経済・社会発展五か年規画（2021-2025年）及び2035年長期目標の策定に関する党中央の提案」を踏まえ、今後、5年間の課題として、次の3項目を挙げた⁽³¹⁾。

① 貧困脱却の成果を強固に発展させ、全面的な農村振興の推進につなげていくこと

（2020年の）「貧困脱却」はゴールでなく、新たな生活と奮闘のスタートであり、貧困脱却地域の全面的郷村振興に向けて、大いに郷村の産業を発展させ、発展の基礎を固め、貧困を脱した群衆の発展能力を増強し、貧困への逆戻りを防ぐとともに、貧困脱却攻略で形成された一連の効果的な手法を今度は郷村振興に「移植」し、産業・人材・生態環境・文化・組織の「五つの振興」を進め、幾多の農民が一緒にもっと素晴らしい生活に向けてまい進する。

② 農業の品質、生産性と利益、競争力を高め、農業の現代化を推進すること

連年の豊作、国民一人当たり食糧確保の安定（現在の470kgは世界標準（400kg）を上回る）、農業の総合的生産能力の向上を進め、食糧と副食品の供給の保障を堅持するとともに、農業の供給側構造改革を深化させ、農業・他産業チェーンの現代化を進め、農産加工や休閒農業、農村Eコマースや六次産業化を発展させるとともに、「新型農業経営体」を育成する。

③ 「郷村建設行動」を実施し、絶えず農村の現代化を推進すること

県における鎮（町）と村落の規画づくり、村の中心部のインフラ建設プロジェクトのスタートとその農村部への延伸、公共サービスの郷村内全体カバーとともに、農村居住環境の改善を引き続き進め、都市部と変わらない暮らしを実現する。

①～③を進め、全面的な農村の振興を実現する上で、農村のボトルネックは、金融・人材・土地の三つ、すなわち建設資金不足、農村振興の人材不足、二次三次産業用地の不足である

とし、その解決に向けて、農村改革（主に農地・土地問題を指す。）と農業支持保護に取り組むとともに、農村金融サービスの改善と、農村へ投入できる人材の育成と（都市からの）吸収、農村の資源としての土地や集団所有財産の積極的な活用を進めるものとされている。

（2）食糧生産・食糧安全保障の重視

（1）の「提案」では、農業生産面で、食糧生産が何より基本とのニュアンスが非常に強く出ており、「農業の供給側構造改革は継続する」とされているものの、食糧主産区への「利益補償」が強調されており、備蓄、節約についても繰り返し述べられていることから、生産性より食糧生産力と供給安定の強化に傾斜する可能性が高く、WTO ルールとの関係で問題をはらみつつも、補助金の投入など食糧生産保護の側面が再び強まらざるを得ないのではないかと考えられ、我が国としても引き続き注意を要するところであろう。なお、資金投入の内容は、否応なく農業・農村のインフラ整備に更に傾斜していくと予想される。

他方、農業農村部では、農業の質の高い発展は、「農業の供給側構造改革の深化により進める」とし、特に、六次産業化の発展と質の高い経営主体の育成を引き続き強調している⁽³²⁾。

（3）全面的な郷村振興の推進

今後の5年、更にその先を見据えた統一的なテーマとしては、改めて、「農業農村を優先して発展させ、全面的な郷村振興を推進する⁽³³⁾」ことが提起されている。

2020年11月、韓長賦農業農村部長は、習近平総書記の「農業農村の現代化なくして、国家全体の現代化はない。」との危機感を紹介し、目下、農業農村は顕著な発展を遂げてはいないが、都市農村の不均衡（収入格差、資金・土地・労働力等の資源が大量に都市に流れ込む構図が変わっていないこと、インフラや公共サービスにおいてまるで「二つの天地」と言えるほどの格差があること、中国の目指す四つの「化」（ほかの三つは工業化、情報化、都市化）の中で、「農業の現代化」だけが遅滞していること等をかなり率直に述べている。同時に、中国の今後の発展にとって、農村の広大な市場、投資空間、6億人近い農村人口の潜在的消費力が、内需拡大戦略、新たな発展の枠組みの構築、経済社会発展の客観的要請の実現、また農民群衆の切なる願望の実現に向けて欠かせないことを強調している。

そして、道路舗装の遅れ（舗装道の割合が三分の一）、農民工の都市医療保険への加入率が低い（30%未満）ことや、農村住民年金の給付水準、農村最低生活保障や農村合作医療の保障レベル、学校や病院の整備等で都市との格差が大きいことにも言及している。

その上で、新たに「村落インフラ建設プロジェクト」をスタートさせ、農村の水道・電気・道路・ガス・住居・通信や物流等の条件の全面的な改善に取り組むほか、引き続き農村トイレ革命、生活排水処理、ごみ収集処理、住みやすい美しい郷村建設等に取り組む一方、教育、医療、文化等の資源配置を改善し、郷鎮の所在地を手始めに、5年から10年をかけて、公共サービス水準を都市と同様のレベルまで引き上げるとしている⁽³⁴⁾。

(4) 農村改革（土地と経営の改革）

1) 農村耕地請負期間の延長

これまでの農村耕地請負期間（30 年間）の終期が、全国的に順次到来するが、請負期間の一律 30 年間再延長を実施する考えであり、その更新作業を円滑に進めることが現下の最大の課題とされている。これに先立ち、「請負地権利確認登記証」の交付を行うことで、請負権確保への「安心感」を農民に与え、請負地の流動化による経営の集約化を進めたいとしている。2020 年現在、既に先行地域の一部で期限が到来し、その再延長を行う取組を、当面、「試行実施」として 16 省の 20 県でスタートし、各地域で運用手法の経験を重ねていくとしており、今後、特に 2023 年から大多数の地域で期限が順次到来するが、そのピークを迎えるのが 2028 年とされている。2020 年末までに全国 2,838 県・市、3.4 万郷鎮の 55 万余の行政村で請負地権利確認証の交付がほぼ完了する見込みであり、対象地は、2 億戸、15 億ムー（1 億 ha）となり、これまでの「交付率」は 96%を上回るとされている。

なお、更新後の「新たな 30 年」の期限が今度は「建国百年」の 2050 年前後に到来することから、「第二の百年」に向けた戦略構想と時期が一致する（農業農村部）のだと言う。

2) 住宅用地使用权

1) とともに、農村の抱える大きな課題が「農民住宅用地使用权」の問題である。「請負耕地」とは別に、「農村集団所有地」に関する権利（その主要なものとして「住宅用地使用权」と「建設用地使用权」（後者は、農村集団の土地活用、産業振興と深く関連））があり、これらの権利確認登記制度も進めていくこととされている。住宅用地使用权については、請負耕地と異なり、利用期限が存在するわけではないが、現実に農民の都市への流動が非常に多くみられる中で、上物の住居とともに、その使用权をどのように取り扱っていくかが大きな問題となってきた。そもそも、「住宅用地使用权」は、「中国物権法」に位置付けられた用益物権であり、「中国土地管理法」により、農村住民 1 戸につき 1 か所の保有が規定されている。これは、生産手段としての請負耕地の問題と表裏一体であり、農外への「出稼ぎ者」が多くを占めるようになったとはいえ、農村戸籍を有する限り、住宅用地は、住居とともに保有され続けることとなるが、「空心村」という言葉があるように、1 戸全員が都市部へ転居し、ほとんど帰郷しないこととなる場合も増え、家屋等の管理もおろそかとなり、放置され荒廃してしまうことが、村や農村集団の運営にかかわる大問題となってきた。

根本的な問題は、「物権」としての住宅用地使用权を十分に活用して、農家の経営や地域の発展を図る上で、現行制度では不十分ではないかという点であり、「請負経営権」を「請負権」と「経営権」に分離した耕地と同様に、「使用权」の前段に「資格権⁽³⁵⁾」を加え、「三権分置」（農村集団の「所有権」は不変）について検討していく方向が提起されている。その上で、積極的に都市への完全移動を促す方向に強く誘導⁽³⁶⁾する一方で、農村の振興のための人材をどう確保するか、どう農村に人材を呼び戻し、あるいは招き入れるのかが問われており、「使用权」を別の農村集団や、都市住民も取得できるようにするのか、住宅用地を分割し、あるいは、二世帯分以上の住宅を建造して都市住民等に販売することができるのかなどが問われることとなりそうである。

- 注（1）ほかに、コメ・小麦・トウモロコシの全原価保険と収入保険の試験実施を行うこと、大豆の多収穫品種とトウモロコシ・大豆間作の新技术の普及への支援を強化すること、ツマジロクサヨトウ等の重大な病虫害防除をしっかり行うこと、統合された病虫害防除・農作業代行・農地委託管理等のサービス形態を普及すること、食糧主要生産県に対する奨励を強化し農産物加工用地の基準について優先的に配慮すること、食糧主要生産県について高規格農地整備による耕地割増利用基準について省を越えて適用することにより、その収益を高規格農地整備に充てることができる仕組みを支援すること、良質食糧プロジェクト（2017年から国家食糧・備蓄局等が食糧流通分野で実施しており、ア 食糧生産後を支えるサービス体系（買入、販売、貯蔵、加工等）全般の確立、イ 食糧品質検査体系の確立、ウ 「中国の良質食糧・食用油」運動（穀物種類や加工品等の品目別業態別の品質基準や業務規範等を通じた製品品質のレベルアップ）の三つを柱とするもの）をより深く進めること等が列記されている。
- （2）具体的には、高規格田畑の建設（食糧生産機能区（水稻、小麦、トウモロコシ）と重要農産物生産保護区（大豆、綿花、菜種、サトウキビ、天然ゴム）（両区は、2017年3月の通知に基づき、全国に、2019年まで3年間でそれぞれ、6,000万haと1,600万ha設定、うち約500万haは両区に重複所属）に重点を置く）、大中型かんがい地区の事業継続・附帯設備や節水改造の完成、農産物貯蔵・鮮度保持・コールドチェーン物流施設建設の各プロジェクトの始動、重要水利プロジェクトの始動・操業、産地選別包装・冷蔵鮮度保持・貯蔵運搬・一次加工等設備の建設（家庭農場、農民合作社、購買販売合作社、郵便・速配会社、竜頭企業（リーディング企業）が主体となって進めるもの）を国が支援（鮮度保持貯蔵設備に対しては電気料金を優遇）、農業農村ビッグデータセンターの建設、現代情報技術（モノのインターネット、ビッグデータ、ブロックチェーン、AI、5G、気候変動対応技術）の農業分野への応用加速化、国家デジタル農村の試験展開が列記されている。
- （3）具体的には、国による「現代農業・産業パーク」や地方政府による「農業産業融合発展モデルパーク」等の建設を進めることとされている。また、家庭農場や農民合作社等の新型農業経営主体を重点的に育成するとともに、農業産業化連合組織の育成、契約農業、株式会社化、経営委託管理等により、零細農家を産業化チェーンに組み込むとされている。このほか、農業構造の調整・改善を継続し、緑色（エコ・安全・高品質）食品・有機農産物・地理的表示農産物の認証・管理の強化、地域有名農産物ブランドの確立や優良緑色農産物供給の増加、農村市場の効果的な開発や電子商取引の農村でのカバーエリア拡大、購買販売合作社や郵便・速配会社等の物流サービスネットワークの農村への延伸、村レベルの電子商務サービスステーションの建設強化、農村から都市への農産物・都市から農村への工業製品の相互流通の推進、川上から川下までの全過程の農産物品質・食品安全監督・管理の強化、トレーサビリティ体系の確立、食品安全の確保、商工業資本の農村進出誘導・奨励等が列記されている。
- （4）具体的には、企業の減税・費用負担軽減等の政策による企業支援と就業安定の強化、失業保険の就業選付要件の緩和、農民工の技能向上のための補助水準の引上げ、常住地での失業登録・公平な公共就業サービスの実現、農民工給与支払保障条例の発出・定着（給与欠配ブラックリスト制度の執行など）、職業技能訓練の実施（家事サービス、高齢者福祉、病院看護、飲食業・調理、電子商取引等）、地域における公益職務の設置奨励（農村清掃管理、水の管理、道路保守、生態森林保護等）、新業態就業者に対する職業傷害保障制度の試験実施、農村イノベーション・創業リーダーの育成、条件に適合した帰郷創業農民工の創業補助の対象への組み込みが列記されている。
- （5）具体的には、金融組織の三農向け貸付けへの政策支援強化、農村信用社の改革深化、全国的農業融資保証体系の機能発揮、農業施設等の担保制度の運用改善、農村金融包摂改革の試験実施地域拡大、地方政府による農家や中小事業に対する信用等級評価実施の奨励、銀行・保険・保証部門リスク共担による金融サービス体系確立や金融商品開発、農業保険に対する保険料補助政策の着実な実施、農業先物・オプションの推進等が列記されている。
- （6）具体的には、農畜産業に係る補助的設備用地（鮮度保持・冷蔵、天日乾燥・貯蔵、農業機械庫、選別包装、廃棄物処理、管理監視含等）の農用地管理への組入れと規模上限の確定、農業施設用地の監督管理の厳格化（農業用を名目とする非農業用途への転用厳禁）、鄉村地域全域での土地総合整序化の試験実施（生産・生活・生態空間配置の改善）、農村集団所有建設用地の鄉村産業プロジェクトへの優先利用（国土空間規画に合致し、かつ農村集落の整序化、土地整理等によって余剰の生じた土地に限る。また、新たに作成する県・郷レベルの国土空間規画では、10%以上の建設用地基準を手配し、鄉村の産業発展のための用地として重点的に保障すべき。省レベルの土地利用の年度計画策定時には、5%以上の新增建設用地基準を手配し、鄉村の重点産業と重点プロジェクトの用地として保障すべき。）と株式化・貸出し等による鄉村産業の発展のための直接的使用（用地利用認可手続に係る規制緩和も実施）、速やかな農村六次産業化発展用地の支援に係る政策意見の発出等が列記されている。
- （7）具体的には、様々な種類の人材が農村に移住するチャンネルを広げ、大学生・退役軍人・企業家等が農村で責任者となった創業を支援すること、農業放送学校・農業科学研究機関・農業関係高等教育機関・農業リーディング企業等を統合して利用すること、高い資質を有する農民に対する教育訓練体系構築の加速化、県域内人材の総合的な育成使用制度の定着化、都市部の科学研究専門家・エンジニア・プランナー・建築家・教師・医師を組織的に動員して農村で就業させること、都市の中等・初等学校教師や医師が高級職階に昇進する前に1年以上の農村末端における業務従事経験の義務化、農業関連学科の専科設置の質的向上、緊急に不足している農業関係の専門職種の前倒し採用の検討、速やかな農村人材振興の推進に関する政策意見の発出等が列記されている。
- （8）具体的には、農業のキープポイントとなるコア技術の攻略加速化、一連の重要科学技術プロジェクトの手配、農業生物技術の研究開発強化、種苗の自主的イノベーションプロジェクト・国家農業種苗資源保護利用プロジェクト等の実施、大中型・スマート化・複合型農業機械の研究開発実用化と丘陵山間地区耕地の機械化向け改造、科学技術特別派遣員制度の本格化・陣容充実、現代農業産業技術体系の整備強化、特色・競争力ある農産物のカバー率拡大、農業・他産業間産業チェーンへの科学技術資源の充当、農業産業科学技術イノベーションセンターの整備強化、国家農業ハイテクノロジー産業モデル地区や国家農業科学技術パーク等のイノベーションプラットフォーム基地の建設強化、現代気象学を農業のために活用するシステムづくりの加速化等が列記されている。
- （9）ほかに、a 多様な方式の適切な大規模経営を奨励発展させるとともに、小規模農家向けの農業サービス体系を整備すること、b 農村の集団所有経営に係る建設用地を市場的に取引できるようにするための一連の制度を制定すること、c 農村の住宅用地の管理を厳格化し、郷鎮政府の住宅用地審査に対する監督管理を強化し、土地

- が占有・乱用されるのを防止すること, d 住宅用地の使用権の権利確認登記証の交付を徹底的に進めること, e 住宅用地の所有権・資格権・使用権の「三権分置」の追求を重点に置いて農村住宅用地制度改革の試験実施を更に深化させること, f 農村集団所有財産権制度の改革の試験実施を全面的に展開し, 集団構成員の身分の確認, 集団所有資産の株式化, 株式合作制度の改革, 集団所有経済組織の登記・番号付与等の業務を順次展開すること, g 農村集団所有経済の発展の道筋を探索・拡充し, 集団所有資産の管理を強化すること, h 購買販売合作社の総合改革を深化し, 農業向けに機能させる能力を向上させる取組の継続実施, i 農業開墾地制度(国有), 国有林区林場制度, 集団所有林権制度, 草原請負経営制度, 農業用水価格等の改革の進捗を速めること, j 農業総合行政法執行改革を深化させ, 法執行体系を整備し, 法執行能力を向上させることが挙げられている。
- (10) 2020年10月27日, 「中国共産党第十九期中央委員会第五回総会」で2021-2025年の「第十四次国民経済・社会発展五か年計画」案等が審議されたタイミングに合わせて実施された「三農」分野に係る記者会見における説明。同時期, 各分野における2020年及び第十三次五か年計画期間(2016-2020年)における成果が順次, 記者発表された。(農業農村部「農業農村部就糧食市場運行と生産有関情況舉行新聞發布会」, http://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/dqlsscycxsc/ (2021年2月13日参照)。)
- (11) 2020年2月19日中国政府「農時不等人! 李克強要求各地要抓紧做好春耕備耕」, http://www.gov.cn/premier/2020-02/19/content_5480761.htm (2021年2月13日参照)。
- (12) 2020年3月3日中国政府「中央應對新型冠狀病毒感染肺炎疫情防控工作領導小組關於印發當前春耕生產工作指導性的通知」, http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-03/03/content_5486296.htm (2021年2月13日参照)。
- (13) 2020年3月5日國務院聯防聯控機制新聞發布会「介紹不失時機抓好春季農業生產工作情況」における張延秋農業農村部種業管理司長の説明。(中国政府, <http://www.gov.cn/xinwen/gwylflkjz44/index.htm> (2021年2月13日参照)。)
- (14) その一方で, 2019年産の政府による買入期限を2月末から3月末へ1か月延長した。
- (15) 2020年2月18日中国政府「李克強主持召開國務院常務會議 部署不誤農時切實抓好春季農業生產等」, http://www.gov.cn/xinwen/2020-02/18/content_5480608.htm (2021年2月13日参照)。
- (16) 2020年4月26日中国政府「国家發展改革委員會、農業農村部、国家糧食和物資儲備局等11部門單位聯合印發『關於2020年度認真落實糧食安全省長責任制的通知』」, http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/15/content_5511922.htm (2021年2月13日参照)。
- (17) 2020年10月21日農業農村部「農業農村部新聞發布会『就2020年前三季度農業農村經濟形勢』」, http://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/qsjdnyncjyqxqk/ (2021年2月13日参照)。
- (18) 2020年11月18日農業農村部「10月生猪生產持續恢復 猪肉市場供應明顯改善」, http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202011/t20201118_6356493.htm (2021年2月13日参照)。
- (19) 2020年8月26日農業農村部「農業農村部新聞發布会『就糧食市場運行和生產有関情況』」, http://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/dqlsscycxsc/ (2021年2月13日参照)。
- (20) 2017年の党中央・國務院一号文件の表題は, 「強力に農業の供給側の構造改革を進め, 農業農村發展の新しい運動エネルギーの育成を加速することに関する若干の意見」。
- (21) 2019年の党中央・國務院一号文件の表題は, 「農業農村的優先發展を堅持し, 『三農』業務をしっかりと行うことに関する若干の意見」。
- (22) 毎年4月に農業農村部より公表される「中国農業展望報告」では, 将来10年間の市場動向判断を行っている。
- (23) 2020年9月15日中国政府「國務院辦公厅關於堅決制止耕地“非農化”行為的通知」, http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/15/content_5543645.htm (2021年2月13日参照)。
- (24) 2020年11月17日中国政府「國務院辦公厅關於防止耕地“非糧化”穩定糧食生產的意見」, http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/17/content_5562088.htm (2021年2月13日参照)。
- (25) 2020年9月27日中国政府「國務院辦公厅關於促進畜牧業高質量發展的意見」, http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/27/content_5547612.htm (2021年2月13日参照)。
- (26) 仮に2020年の生産量と輸入量の合計を所要供給量と仮定して試算すると, 2020年と比較して, 生産量が161万t(4%)増の4,274万t, 輸入量が161万t(37%)減の278万tとなる(1.(3)2)参照。同様に, 牛肉は, 生産量が79万t(12%)増の751万t, 輸入量が79万t(37%)減の133万tとなる。
- (27) 2018年11月13日国家食糧・物資備蓄局「《糧食安全保障法》起草領導小組召開第一次會議」, http://www.lswz.gov.cn/html/gzdt2018/2018-11/13/content_240758.shtml (2021年2月13日参照)。
- (28) 2021年1月20日国家食糧・物資備蓄局「『十三五』糧食流通領域改革交出閃亮成績單」, http://www.lswz.gov.cn/html/zt/qgh2021/2021-01/20/content_264017.shtml (2021年2月15日参照)。
- (29) 2020年8月17日付け新華社「習近平對制止餐飲浪費行為作出重要指示」, http://www.gov.cn/xinwen/2020-08/17/content_5534026.htm (2021年2月13日参照)。
- (30) 「反食品浪費法草案」は, 2020年12月22-26日の全国人民代表大會第24次常務委員會で最初の審議が行われた。法案は全32条, 外食關係を切り口に, 食品消費・販売關係における反浪費, 節約促進, 厳格なコントロールを焦点とし, 食糧・食品生産加工・貯蔵運搬等における浪費減少のための原則を規定する一方, 現在起草中の「食糧安全保障法」等と「分担」し, 食糧生産加工, 備蓄流通等の關係における食糧節約や損耗減少については, 後者に規定すること。(2020年12月21日付け新華社「完善低年齢未成年入犯罪規定, 規制食品浪費, 規範“人臉識別” 全国人大常委會法工委會回應热点問題」, <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/5e6f1f1851034b84a17c132926ae1245.shtml>, 同22日付け新華社「十三届全国人大常委会第二十四次会议在京举行」, <http://www.npc.gov.cn/npc/kgfb/202012/ef48297e09484f898a79ea2bd8ecb88.shtml> (2021年2月13日参照)。)
- (31) 2020年11月12日「中国發展ハイレベルシンポジウム」における講演(農業農村部2020年11月12日「韓長賦: 實現鄉村全面振興, 需要破解農村金融、人材、土地三大瓶頸」(中国發展高層論壇公眾号, http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202011/t20201112_6356221.htm (2021年2月13日参照)。))

- (32) 11月27日付け経済日報「立足新發展階段 推動農業高質量發展—訪農業農村部総農芸師、弁公庁主任広徳福」（広徳福農業農村部総農芸師・弁公庁主任（副部長級）へのインタビュー記事），http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/27/content_5565281.htm（2021年2月13日参照）。
- (33) 2021年の党中央・國務院一号文件のメインテーマとなっている。文件の表題は、「鄉村振興を全面的に推進し、農業農村の現代化を加速することに関する意見」。
- (34) 2020年11月26日付け農民日報「貫徹落實党的十九屆五中全會精神全面推進鄉村振興（農業農村部部長 韓長賦）」，http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202011/t20201126_6357045.htm（2021年2月13日参照）。
- (35) 2020年12月1日付け人民日報「胡春華（副総理）：加快農業農村現代化」，http://www.gov.cn/guowuyuan/2020-12/01/content_5566064.htm（2021年2月13日参照）。
- (36) 「都市への完全移動」は、農村戸籍からの離脱（農村の土地に対する権利は喪失）と都市戸籍の付与を伴う。2014年当時、1.7億人（当時）と言われた農民工の都市居住化が緩やかになり、都市側の労働力・人材の確保が求められると同時に、農民の都市における生活・就業条件の不安定性が4.（4）1）の「請負地の流動化による農業経営集約化」のネックとなり、更に、両親と離れて生活する「農村留守児童」も大きな社会問題であること等から改革が進み、2016年から2019年までに1億人の農村戸籍から都市戸籍への転換が達成されたとする。
- しかしながら、政府の「実績づくり」が先行したともみられ、今後の焦点は、制度面の改革以上に、今回、新型コロナ問題でも浮き彫りになった農民工の雇用や賃金の不安定性、生活水準や社会保障レベルの格差の解消等の根本的な問題の解決に移ってきていることが、4.（3）の「格差解消が急務」との提起につながっている。

【引用文献】

【日本語文献】

百崎賢之（2021）「第1部 横断的・地域的研究 第1章 農村振興政策の各国横断的研究 11. 中国」農林水産政策研究所『プロジェクト研究[主要国農業政策・貿易政策]研究資料 第8号』。

【外国語文献】

海関総署（2021）「2020年12月進口主要商品量値表（人民幣値）」，<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxgk/2799825/302274/302277/302276/3516038/index.html>（2021年2月12日参照）。

国家統計局編『中国統計年鑑』（2011，2015～2020）中国統計出版社。

国家統計局（2017～2020）「四半期經濟主要統計公表数値」（「前三季度經濟增量由負转正」（2020年10月19日，http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202010/t20201019_1794596.html）ほか，国家統計局が毎年1月，4月，7月，10月の各20日前後に公表（全て国家統計局ネットを2021年2月11日参照））。

国家統計局（2020）「糧食產量数据」，http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202012/t20201210_1808377.html及び解説「国家統計局農村司司長李鎖強解讀糧食生產情況」，http://www.stats.gov.cn/202012/tjsj/sjjd/t20201210_1808376.html（2021年2月10日参照）。

国家統計局（2021）「2020年國民經濟穩定恢復 主要目標完成好於預期」，http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202101/t20210118_1812423.html（2021年2月10日参照）。

農業農村部「農產品供需形勢分析月報」（月刊，2015年2月号～2021年1月号），http://www.moa.gov.cn/ztzl/nybrl/rlxx/202102/t20210210_6361615.htm（2021年1月号）（各号について農業農村部ネットを2021年2月10日参照）。

農業農村部市場預警專家委員會（2020）『中国農業展望報告（2020-2029）』中国農業科學技術出版社

李俊柱（2021）「猪業高層交流論壇・中国養猪巨頭20強排名」，<http://www.ygsite.cn/show.asp?id=75990>（2021年2月13日参照）。

李鵬程・王明利（2020）「環保和非洲猪瘟疫癩双重挾擊下生猪生產如何恢復」『農業經濟問題』2020年第6期

2021（令和3）年 3月31日 発行

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第6号

令和2年度カントリーレポート タイ、ベトナム、インドネシア、韓国、中国

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
